

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出者責任の特例措置	<p>【具体的内容】 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。</p> <p>【提案理由】 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法改正により、元請業者に処理責任が一元化された。しかし、大規模な工場内での建設工事においては、同一事業場内で土木建設工事が非連続かつ頻繁に行われることが多いため、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行った方が効果的な場合もある。</p> <p>たとえば、前の建設工事で発生したコンクリートなどは、同一事業場内の次の工事で使用されることが望ましい。しかし、現行の法制度の下では、元請業者が排出者となるため、発注者の事業所内に廃棄物を留めておくためには、元請業者から発注者に処理を委託する必要がある。発注者が処理業の許可を得る必要がある。そのため、元請業者は、数ヶ月間発注者の工場内に留めておけば次の工事で使用できる廃棄物であっても事業場外に移動させて、有効利用先を探すか処分先を探す必要がある。</p> <p>一方、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができれば、前の工事で発生したコンクリートなどは、広大な敷地の同一事業場内で適切に保管され、次の工事で建設材料として使用できるため、元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の効率的なリサイクルが進む。また、輸送効率が上がるため、地球温暖化対策の観点からも有効である。</p>	日本経済団体連合会	環境省	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、排出事業者としてその処理の責任を負うこととされています。	事実確認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3	建設工事に伴い生ずる廃棄物について、当該廃棄物が発生した発注者の事業場内で当該廃棄物を保管する場合は、排出事業者(元請業者)が産業廃棄物保管基準を遵守する必要があるが、御指摘の「発注者の事業所内に廃棄物を留めておくためには、元請業者から発注者に処理を委託する必要がある」との規制は、廃棄物処理法上存在しません。なお、発注者が、同一事業場内の次の工事で当該廃棄物を再生利用するまでの期間、元請業者に保管場所を提供することは、廃棄物処理法上問題ありません。
2	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	廃棄物該当性の判断基準の見直し	<p>【具体的内容】 環境省発第050812003号「行政処分の指針について(通知)」において、廃棄物または有価物の判断基準のひとつである「通常の取扱い形態」として、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記載がある。</p> <p>しかし、廃棄物として通常処理しているも、製品としての市場が形成され、有価でリサイクル業者に売却しているケースが存在する。そこで、実態と合わない上記通知の「通常の取扱い形態」を見直す必要がある。例えば、「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述の削除が考えられる。</p> <p>【提案理由】 廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断される。このなかの「(3)通常の取扱い形態」については、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」とされている。</p> <p>しかし、廃棄物として通常処理されているも、有価物として売却できるケースが実際に存在している。例えば、燃料へのリサイクルが可能な廃油については、廃棄物として通常扱われるが、有価でリサイクル業者に売却することが可能である。そのため、通知の「(3)通常の取扱い形態」は実態とは矛盾する基準となっており、この基準があるために、廃棄物として通常処理されれば、有価で売却しているも、廃棄物処理法上の廃棄物として見なされてしまう可能性がある。現在、廃棄物としていたものを有効利用製品として市場を形成させていくことが求められており、本基準は廃棄物の有効利用促進を阻害していると考えられる。</p> <p>当通知の「(3)通常の取扱い形態」を見直すことで、廃棄物の有価化が促進され、経済上価値のある資源の有効活用、また廃棄物の削減に繋がることが見込まれる。</p> <p>なお、(3)の「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述を削除したとしても、他の判断基準により、廃棄物の適正処理は担保できる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物に該当するかどうかは、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。	現行制度下で対応可能	「行政処分の指針について」(平成25年3月29日付付内閣府発第1303299号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいひ、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して、個別の事案ごとに判断すべきものです。したがって、「通常の取扱い形態」における御指摘の基準のみを持って廃棄物に該当するかどうかを判断するものではないことから、「この基準があるために、廃棄物として通常処理されているれば、有価で売却しているも、廃棄物処理法上の廃棄物として見なされてしまう可能性がある」との御指摘は当たらないと考えます。なお、廃棄物該当性の判断は上記の通り個別の事案ごとに行われることから、提案理由にて御指摘の燃料へのリサイクルが可能な廃油に「有価でリサイクル業者に売却」する場合は、当該廃油について、「製品としての市場が形成されている」と判断される事案もあると考えます。
3	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	廃棄物の定義等の明確化	<p>【具体的内容】 (1)有価物として再販売するが未定の下取り品、(2)二重の下取りを行う製品(販売業者が下取りを行った製品を、製造業者が再度下取りするケース等)、(3)顧客に納入した製品のメンテナンスにより発生する交換部品や油脂類、(4)製品の設置工事で発生する廃棄物について、(a)どの段階から廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するか、(b)「廃棄物」に該当する場合に排出者責任は誰にあるのか(製品の販売業者、販売業者から委託された業者、製品の購入者等)、「廃棄物」に該当する場合に処理業の許可は必要か、具体的なケースを想定し、通知等により明確化するべきである。</p> <p>【提案理由】 製品の販売等に伴って生じる廃棄物については、平成12年9月29日商産第79号において、「新しい製品を販売する際に商標留として同様の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である」と通知されているが、上記(1)～(4)の(a)～(c)については明確化されておらず、自治体によって判断が異なる。</p> <p>例えば、「(2)二重の下取りを行う製品」について、販売業者が下取りをした製品を、製造業者が再度下取りをする際、収集運搬を行う製造業者に収集運搬業の許可が必要かどうかの判断が自治体によって異なっている。</p> <p>廃棄物の定義等については、様々な通知等が出されているが、さらなる明確化を行うことで、自治体の判断のブレが解消され、廃棄物処理法が全国で統一して運用されることが期待される。同時に、業者等が非意図的に法律違反をしようとすることが避けられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理を業として行うとする者は、廃棄物処理業の許可が必要です。ただし、排出事業者が自らその廃棄物を処理する場合等は、この限りではありません。また、廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断することとしています。	対応不可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第14条 「行政処分の指針について」(平成25年3月29日付付内閣府発第1303299号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要があります。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等と相談することが適切であると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)	
4	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー環境	資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス燃料に関して廃棄物該当性の判断基準を見直し、バイオマス発電を推進すべきである。具体的には、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限り、廃棄物該当性の判断基準である「通常の取り扱い形態」の適用除外、「取引価値の有無」の緩和(例えば、購入価格のみで判断し、運送費は考慮しない等)を行うべきである。また、国は、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかの明確な判断基準を策定すべきである。	環境省		対応不可	「行政処分等の指針について」(平成25年3月29日付け環境産廃第1303299号環境	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものです。廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を有していることから、バイオマス燃料として発電に利用される物であっても、上記の判断の結果廃棄物と判断される場合には、廃棄物処理法による適切な管理下に置くことが必要であり、その判断にあたって上記の判断基準を緩和することは困難です。	
5	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー環境	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物該当性の判断基準の緩和	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物に該当するかどうかは、物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断することになっている。「(3)通常の取扱形態」では製品の市場性が問われるが、新規開発した廃棄物由来燃料の場合は、市場に流通した前例がないため、(3)について判断することはできないと評価されている。また、「(4)取引価値の有無」により、「逆有償=廃棄物」と判断され、逆有償ほど運賃が高くなり、その結果、バイオマス燃料が廃棄物と見なされてしまう。そのため、販売先が限定され、バイオマス燃料の有効利用が阻害されている。上記基準の緩和にあたっては、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限ることにより、適正処理を担保できると考えられる。	環境省	事実確認	御指摘の「新規開発した廃棄物由来燃料の場合は、市場に流通した前例がないため、『通常の取扱形態』について判断できない」との点については、「行政処分等の指針について」において必ずしも全ての判断基準を適用するの必要はないと示していること、「(逆有償=廃棄物)と判断される」との点については、ある物が廃棄物に該当するかどうかは上記の通り総合的に判断されるものであり、廃棄物処理法において廃棄物に該当する物を一律に定めているわけではないことから事実確認です。
6	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー環境	廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断することになっている。「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、バイオマス燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱いは、平成24年度に検討し、結論を出すとしている。その際は、以上の点も踏まえ、一定の条件下で輸送時も廃棄物とみなさない方向で検討を進めなくてはならない。他方、5項目全てを満たさなくても各都道府県が総合的に判断して有価物と認めれば、廃棄物由来製品を有価物として取り扱うことは可能である。しかし、実態としては国の明確な判断基準が無いことにより、各都道府県で先進的な判断が求められ、結果として慎重な判断(廃棄物に該当)が下されるケースが多く、また、判断基準にも地域間の差が生じている。そのため、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかについて、国が明確な判断基準を策定すべきである。	環境省	環境省	その他	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成25年3月29日付け環境産廃第13032911号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	御指摘の輸送費の取扱いは明確化については「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)を发出したところであり、さらに、バイオマス発電事業者の廃棄物該当性に係る判断について、判断事例集を作成し自治体に周知するなど、自治体において合理的な判断がなされ、また、自治体間の判断に調和が図られるよう、取組みを進めています。	
7	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー環境	【具体的な内容】資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直す必要がある。例えば、再生可能エネルギー固定買取制度で認定されたバイオマス燃料だけを熱利用する施設については、バイオマス燃料が廃棄物か有価物かの分類に関わらず廃棄物焼却炉の規制を適用しないこととすべきである。【提案理由】廃棄物を受け入れるバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。そのため、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要であるにもかかわらず、バイオマス発電設備の設置がなかなか進まないのが現状である。バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直すことで、既存のバイオマス発電設備において柔軟な燃料選択が可能となり、資源・リサイクルと地球温暖化対策の充実に資する。また、着工までに何年も要する廃棄物焼却炉の規制を受けずに新規のバイオマス発電所が建設できれば、地球温暖化対策の一層の加速につながる。なお、バイオマス発電設備は、大気汚染防止法に定められた環境基準を遵守することが義務付けられており、廃棄物焼却炉と比べて大気環境が悪化する事象は想定し得ない。廃棄物焼却炉に定められた箇所の管理項目としてダイオキシンがあるが、燃料に塩素が含まれなければダイオキシンは発生しないため、燃料中の塩素濃度を管理すればダイオキシンの発生を抑えることも可能である。また、燃焼温度に焼却炉と同等の規定を設ければ、ダイオキシンの分解も可能である。加えて、発電を目的としているため、廃棄物の適正処理の観点からも問題がない。	日本経済団体連合会	環境省	廃棄物処理施設法第5条に規定する一般廃棄物処理施設又は第7条に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。	対応不可	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものです。廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を有していることから、上記の判断の結果廃棄物と判断される場合には、廃棄物処理法による適切な管理下に置くことが必要であり、当該廃棄物と判断されたバイオマスを受け入れる発電設備を設置する場合には廃棄物処理法に基づく施設設置許可が必要である。また、廃棄物処理施設の設置及び維持管理にあたっては、御指摘の大気汚染に係る基準のみならず、設置者の能力や欠格要件、構造基準、維持管理基準等を定めており、廃棄物の適正な処理の観点から施設を規制しているのは廃棄物処理法のみであることから、廃棄物を処理する施設について、他法令で一部類似の規制があることをもって廃棄物処理施設設置許可を不要とすることは困難です。	
8	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー環境	【具体的な内容】古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維以外でも、再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和すべきである(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)。【提案理由】「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」を扱う際、産業廃棄物処理法の許可は不要とされており、昭和46年10月16日環整43号通知において、古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維がそれに該当すると規定している。現在では、この4品目以外にも再生利用が確実に担保されているもの(例:ペットボトル、発泡トレー等)は存在するが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは見なされていない。そのため、再生利用が確実に担保されていない「産業廃棄物」としての規制(廃棄物処理法の許可、受納書の締結、産業廃棄物管理票の交付等)を受けるとなると、効率的な再生利用が阻害されている。例えば、小売業者が自主的に店頭回収したペットボトルや発泡トレー等について、自治体が財政状況等の理由により回収できなかった分は、小売業者がリサイクル業者に売却している。しかし、リサイクル業者に売却する際、有償で取引されても輸送費との関係で産業廃棄物として見なされ、処理法の許可を有しない事業者の自費で運送を行うことができない。そのため、収集運搬業者等に運送を委託することとなり、ペットボトルや発泡トレーなどの再生利用に膨大なコストがかかっている。再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和することにより(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)、再生利用の推進と廃棄物の発生抑制が効率的に行えるようにすべきである。	日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物の収集又は運搬若しくは処分を業として行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています。	現行制度下で対応可能	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものです。廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を有していることから、上記の判断の結果廃棄物と判断される場合には、廃棄物処理法による適切な管理下に置くことが必要であり、当該廃棄物と判断されたバイオマスを受け入れる発電設備を設置する場合には廃棄物処理法に基づく施設設置許可が必要である。また、廃棄物処理施設の設置及び維持管理にあたっては、御指摘の大気汚染に係る基準のみならず、設置者の能力や欠格要件、構造基準、維持管理基準等を定めており、廃棄物の適正な処理の観点から施設を規制しているのは廃棄物処理法のみであることから、廃棄物を処理する施設について、他法令で一部類似の規制があることをもって廃棄物処理施設設置許可を不要とすることは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
9	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	産業廃棄物収集運搬業の許可に際する申請書類の様式統一	<p>【具体的内容】 産業廃棄物の適正処理に事業者が注力できるよう、産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の全国での統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、産業廃棄物処理法第9条の2による様式第六号による申請書のほか、同条に規定された書類及び図面を、当該業を行うおとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、収集運搬業の許可手続きに多くの手間と時間を要している。各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、1書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。なお、環境省第060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について)において、環境省は、各都道府県に対し、申請書類の様式統一を要請したところであるが、申請書類の様式の統一は進んでいないのが実態である。</p>	日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物収集運搬業の申請書類については、産業廃棄物処理法施行規則において全国統一の様式が定められている。	現行制度下で対応可能	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2	産業廃棄物処理業の申請書類については、既に産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において全国統一の様式が定められているところだが、その適用により異なる様式を用いている都道府県等もあることから、当該様式の使用について、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について(平成20年3月31日付付環境省第080331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」(平成23年3月31日付付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)を発出するとともに、各種会議等を通じ、都道府県等へ周知を図っているところである。引き続き、統一の様式の使用について周知徹底を図ります。
10	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	汚泥の脱水施設の取扱いの見直し	<p>【具体的内容】 生産工程の一部として組み込まれた汚泥の脱水施設について、当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理しているも、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 汚泥の脱水施設が廃棄物処理施設に含まれるかどうかについては、環境省第45号において「独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まない」としている。また、環境省第050325002号において、廃棄物処理施設に該当しない要件として、(1)当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること、(2)排水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと、(3)当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていることと掲げられている。上記(2)、(3)の要件が満たされれば、生活環境への影響は生じないと考えられ、(1)において、「生産工程本体から発生した汚水のみを処理する」装置に限る必要はない。当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理しているも、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。なお、都道府県によっては、実際に、工場内の食堂の排水設備が水処理工程内に組み込まれている場合にも、廃棄物処理施設でないとして認められている例もあり、行政・事業者双方の事務負担軽減、予見可能性の向上の観点から、少なくとも解釈を明確化・統一すべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物処理法において、同法施行令第7条に該当する施設を設置する場合は都道府県知事の許可を要しなければならないこととされています。汚泥の脱水施設については、独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まないこととされています。	対応不可	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 「『規制改革・民間開放推進3か年計画(平成17年3月25日閣議決定)』において平成16年度中に講ずることとされた措置(産業廃棄物処理法の適用関係)について」(平成17年3月25日付付環境省第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	産業廃棄物処理法施行令第7条第1号に該当する汚泥の脱水施設を設置する場合には、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要です。ただし、一定の生産工程を形成する装置の一部として組み込まれた汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものではないことから、当該許可を不要としています。一方、生産工程以外から発生した汚水を処理する場合は、当該施設は独立した廃棄物処理施設としてとらえ得るものであることから、施設の設置許可が必要です。
11	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	県外産業廃棄物流入規制の見直し	<p>【具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制の見直しを図るべきである。最低でも、事前協議の運用にあたっては、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子化を進めるなど手続きの簡素化に努めるべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請・許可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理・リサイクルの阻害要因となっている。たとえば、産業廃棄物となる食物残渣をサーマルリサイクルする際、県によっては県外からの廃棄物の収集を認める場合と認めない場合がある。これにより、一部の食物残渣が肥料として再利用されず、産業廃棄物として資源として有効利用できていない。環境省は「必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、都道府県等に働きかけている」とのことだが、引き続き都道府県等に働きかけを行うことが求められる。また、都道府県等に対し通知等を発信するのであれば、その内容を環境省Webサイトで公開すべき。こうすることで、排出事業者は各自自治体へ要望しやすくなる。なお、中央環境審議会「産業廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)において、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見書されている。</p>	日本経済団体連合会	環境省	-	その他	-	都道府県等による流入規制に関しては、広域的に移動する産業廃棄物の円滑な処理を阻害すること、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱う産業廃棄物量が制約される結果として無許業者の不適正処理ルートに向かうこととなりかねないこと、従来産業廃棄物処理業者が市場において優位に立っているようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけたこと等といった問題があります。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知(※)及び各種会議を通じ、都道府県等に働きかけており、引き続き、働きかけを行ってまいります。(※)「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付付衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知) http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=1100484 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成18年9月27日付付環境省第080927001号及び環境省第080927002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知」 http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/no080927001.pdf

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
12	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	広域認定制度における他社製品の処理の緩和	<p>【具体的内容】 広域利用認定制度において、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。 【提案理由】 廃棄物処理法は、環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定することにより、廃棄物処理業に関する自治体ごとの許可を不要とする広域認定制度を規定している。製品の性状、構造を熟知しているメーカー等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本特例制度を完全させれば、一層の資源確保が期待できる。 しかし、現在の運用では、同一性状の製品であっても他社製品は認定対象となっていない。そのため、資源として有効利用されるのは、広域認定制度を積極的に利用しているメーカー等の製品にとどまる。また、複数社の製品が混在している場合、排出者が別し、各社に処分依頼を出す必要があり、事務負担や運搬費が大きくなってしまふ。 とりわけ特例産廃業は、世界的に標準化・規格化が進んでおり、ハードウェアについてはメーカー等による相違はほとんどない。そのため、他社製品でも同様の適正処理を行うことは可能である。効率の高い適正処理と資源の有効利用をより一層進めるためには、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。 なお、一昨年の政府回答では、「同種の製品であっても認定の対象とできるよう、実態を踏まえつつ、検討を行っているところ」とされている。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>・広域認定制度は、製品の製造事業者等が自社の製品の処理を広域的・適正に行う場合に環境大臣の認定を受けることで廃棄物処理業の許可を不要とする制度です。 ・その対象は「製造事業者等が自社製品の処理を担う場合」に限定しています。これは、製品の流通網や製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が処理を担うことで、高度な再利用が期待できること、再生又は処理・再利用の経路の反映が期待できることなど第三者にはない適正処理のための効果が得られるためです。 ・なお、①自社製品を回収する際にやむを得ず混入した他社製品、②自社製品に付随して回収する程度の他社製品であって、一定の要件を満たし、予め審査において認められた場合には、本制度の対象としています。</p>	対応不可	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3 同法施行規則 第6条の13、第2条の15、第2条の12の8、第12条の12の10</p>	<p>・他社製品を広く収集して処理を行うという意は、通常の廃棄物処理業そのものであり、これを広域認定制度の対象に追加することは、廃棄物処理業の許可制度が意味のないものとなり、不適正処理が横行する事態になりかねません。 ・したがって、御要望にお応えすることは困難です。</p>
13	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	JIS規格石灰灰の保管・輸送時の廃棄物処理法適用除外	<p>【具体的内容】 資源有効利用促進法の指定副産物とされている電気業の石灰灰について、JIS規格等の徹底した品質管理を行っている場合は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである(例:事業者自らがセメント等の製品原料として加工(粒度等を均質化)したJIS規格石灰灰は、産業廃棄物に該当しない等)。 【提案理由】 電気業の石灰灰は、資源有効利用促進法の指定副産物に該当し、有効利用に向けた取り組みが求められている。こうしたなか、電気業の石灰灰について、JIS規格化等の厳正な品質管理を行い、セメント原料等として有償譲渡(売却)しているものがある。 しかし、少量販売や遠方販売においては、輸送費が販売額を上回るため、産業廃棄物と見なされる。そのため、(1)産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となり、(2)運送業者・車両・メーカー等の製品にとどまらず、(3)排出業者が低コストで利用が進まない、(3)保管場所の届出が必要になる、といった問題が生じ、流通コストが高くなってきている。 そこで、石灰灰を廃棄物処理法の適用除外とすることで、(1)産業廃棄物収集運搬車両以外の様々な輸送手段が活用でき、流通コストやJIS規格石灰灰の価格を低減することができる。(2)廃棄物の低減で石灰灰の利用者が増加する。(3)排出事業者側、引取者側ともに産業廃棄物保管場所の届出が必要となる、といった利点が生じ、リスクの推進に繋がる。 なお、JIS規格化等の厳正な品質管理を行うことで、石灰灰が不適正に取り扱われることはないと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>廃棄物処理法において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は気状のもの(放射線物質及びこれによつて汚染された汚物。を)をいふこととされています。</p>	対応不可(一部、事実確認)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第3項 付付環境産廃第130329号環境省大臣官房環境部リサイクル対策課産業廃棄物課長通知</p>	<p>廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要です。 また、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。 したがって、一定の品質が担保されることは上記の判断において廃棄物ではないと判断される一要素ではあるものの、そのことのみをもって一律に廃棄物処理法の規制の適用を除外することは適切ではないと考えます。 なお、輸送費が販売額を上回ることのみをもって産業廃棄物と見なすものではないことから、この点の御指摘は事実確認です。</p>
14	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	容器包装リサイクル法における再商品化実施委託金等の支払い方法の見直し	<p>【具体的内容】 特定事業者が指定法人に対して再商品化実施委託金・提出委託金を支払う方法について、別の方法も認めるべきである(例えば、実際に再資源化された量および実際の負担額に基づき支払いを行う等を法の施行規則へ明記する)。 【提案理由】 指定法人は、再商品化業務にあたって、その実施方法、委託料金の額の算出方法等について、再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないとされている。 特定事業者は、本規定に基づき、容器包装廃棄物の再商品化を指定法人に委託する際、当該年度の排出見込み量等を再商品化実施委託料金・提出委託料金を指定法人に支払う必要があり、精算は翌年度(再商品化事業に使用した実績総費用と、特定事業者が負担した「予定」実施委託料金等の総額との間に生じる過不足について精算)と翌年度(確定した)提出金額と特定事業者が負担した「予定」提出委託料金の総額との間に生じる過不足について精算)の二年間わたって行われる。 コミュニケーションシステムで加盟者全体を管理するファンチャイブ事業の事業者が、加盟者の分りままと管理して委託金を支払うことは、非常に効率的であり、また、容器包装廃棄物の排出量を的確に把握することで、容器包装廃棄物にかかる取り組みを一体的に推進することができる。しかし、加盟者の契約が終了した場合(閉店等)、元加盟者の連絡先等の把握が困難となるにもかかわらず、委託金の精算手続きを二年間わたって行うことは非常に大きな事務負担となる。 そこで、実際に再資源化された量およびその際の負担に基づき委託金を支払う方法を採用できるようにすることで、精算を行う必要がなくなり、事務手続きが簡素化される。なお、特定事業者が指定法人に対して容器包装廃棄物の排出見込み量の報告を行うこととすれば、指定法人の事業計画の策定等への支障は起きないと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省、環境省	<p>容器包装リサイクル法に基づき、指定法人と再商品化契約を締結して再商品化業務を履行する特定事業者は、再商品化委託料金等に関し、主務省及びこれに基づき指定法人との契約内容に基づき、契約締結期限や当該契約に基づく債務の履行期限、支払いの方法等を遵守する必要があります。</p>	対応不可	<p>再商品化委託料金等の精算については、正味財産が約2億円である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、約400億円の再商品化委託料金等を予め資金調達することは困難であり、資金借入れに伴う金利等として特定事業者が負担する新たなコストが発生します。このため、御提案のような負担が増加するような制度の導入は、特定事業者等との合意を得ることは難しいと考えます。</p>	
15	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	グリーン購入法における総合評価値の算出方法の見直し	<p>【具体的内容】 グリーン購入法において調達基準が定められたコピー用紙、印刷用紙の総合評価値の算出方法について、「その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するハルバ(楨林木、国産材、再・未利用材等)利用割合」の重み付けを、森林認証材ハルバ利用割合や間伐材ハルバ利用割合と同等にすべきである。 【提案理由】 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めている。本基本方針において、政府が調達するコピー用紙、印刷用紙については、総合評価値による調達基準が定められている。総合評価値の算出にあたっては、(1)森林認証材ハルバ利用割合、(2)間伐材ハルバ利用割合、(3)その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するハルバ(楨林木、国産材、再・未利用材等)利用割合などが加算項目として定められているが、(3)については重み付けが(1)、(2)の半分になっている。しかし、この重み付けの違いについての合理性は乏しく、(3)は、(1)(2)と同様の環境配慮価値を有している。 そこで、(3)について本来の環境価値を反映させ、基準を変更することによって、調達基準を満たす製品供給の推進が容易になり、結果的に本来の目的である古紙利用が進むものと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)では、環境物品等の調達の推進等に関する基本方針において特定調達品目及び判断の基準を定め、国等の機関は判断の基準を満たす物品等を調達することとなっています。 コピー用紙、印刷用紙の判断の基準では、古紙利用や木材の合法性、持続可能性等を総合的に評価するための算定式を定め、その算定式から算出される総合評価値が80以上であることを求めています。 また、総合評価値の算定においては、古紙ハルバ配合率の他に①森林認証材ハルバ利用割合、②間伐材ハルバ利用割合、③その他の持続可能性を目指したハルバ利用割合などを用いいますが、森林認証材及び間伐材の利用を促進していくことの重要性を鑑み、評価の重み付けとして、①及び②については、③に比べては、5倍を乗せることとしています。</p>	検討	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)</p>	<p>平成25年度から、業界での取組状況等を調査し、特定調達品目検討会において提案された項目に係る判断の基準の見直しを検討を実施します。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
16	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	特定産業廃棄物の見直し	<p>【具体的内容】放射性物質汚染対処特措法における特定産業廃棄物について、放射性物質による汚染の濃度が十分に低いものについては、通常の産業廃棄物とすべきである。</p> <p>【提案理由】産業廃棄物のうち、事故由来放射物質によって汚染され、又はそのおそれがあるものは、特定産業廃棄物に該当する。これにより、1都9県において、生産活動により発生する紙やフィルムなどの産業廃棄物を焼却し、廃熱ボイラで蒸気を製造して熱回収する設備から排出される飛灰は、放射性物質の濃度が8000Bq/kg以下であれば、特定産業廃棄物に該当する。特定産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準を遵守する必要がある。また、特定産業廃棄物の処分用に供される廃棄物処理施設や一定地域に所在する廃棄物処理施設は、特定産業廃棄物処理施設に該当し、当分の間、廃棄物処理法に基づく(維持管理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく(維持管理基準を遵守し維持管理する必要がある。事業者は、本特定産業廃棄物の処理を自ら行うことができない場合、廃棄物処理法や放射性物質汚染対処特措法に基づき、処理業者に委託することとなる。処理業者の多くは、特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準を満たす施設を所有していても、地域住民からの抗議を恐れ、特定産業廃棄物の受入を拒否している。そのため、処理先が決まらない飛灰が事業所内で増え続けており、廃棄物処理法の保管基準を守れない事態に近付いている。埋め立て処理をすることは可能であるが、循環型社会構築の観点から埋め立てより路盤材などにリサイクルをすることが望ましい。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>放射性物質汚染対処特措法において、特定産業廃棄物は廃棄物処理法に定める処理基準に加えて、特措法に定める特別の処理基準に従って処理を行わなければならないこととされています。また、特定産業廃棄物を処理する施設は、廃棄物処理法に定める維持管理基準に加えて、特措法に定める特別の維持管理基準に従って維持管理を行わなければならないこととされています。</p>	対応不可	<p>平成二十三年三月十一日に施行した東京電力大平井沖積層(伊予原)子力発電所の事故による放射性物質の汚染への対応に関する特別措置法第23条 平成二十三年三月十一日に施行した東京電力大平井沖積層(伊予原)子力発電所の事故による放射性物質の汚染への対応に関する特別措置法施行規則第30条 平成二十三年三月十一日に施行した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の汚染への対応に関する特別措置法第23条 平成二十三年三月十一日に施行した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の汚染への対応に関する特別措置法施行規則第30条 平成二十三年三月十一日に施行した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の汚染への対応に関する特別措置法第23条 平成二十三年三月十一日に施行した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の汚染への対応に関する特別措置法施行規則第30条</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法第23条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものであって環境省令で定めるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義し、放射性物質汚染対処特措法施行規則第28条及び第30条においてその範囲を規定しています。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲については、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見を踏まえて見直しを行い、昨年11月9日に改正省令を公布し、翌月9日より施行したところです。これにより、改正前に特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とされていたものの大部分について、その要件が外れ、通常の一般廃棄物・産業廃棄物となりました。一方、一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設から排出されるばいじんは、放射性セシウムの含有率が高いという知見があるため、これらのばいじんの要件の見直しについては、慎重な対応が必要であると考えます。このため、これらのばいじんについては、引き続き特定一般廃棄物・特定産業廃棄物とし、今後、さらに知見が得られた場合には、改めて範囲の見直しを検討することとしたところです。したがって、現時点でこれ以上の見直しを行うことは困難です。なお、少なからず、事故由来放射性物質についての放射能濃度を調査した結果、事故由来放射性物質が検出されなかった一般廃棄物・産業廃棄物については、「事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの」に該当しないことから、規則第28条及び第30条に掲げる廃棄物に該当したとしても、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物には該当しないと考えて差し支えないこととしています。</p>
17	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	土地の形質変更時の届出の簡素化	<p>【具体的内容】形質変更時要届出区域内における工事について、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壤汚染対策法12条の届出を不要化する等により、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】土壤汚染対策法14条では、自主的な土壤汚染状況調査によって土壤汚染が判明した場合などには、土地の所有者等が都道府県知事に区域(形質変更時要届出区域)の申請を行うことができる。また、「形質変更時要届出区域」に指定されると、土地の形質の変更をする場合、土壤汚染対策法12条により、工事着手14日前までに都道府県等に届け出る必要がある。(1)基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止すること。(2)基準不適合土壤が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないこと。(3)土地の形質変更後に人の健康に係る被害が生ずる恐れがないことが満たされていない場合は、都道府県知事は計画の変更を命ずることができる。以上により、埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、工事着手までに時間がかかることとなる。そのため、土壤汚染対策法14条の申請が困難される。そこで、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壤汚染対策法12条の届出を不要とすることで、形質変更時要届出区域となっても、行政手続による工事着手遅れが回避できる。また、土壤汚染対策法14条の申請も進むと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>土壤汚染対策法第12条1項により形質変更時要届出区域において土地の形質の変更しようとする者は、その着手の14日前までに、形質の変更について都道府県知事に届け出なければなりません。この際の「土地の形質の変更」とは土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壤の届出を伴わないような行為も含まれます。</p>	対応不可	<p>・土壤汚染対策法第12条1項、同項ただし書及び1号、同条4項、規則第59条1号、3号、4号 ・土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(国土交通省)第11228002及11228003号閣議決定 環境省水・大気環境部長通知</p> <p>土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壤の飛散、基準不適合土壤が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壤の運搬等による汚染の拡散リスクを伴うものであることから当該届出を必要としています。都道府県知事は、土地の形質の変更の届出があった場合において、その施行方法が基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、掘削又は流出を防止していること、帯水層に接しないように、改正後の土壤汚染対策法に適合しないと認めるときは、届出を受けた日から14日以内に限り、施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとしています。このため、土地の形質の変更を命ずる14日前までに届出を必要としており、法第12条の届出を不要とする手続の簡素化はできません。なお、通常の管理行為、軽易な行為等(法第12条第1項ただし書の1)については届出を要しないため、埋設配管等の突発的な工事等がこれに該当する場合は届出を要しない場合があります。</p>	
18	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	地下水汚染調査にかかわる手続きの簡素化	<p>【具体的内容】土壤汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土地の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地について、地下水モニタリングを行う際、地下水汚染等の問題がなければ、申請をしなくても段階的にモニタリング頻度の低減をできるように徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】土壤汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土地の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地については、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされている。本規定により、地下水モニタリングの結果、地下水汚染のおそれなければ、自動的に地下水モニタリングの頻度は低減すると解釈できるが、自治体によっては、地下水モニタリングの頻度の低減にあたって申請を必要としており、受理されなければ頻度を下げることができない。地下水汚染が生じていなければ、申請をしなくても段階的に地下水モニタリング頻度の低減をできるようにすることで、モニタリング費用を削減することができる。</p>	日本経済団体連合会	環境省	<p>土壤汚染対策法施行規則第40条及び別表第6により、当初1年は4回以上等、地下水の水質の測定頻度を規定しているところですが、当該申請については規定していません。</p>	その他	<p>土壤汚染対策法施行規則第40条及び別表第6第1号 当該申請は、法令には規定しておらず、自治体の運用によるものであるため、当該申請を求め自治体と協議する事項です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該法令等	措置の概要(対応策)
19	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	土地の形質変更に関する要件の見直し	【具体的内容】 臨海部の工業専用地域等において、(1)該当土壌を敷地外に搬出しない、(2)形質の変更に伴い、周辺に土壌流出が生じない、(3)工事期間中、汚染のおそれのある建設残土や地下水のモニタリングを行うこと等を条件に、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際の届出を不要とすべきである。 【提案理由】 土壌汚染対策法第4条により、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、(1)該当土壌を敷地外に搬出しない、(2)形質の変更に伴い、周辺に土壌流出が生じない、(3)形質の変更に伴う部分の深さが50cm以下の場合、届出は不要とされている。また、都道府県知事が、当該土地について、特定有害物質によって汚染の恐れがあると認めた場合、事業者は、指定調査機関による土壌調査を行い、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。場合によっては半年程度の調査期間を要する。 しかし、事業誘致に関しては、タイムリーな事業開始が競争力強化において最も重要なポイントであり、土壌調査に時間を要することによる事業タイミングの遅延、もしくは、時間的制約から国内立地の回遊という可能性も高く、わが国の競争力を低下させる一因となる。また、既存製造所内で早期事業開始を検討する場合は、計画を3000㎡未満に抑えるなど、計画に支障をきたす場合がある。 なお、(3)を届出不要の要件から削除しても、臨海部の工業専用地域等において、(1)を廃止し、加えて、工事期間中、地下水のモニタリング等を行い、その結果を都道府県知事に報告することとすれば、地下水の取用等の観点や土壌の直接採取の観点から、環境リスクは小さいと考えられる。	日本経済団体連合会	環境省	土壌汚染対策法第4条第1項の届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般を規定しています。法第4条第2項は、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行わせています。土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合、当該土地から汚染が拡散することはないため、当該届出を不要としています。深さ50cm以上の掘削を伴い、土地の形質の変更の範囲が3,000㎡を超える場合は、大規模な土地の形質の変更であり、汚染の拡散を生じるおそれがあることから、当該届出の対象としています。 御提案の臨海部の工業専用地域(において)及び(公)を満し、加えて地下水のモニタリングを行った場合でも、工事施工時の基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生による汚染の拡散のリスクを伴うと考えられるため、当該届出を不要とすることはできません。	対応不可	土壌汚染対策法第4条第1項 土壌汚染対策法施行規則第25条 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(環水大土発第110706001号、平成23年7月8日、環境省水・大気環境局長)記の第3の2(2)①	
20	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	行政による土壌汚染物質の自然由来の証明	【具体的内容】 土壌汚染状況調査により発見された土壌汚染物質について、それが自然由来の物質である可能性がある場合、その証明が行政が行うべきである。 【提案理由】 土壌汚染状況調査対象地において、特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められている。しかし、自然由来の物質であることを行政に証明するために、事業者には、非常に多くのコストと時間がかかっている。そもそも汚染発生原因が自然由来にもかかわらず、土地の所有者に負担を課するのは不合理である。	日本経済団体連合会	環境省	土地の所有者等が行う土壌汚染状況調査において地歴調査の結果、調査対象地の試料採取対象物質がシアンを除く第二種特定有害物質であり、かつ人為的原因を確認することができない場合については、専ら地質的に同質な状態で汚染が広がっているいわゆる自然由来の土壌汚染である可能性があることから、この特性を踏まえた適切な科学的な調査の観点から、通常の土壌汚染状況調査とは別の調査方法によって調査を行わなければならないこととしています。(規則第10条の2) この調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するかどうかの判定基準に照らして専ら自然に由来すると認められる場合には、都道府県知事は、当該土地を形質変更時要届出区域に指定し、当該区域が自然由来特例区域である旨を台帳に記載することとしています。	対応不可	土壌汚染対策法第9条第1項 土壌汚染対策法施行規則第10条の2 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(環水大土発第110706001号、平成23年7月8日、環境省水・大気環境局長)記の第3の1(6)Ⅱ、Ⅲ及び別紙	土壌汚染状況調査は、土壌汚染の判明以前に行うものであること、私的財産である土地の状況を把握するための行為であることなどから、行政が行うのではなく、土地の状況につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権限を有する土地の所有者等が行うこととしています。 本法の施行通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(別紙)に規定している土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定は、土地の所有者等が行う土壌汚染状況調査の中で行われる調査です。このことから、当該調査を行政負担により行うことはできません。
21	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	土壌汚染対策法における届出対象の見直し	【具体的内容】 ガスパイプラインの設置にあたって、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)における形質変更届出の有無はそれぞれ面積が9000㎡以上かどうかで判断すべきである。 【提案理由】 土壌汚染対策法では一定規模(3000㎡)以上の土地の形質の変更しようとする者に届出を義務付けている。加えて、環水大土発第100305002号において、「同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、(中略)土壌汚染状況調査の機会をできる限り広(捉えようとする)法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計し「3000㎡以上となる場合には、まとめての土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。」としている。そのため、ガスパイプライン建設工事では公道部分の開削工事も含めて一つのプロジェクト(対象)とみなされるため、個々の工事は3000㎡未満であっても届出が必要となる。ガスパイプラインの設置については、「天然ガス・プロパンガス等専門委員会報告書」において、「関係規制やその運用が建設期間の長期化を招いているケースや合理的な整備ルートと計画を照らし合っているケースも存在する。これらのケースは結果的に、整備事業者のコスト増につながる要因となる可能性もあり、(中略)天然ガスパイプラインの整備に当たっては、必要に応じて現状の関係規制やその運用の精査を行う必要があると考えられる。」と明記されている。そこで、土地の形質の変更の届出については、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)の面積が9000㎡以上かどうかで判断すべき。この見直しにより、土地の形質変更届出およびその調査に係る期間が短縮され、より早期のパイプライン敷設が可能となる。	日本経済団体連合会	環境省	土壌汚染対策法第4条第1項に基づき「土地の形質の変更の届出は、同一の手続きにおいて届け出るべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することと必ずしも一致しません。」 土壌汚染状況調査の機会を広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し届出を行わせています。	対応不可	土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(環水大土発第110706001号、平成23年7月8日、環境省水・大気環境局長)記の第3の2(1)及び(2)①	土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散リスクを伴うものです。 一方、平成15年に施行された土壌汚染対策法においては、土地の形質の変更の届出は、指定区域内の土地に限られており、指定区域外における土地の形質の変更については、規制が定められていませんでした。 このため、平成21年の法改正において、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができるとしたところですが、 したがって、同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、幹線建設工事も含め、土壌汚染状況調査の機会を広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断する必要があります。 なお、トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断することとしています。
22	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用	【具体的内容】 特定粉じん(アスベスト)排出等作業を行う場合の届出において、災害その他非常の事態の発生により排出作業を緊急に行う必要がある場合に限り、(例)規定より事後届出が認められている(通常は14日前までの届出が必要)。同様に非常事態後の水準面調査、危険要因を解消するため早急に設備点検を必要とする作業の届出についても、非常事態に実施した緊急作業に準ずる措置と規定し、事後届出で可とするか、あるいは届出書の受理を以てて工事の着工を可能とするなど、例外規定の弾力的な運用を行うべきである。 【提案理由】 2006年10月1日より、石綿を含有する配管等の保温材も大気汚染防止法の届出対象となった。大気汚染防止法では作業開始14日前までの届出が義務付けられているが、ただし書きとして「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。」とあり、事後届出が可能となっている。製油所において、例えば配管腐食で油漏れ等につながる不具合が発生した場合、同様の腐食環境にあると思われる類似の設備・配管等についても速やかに点検すべきところ、現行法では14日間を待たなければ作業を行うことができず、危険要因を放置するリスクがある。例外規定が弾力的に運用されることで、油漏れ等の非常事態に繋がる同様の不具合に対しても、速やかな対応が可能となり、危険要因を放置するリスクを早期に解消することができない。	日本経済団体連合会	環境省	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の14日前までに、都道府県知事に届け出なければなりません。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありません。大気汚染防止法施行規則において、「緊急に行う必要がある場合」とは、典型的には、災害で崩壊し、交通等に支障を及ぼしている建築物を緊急に解体するような場合を想定していますが、提案にあるようなケースの取扱いはについては明確にしておらず、都道府県等の判断に委ねられています。	対応	大気汚染防止法第18条の15第1項、第2項	製油所において、配管腐食で油漏れ等につながる不具合が発生し、都道府県知事が「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合(以下「非常事態」という)」と認めた場合、同様の腐食環境にある類似設備(配管等の設備)についても非常事態に準ずるものとして取り扱う関係自治体に対して周知します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
23	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	研究開発設備に関する規制緩和	研究所全体の全研究設備の一日の高圧ガス処理量合算値が100mを超える場合であっても、小規模研究設備(ラボ設備・ベンチ設備で処理量≦10m ³ /日)および中規模研究設備(処理量≦100m ³ /日)については、その設置・変更・設備追加に関して都道府県知事の許可を求めるのではなく、手続きを簡素化(例:届出制への移行、小規模研究設備の設置については高圧ガス保安法の適用除外)すべきである。	日本経済団体連合会	経済産業省	一つの事業所内に複数の高圧ガス製造設備が設置される場合には、各々の設備の処理量を合算する運用が内規により定められている。	検討	高圧ガス保安法	事業所全体の高圧ガスの一日の処理量合算値が100mを超え既に都道府県知事の許可を得ている事業所において、許可を得た時点で設置されている独立した設備については、その後の変更については、何回変更しようとも変更に係る設備の一日の処理量が100m未満である限り、都道府県知事の許可を得る必要は無く、届出のみとしており、こうした観点で手続きを簡素化しています。こうした中で、今回、一日の処理量が100m未満の設備の設置、変更、設備追加に関する要望をいただきました。本件については、提案者に研究開発を行う上で実態上、どのような点で研究開発上の問題があるのか等について詳細を確認した上で、安全性も考慮しながら、当方での措置の概要(対応策)を検討します。
24	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	ガスタービン取替えにおける工事開始期間の短縮	現状では、1万kW以上のガスタービン発電設備の原動機の交換が電気工事計画変更届の申請対象事項と解釈され、工事計画変更届を申請後30日経過しないと交換が実施できない。これを、同形式のエンジンへの交換に関しては、電気事業法第48条の規定で「軽微な工事等」として扱い、工事開始期間の短縮を認めるべきである。	日本経済団体連合会	経済産業省	出力1万キロワット以上のガスタービンの取替工事については、工事計画の届出が必要であり、届出が受理されてから30日を経過した後でなければ工事を開始してはなりません。しかし、技術基準に適合している等一定の要件を満たしていると認められれば、工事開始までの期間を短縮することができます。	現行制度下で対応可能	電気事業法第48条	1万kW以上のガスタービン発電設備の原動機の交換は、交換前のもと同じ仕様・同一材料のものであれば、電気事業法上「取替え」と区分され、「変更の工事」として扱われる(電気事業法施行規則別表第二)ことから、工事計画の届出が必要です。[電気事業法第48条第1項及び第2項]また、1万kW以上5万kW未満のガスタービンは、1万kW未満のものに比較し、リスクが高いことのみならず、過去の事故実績から1万kW以上の方が事故率が著しく高くなる傾向があります。さらに、1万kW以上においては、取替え後の方が高くなっています。このことから、出力1万キロワット以上のガスタービンの取替工事については、工事計画届出を不要とするだけでは不十分な見、専門家等からなる審議会において結論が得られております(平成25年3月電力安全小委員会)。
25	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	定期安全管理審査手数料体系の見直し	現在の定期安全管理審査に係る手数料の額は、定期事業者検査の実施台数に基づく体系となっている。安全管理審査は定期事業者検査の実施に係る体制を審査するものであり、台数との関係はないことから、審査に係る工数を基準とした手数料体系にすることを要望する。	日本経済団体連合会	経済産業省	定期安全管理審査に係る現行の手数料は、「使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)平成22-06/28厚院第3号 NISA-234e-10-1」における標準審査工数を踏まえたものです。また、ご指摘のとおり定期事業者検査対象設備を多く持つ発電所については、手数料の負担が大きく感じることもあるため、同一区分の施設について2台目以降は審査手数料を軽減する措置を取っております。	事実確認	電気事業法関係手数料規則第6条	定期安全管理審査は、定期事業者検査の実施に係る組織のみならず設備毎に作成される検査記録等の確認も行うものであり、実施台数が増加する毎に検査の工程も増加するため、現在は設備毎に手数料を徴収しています。ただし、同一区分の施設については、審査を省略できる部分があり、審査工程が短縮できることを考慮して、2台目以降は審査手数料を1/3とする等の軽減措置を取っており、実施に即した手数料体系が既に構築されていますので、現行制度を最大限活用下さい。
26	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	電気主任技術者の選任要件緩和	事業用電気工作物を設置する場合、電気主任技術者の選任が必要であり、当該電気主任技術者は、事業場に常時勤務する者でなければならないとされているが、これを撤廃すべきである。	日本経済団体連合会	経済産業省	発電所の場合には、電気主任技術者は、発電所又は発電所を管理する事務所に常駐することを求めており、必ずしも発電所に常駐させることを求めるものではありません。	事実確認	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項の表第7号 平成25年1月28日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	「制度の現状」に記載のとおり、事実確認です。
27	4月8日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	低濃度(微量)PCB汚染廃電気機器処理の環境整備	<要望> 全ての事業者が法律期間内に処理が行えるよう、処理施設側の受け入れ体制を整備する。 また、焼却処理以外の処理方法(溶剤等でのフラッシング)を確立し、確認する。 <理由> 電気の変圧器の絶縁油等に使用されていたPCB汚染電気機器は、有害物質(発がん性物質)として、昭和40年代に使用禁止となり、平成39年3月31日迄に処理することが義務付けられている。低濃度PCB汚染物の総線油に関しては、全国で数ヶ所の処理施設で対応しており、トランス、コンデンサ等の筐体(箱もの)の処理は、施設不足が否めない。中でも、大型筐体(重量10t以上)の処理施設は存在していない。 また、現在は焼却処理が求められるが、100t近い大型筐体等は運搬も出ず、物理的に対応が困難であり、今後も処理が進まない可能性大。 <効果> 法律期間内迄の、有害物質の適切な処理の完了。	民間企業	環境省	微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、平成21年より廃棄物処理法の環境大臣による無害化処理認定制度を活用した処理体制の整備が進められています。PCB廃棄物の処理施設については、その処理が確実に実行することについて、個別に精査して認定しているところであり、平成22年の第1号の認定後、着実に認定事業者が増加し、現在8事業者が認定されています。今後も、認定を希望する事業者が複数あり、各事業者における申請書類の準備が遅い次第、順次、認定手続きに入っていくこととしています。また、焼却処理以外の処理について、洗浄による処理は、県知事の許可を得て処理を行っている事業者が存在し、既に大型機器の処理を含め実用化されています。なお、廃棄物処理法においては、無害化認定制度のほか、都道府県知事許可によるPCB廃棄物処理も可能であり、焼却処理方式が1件あるほか、洗浄方法による自社処理施設の許可が複数存在します。今後も事業者からの申請があり基準に適合していれば順次許可がなされることとなります。	現行制度下で対応可能	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	既に対応している内容ですが、今後も焼却処理以外の処理方法を含め、処理体制が増強されるよう、着実に認定等を進めていくこととしています。
28	4月8日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	温室効果ガス排出量算出に統一	<要望> 集計単位(年・年度)を統一させる。 <理由> 温室効果ガス排出量算出において、CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oは、4-3月まとめ(年度)、HFC、PFC、SF ₆ は1-12月まとめ(暦年)、となっており、同じ報告書内で集計範囲が異なる。違法の観点では、間違いが起りやすくなり、帳票を個別に作成せねばならない等、企業にとって、余計な工数が発生している。 <効果> 集計の手間低減。	民間企業	環境省	算定報告対象となっている6種類のガスについて、CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oは年度単位、HFC、PFC、SF ₆ は暦年単位で算定することとなっています。	対応不可	温暖化対策の推進に関する法律 第21条の2、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第3条	HFC、PFC、SF ₆ については、これらに関する既存の統計の多くが暦年を用いていることを踏まえ、算定対象の事業者等の負担を考慮し暦年になっているものです。仮に、年度を統一した場合、既存の多くの統計との不整合が生じるとともに、事業者が本制度とその他統計それぞれに算定を求められることによる作業負担の増加が懸念されるため、算定年度を変更することは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
29	4月12日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る到達時間要件の緩和	電気事業法施行規則第52条2項により保安監督業務の委託契約を締結することにより、電気主任技術者を選任しないことができる条件として、「委託契約の相手方の主たる連絡場所が当該事業場に2時間以内に到達し得る場所にあることが求められる。小水力発電設備は、しばしば都市部から離れた地域に設置されるため、保安監督業務を委託できる事業者が「2時間以内に到達し得る」場所に存在しない場合もある。このような地域では自社社員である電気主任技術者を追加で選任しなければならず、特に小規模な施設では採算性の確保が困難になっている。このため、小水力発電設備における保安監督業務の委託に関して、上記の「2時間以内に到達し得る場所にあること」との要件の緩和を検討願いたい。	民間企業	経済産業省	現在、発電所に電気主任技術者を選任せず外部委託承認制度を活用する場合、平成25年1月28日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の規定により、「2時間以内に到達し得る場所にあること」との要件が付けられています。	対応不可	電気事業法施行規則第53条2項第6号 平成15年7月1日 経済産業省告示第249号 平成25年1月28日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	小水力発電設備についてのみ、感電・火災や系統への波及事故等の電気保安上のリスクが低いという合理的理由はなく、小水力発電設備についてのみ2時間以内の要件を緩和することはできません。 電気主任技術者の外部委託承認制度において、受託者となる保安管理業務担当者は、複数の設置者の電気工作物を受託しており、平常時のみならず事故等の異常時においても、その状況を適時に把握し、必要な措置を講ずることが必要であり、「2時間」という条件は、事故等の異常時においても遅滞なく到達し得るとする観点から規定しているものです。 なお、外部委託承認制度のみならず、電気主任技術者に係る兼任の承認要件としても「2時間以内に到達できること」を求めています。
30	4月12日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	電気主任技術者許可選任の緩和	電気主任技術者に係る法第43条2項の許可は、「その申請が各要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限る、行ふものとする。」とあるが、地方産業保安監督部によっては「選任した主任技術者を事業場に常時勤務すること」が許可選任要件として求められ、随時巡回制御方式、随時巡回制御方式での運用も認めないのが現状。ついては、小水力発電設備に関して、電気主任技術者許可選任は許可要件となる事業場の規模も小さいことから、随時巡回制御方式での運用を可能とする事について検討をお願いしたい。	民間企業	経済産業省	「許可選任」における勤務箇所について、有資格者でない者を選任するという特殊性は格上、単一の事業所に限って選任可能とするものであり、発電所の管理事務所に常駐することが原則です。 なお、常駐が現実的ではない設備については、設備の状況及び管理・監督体制を個別案件ごとに審査し、安全性を確保できる体制がとられていると判断できる事業場については、必ずしも現場に常駐させることを求めているわけではありません。	現行制度下で対応可能	電気事業法第43条第2項 平成25年1月28日付「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	「制度の現状」に記載のとおり、現行制度で対応可能な場合がありますので、所管の産業保安監督部に御相談ください。
31	4月12日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る出力制限の緩和	電気事業法施行規則第52条2項により保安監督業務の委託契約を締結することにより、電気主任技術者を選任しないことができる事業場は、水力発電所の場合、出力1,000kw未満のものに限られている(但し、平成25年6月末までに出力2,000kw未満まで引上げ予定)。このため、固定価格買取制度の対象とされている1,000kw以上30,000kw未満の水力発電所については自社社員である電気主任技術者を選任しなければならず、採算性の確保が難しい場合が生じている。ついては、小水力発電設備に関して、固定価格買取制度の対象である1,000kw以上30,000kw未満の水力発電所においても、保安監督業務の委託を可能とする事について検討願いたい。	民間企業	経済産業省	現在、発電所に電気主任技術者を選任せず外部委託制度を活用する場合においては、電気事業法施行規則第52条2項の規定により、出力1,000kw未満の自家用電気工作物に限られています。 今般、安全性の確認調査の結果、平成25年6月末までに出力2,000kw未満まで引き上げることを検討しています。	その他(一部対応可)	電気事業法施行規則第52条第2項	まず、小水力発電設備についてのみ、感電・火災や系統への波及事故等の電気保安上のリスクが低いという合理的理由はなく、小水力発電設備についてのみ外部委託制度の対象範囲を引き上げることはできません。 電気主任技術者の外部委託承認範囲拡大については、平成24年度に専門家を交えて安全性の確認調査を行った上で検討を行った結果、一般的に高圧の電圧区分とされる出力2,000kw未満の発電設備であれば、安全確保の観点から重大な影響をもたらすことがないことが検証され、出力2,000kw未満までの引き上げが適当とされたことです(平成25年3月電力安全小委員会)。 御要望の出力の内、特別高圧の電圧区分で連系されるもの(概ね出力2,000kW以上)では、波及事故の際の影響等が重大なものとなるため、緩和はできません。
32	4月12日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	タンクシステム台車による充填機能確認の容認	<要望> 車両の中の、充填に関わるタンクシステム部分のみを切り出し台車に搭載した、タンクシステム台車での充填機能を確認出来るようにする。 <理由> 現状は車両以外での充填行為は認められていない。完成検査に車両が必要というステーションとしての問題がある一方で、市場の様々なステーションとセットでの開発が必要な自動車にも以下の課題がある。市販車単体においては、限られた試作車台数、コスト、機密等の関係で、社外ステーションへの試作車の持ち出しや運用は容易ではなく、車両を市販する前に、各社の様々な水素ステーションとの組み合わせで充填機能確認を行うことが困難。また、現在の水素ステーション技術は発達しており、安全は確保されているが、車両タンクシステムとの組み合わせでの充ん機能確認は、前記の状況からステーション側としても経験が限られ、商用営業に向けた運用成熟においても不安が大きい。 <効果> 上記にあげた課題克服が容易となり、車両と水素ステーション双方の充てん品質熟成を通じて、お客様に迷惑をかけないスムーズな商用営業運用に繋がる。	民間企業	経済産業省	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の用語の定義において、圧縮水素スタンドは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填するための設備となっています。	検討	高圧ガス保安法	本件については、別途、平成25年度から平成27年度にかけて技術開発が実施されることとなっております。本要望への対応を行うに当たり、技術開発の内容、進捗状況及びその結果を踏まえ、当方での措置の概要(対応策)を検討します。
33	4月12日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	A/C新冷媒の高圧ガス保安法の適用除外	<要望> 実験データ等も踏まえ、カーエアコン用の新冷媒HFO-1234yf用の回収・充填装置は、「高圧ガス保安法」の適用除外とする。 <理由> カーエアコンに使用している冷媒は、地球温暖化に与える影響が大きいことから、影響が小さい新冷媒として、HFO-1234yfを検討している。しかし、HFO-1234yfは「可燃性ガス」に分類されるため、販売店の整備工場および回収・充てん機について、高圧ガス保安法に則り、厳しい規制が適用される。<例> 第一種(または第二種製造者)として都道府県知事の許可(また届出)・HFO-1234yf(取扱用の為)の販売店・設備投資・専用充填・回収機器の新規取得(100~150万円/台)、作業場の改修工事(防煙隔壁設置+換気ダクト、ピット改造等の滞留防止工事)(100~300万円)、冷媒保管庫(少量危険物届出)の設置(100~200万円)等。現行法規では、整備工場および回収・充てん機の導入が困難であるため、自工会が中心となり、国の委託事業(高効率ノンフロン型空調機器技術の開発)を活用した可燃性実験を実施中である。(低リスクの結果が得られる見込み) <効果> 地球温暖化への影響を抑制する、新冷媒HFO-1234yfの、円滑な導入を可能とする。	民間企業	経済産業省	HFO1234yfは可燃性のフルオロカーボンであることから、その回収装置については高圧ガス保安法の適用があります。	検討	高圧ガス保安法	本件については、経済産業省として技術的な検討を行うとともに、本件に関連し現時点で活発な議論が行われている欧州での検討の状況、そこで得られる知見も参考にしながら、当方での措置の概要(対応策)を検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
34	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	水景施設における雨水の活用	<p>【具体的内容】</p> <p>ヒートアイランド対策等で民間事業者が整備した水景施設において雨水を活用した場合の排水について、民間事業者が下水道法第8条で定められた水質まで浄化した場合には、河川等の公共水域に直接放流することができることを明確にするとともに、公共下水道管理者への周知を図るべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答において、国土交通省はヒートアイランド対策のための河川水利用に関する下水道規制の見直しに対して、「水景施設で利用した水を下水道法第8条で定められた水質(または浄化)した場合」には、下水道法第10条第1項ただし書に基づき、公共下水道管理者からの許可をうけて、当該水た下水道規制を河川等の公共用水域に放流することができるという考え方を示している。これは、ヒートアイランド対策のための河川水を利用した水景施設の設置の後押しとなった。一方で、一部の地方公共団体においては、河川水に加え貯留した雨水を活用する水景施設については、その排水が下水道法第8条で定められた水質まで浄化されている。下水道法第10条第1項ただし書の対象とならないとして、下水道に接続し下水道料金を支払うよう求めている。</p> <p>河川水に加え貯留した雨水も活用した水景施設のコスト負担が軽減されれば、都市部のヒートアイランド対策の一層の進展も期待されるとともに、活用後の水を下水道法第8条で定められた水質にまで浄化してから河川等の公共用水域に直接放流すれば、河川等の水質改善の効率化も期待できる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	対応不可	下水道法第10条	<p>【下水道法第10条】</p> <p>公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者等は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合においては、当該設備の設置義務は免除されることとなる。</p>	下水道法第10条第1項ただし書を現場で運用するに当たっては、水質の確保が重要な判断要素ですが、放流位置、水量やその影響も含め、個々の事例ごとに下水道管理者が総合的に判断することになると考えられます。この判断は、下水道管理が自治事務であることから、各地方公共団体による自主的な運用が求められるところです。したがって、地方分権の観点も踏まえ、ご提案の周知を行うのではなく、個別事例に則した自主的、弾力的な運用に委ねることとしたいと思います。
35	4月8日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	PCB汚染廃電気機器(蛍光灯安定器)処理の環境整備	<p><要望></p> <p>越境処理の許可又は、各事業所に処理施設を設置する。</p> <p><理由></p> <p>蛍光灯安定器の処理は、国に認定されている日本環境安全事業株式会社(JESCO)しか行えない。JESCO事業所は全国に5ヶ所あるが、地域に応じて所管の事業所が決まっており、越境処理は容認されていない。</p> <p>現在は、九州事業所のみしか処理対応が出来ず、それ以外の地域(東京・愛知・大阪・北海道)の事業者は処理が行えない。</p> <p><効果></p> <p>法律期間内迄の、有害物質の適切な処理の完了。</p>	民間企業	環境省	検討	<p>現在、国が全額出資している特殊会社である日本環境安全事業株式会社による安定器等のPCB汚染物の処理について、高山以西1県及び北陸・甲信越以北の16県については処理体制が確保されていますが、西関東、東海、近畿地域については、現在、処理体制の確保について検討がなされているところです。なお、廃棄物処理法においては、特殊会社と民間事業者によるPCB廃棄物の処理について、特段の規制の区別はなく、これまで民間事業者による施設設置の努力がなされましたが、結果的に実現していない状況です。</p>	<p>安定器等の処理体制の確保については、環境省の検討委員会において検討し、平成24年8月に報告書がとりまとめられています。本報告書においては、御要望にあるいわゆる越境処理について行うことを含め提言されています。現在環境省において、検討委員会報告書を踏まえ、今後の処理体制のあり方について具体化するべく検討を行っているところです。</p>	
36	3月22日	5月2日	5月31日	エネルギー・環境	プラスチック製容器包装の再商品化の促進	<p>【具体的内容】</p> <p>プラスチック製容器包装の再商品化にあたって、セメント工場での受け入れを進めるため、セメントキルンに課せられる「エネルギー利用率の基準(96%以上)を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号)において、「プラスチック製の容器包装の再商品化に当たっては、まず、(中略)としての利用を行い、それによつては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補充的に利用する。当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする」と規定されている。</p> <p>また、「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月)では、固形燃料等利用施設は、96%以上のエネルギー利用率を満たすことが求められている。</p> <p>当該技術指針には、セメントキルンにおいてプラスチック製容器包装を使用する際のエネルギー利用率の計算方法も明記されているが、96%以上のエネルギー利用率では、セメント工場で受け入れ処理することができない。そのため、セメント工場におけるプラスチック製容器包装のリサイクルが阻害されている。そこで、セメントキルンに課せられたエネルギー利用率を緩和すべきである(例えば、75%以上に緩和する等)。</p> <p>なお、当該技術指針には、「エネルギー利用率については今後必要に応じて見直しを行う。」と明記されている。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省、環境省	検討	<p>「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月)では、固形燃料等利用施設は、96%以上のエネルギー利用率を満たすことが求められています。</p>	<p>「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月プラスチック製容器包装サマールリカバリー施設技術指針検討委員会)</p> <p>容器包装リサイクル制度は、分別排出をする消費者、分別収集をする市町村、再商品化をする事業者の各関係者の役割分担の下で成り立っている制度であり、制度変更に関しては、各関係者の意見を踏まえて検討を行う必要があります。平成25年4月に改正容器包装リサイクル法附則に基づき現行制度に検討を加えるべき時期を迎えたことから、各関係者の意見を聴取し、必要に応じて検討を行います。</p>	
37	3月22日	5月2日	7月31日	エネルギー・環境	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備の促進	<p>【具体的内容】</p> <p>平成24年4月9日に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革の方針」において、「建築物の屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外、人が架台下に立ち入らないものであつて、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は建築には該当せず、原則として、建築確認は不要であることを周知する」とあるが、屋上駐車場の上部に架台をかけた太陽光発電設備を設置する場合についても、建築には該当せず、建築確認は不要との扱いにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現状では、建築物の屋上駐車場を活用して上部に太陽光発電設備を設置する場合、その下にある駐車場や倉庫スペースについては「屋内的用途」と扱われるため、太陽光発電設備が建築物としての扱いを受け、建築確認が必要とされている。</p> <p>新築物件だけでなく既存物件も活用した太陽光発電設備の設置にあたり、屋上駐車場部分は貴重なスペースであるが、建築物扱いとされると容積、防火、構造等に関して一般建築物と同等の仕様を求められることとなり、設置コストが重くなるため、既存物件において設置が進まない一因となっている。再生可能エネルギーの固定価格買取制度が進む中において、規制を緩和することにより太陽光発電設備の設置が容易となるため、大半を占める既存物件において、同設備の設置に弾みがつくことが期待される。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省	現行制度下で対応可能	<p>建築基準法第6条等</p>	<p>一定の建築物の建築等を行う場合、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事による確認を受けることが必要です。なお、屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外人が架台下に立ち入らないものであつて、かつ、架台下の空間に屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は建築には該当せず、原則として、建築確認は不要となっています。</p>	<p>建築物の屋上に設置する太陽電池発電設備を屋根と取り扱うかどうかについては、個別の計画の内容により特定行政庁が判断しているところです。よって、個別の計画に応じて、現行でも対応可能です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
38	3月22日	5月2日	7月31日	エネルギー・環境	建設基準法における廃棄物処理施設の新築・増設規制の緩和	【具体的内容】 建設基準法における廃棄物処理施設の新築・増設規制について、設置する施設の種類、設置する地域などを考慮したうえで緩和すべきである。 【提案理由】 都市計画区域内において、廃棄物処理施設は、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増設は原則認められていない。ただし、(1)特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合、もしくは(2)一定の規模の範囲内であれば、新築・増設が認められる。廃棄物処理施設を新築・増設する際、(2)に該当しなければ、事業者は(1)に基づいて特定行政庁に申請するが、手続きに長期間を要するため、経済損失を招いている。現在、平成24年3月30日国住街第265号「建設基準法第51条ただし書き許可に係る運用についての通知が国土交通省から出され、地方自治体には手続の迅速化等が期待されているが、手続があること自体が大きな負担になっている。そこで、廃棄物処理施設の新築・増設がむむ、(2)一定の規模の範囲」の基準(建設基準法施行令に規定)を緩和するべきである。例えば、廃棄物処理施設の一日の処理能力の基準について、がれき類や木くずの破砕施設は100トンとされているが、廃プラスチックの破砕施設は6トンと厳しく、その理由も不明確であるため、廃プラスチックについての基準を緩和すべきである。また、工業専用地域及び工業地域での新築・増設に際して緩和するなど考えられる。こういった地域ならば、周辺住民への影響も少なく、また立地にも適している。「(2)一定の規模の範囲内」の基準を緩和することで、事業者、行政双方の負担が軽減される。	日本経済団体連合会	国土交通省	建設基準法第51条により、卸売市場、ごみ焼却場等の建築物は、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は同法施行令第130条の2の2で定める規模の範囲内において新築等する場合を除き、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築等してはならないこととしています。	対応不可	建設基準法 第51条 同法施行令 第130条の2の3	建設基準法第51条の対象施設は、都市において必要不可欠な施設であり、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れのあるものであることから、都市における供給処理計画の面や周辺地域の環境維持の面から都市内のどこに設置すべきかを十分に検討する必要があります。周辺環境への影響が小さいと認められる一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、例外的に法第51条の対象施設から除いているところであり、さらなる緩和は困難です。
39	3月25日	5月2日	7月31日	エネルギー・環境	太陽光発電の有効活用	【具体的内容】 同じ敷地に、賃貸アパートがあるのだが、その太陽光発電の電気が70m離れた自宅の電気として自家消費に活用しようとしたところ、電気法で電線を張ってはいけなく使えない、オール電化の自宅なので不効率である。 【提案理由】 発電量は、17.5kw位なので、自宅の電力(店舗併用住宅)位ではないかと思う。今後、電気料の値上げも予想され、はたまた、10年前に地球温暖化の原因の二酸化炭素の減量と年寄りの火災防止で設置したのにたまらない、電力の使用方法的自由化を検討して貰いたい。	鈴木規之税務士事務所	経済産業省	○電気事業法第17条第1項の規定に基づき、電気事業を営む場合及び専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき及び一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するときを除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととしている。 ○自宅・アパートが別受電であり、同一敷地内に設置されている場合にあっては、それぞれの建築物を別構内として扱い、アパートの上に設置した太陽電池(太陽光)発電設備と自宅とを結ぶ電線を事業用電気工作物として扱っています。ただし、それぞれの建築物とものを結ぶ電線の設置者が同一であり、その設置者以外の者が容易に隠れられないように物理的に区別されており、自宅・アパート・太陽電池・電線路が設置され区分された区域が連続している場合には、自宅と太陽電池発電設備を結ぶ電線も一般用電気工作物として取り扱っております。 (参考) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo_electrics/files/dhuesyutsuoyok.pdf 事業用電気工作物については、保安規程届出や電気主任技術者の選任等、電気事業法上の各種義務が課せられますが、一般用電気工作物であれば、基本的にそうした義務は課せられません。 ○ただし、電気事業法施行規則別第17条により、一の需要場所にて2の引込みを認めることができる条件のひとつとして、認定発電設備(太陽電池発電設備)が他の電気工作物(アパートの屋内配線)と電気的に接続されていないことを求めています。	現行制度下で対応可能	電気事業法第17条第1項 電気事業法第38条 電気事業法施行規則別第17条第1項第2号ハ	○専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するときとは、経済産業大臣の許可を要しないこととされており、制度上措置する必要がないものと考えられます。 ○アパートとは接続されていない太陽電池発電設備を自宅に引き込む場合は、下記①、②いずれであっても、使用が可能です。 【①】自宅・アパート・太陽電池発電設備・電線が一般用電気工作物に該当する場合 基本的に、特段の規制がなく、施設及び使用が可能です。 【②】自宅・アパート・太陽電池発電設備・電線が事業用電気工作物に該当する場合 電気主任技術者の選任及び保安規程の届出を要していただくことにより、事業用電気工作物として施設及び使用が可能です。 ○自宅・アパートが別受電であり、アパートと電気的に接続されている太陽電池発電設備を自宅に引き込む場合は、ループ電流の発生に伴う感電事故及び波及事故の防止のため、ご使用いただくにはできません。 ○いたいただいた内容の中では、上記のいずれかに該当するか不明であるため、詳しくは最寄りの産業保安監督部へご相談下さい。 (参考)産業保安監督部の所在地等情報 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/links/kantokubu.html
40	3月25日	7月9日	7月31日	エネルギー・環境	休耕田の有効活用	【具体的内容】 休耕田を有効に活用して太陽光発電や風力発電に転用できるように規制・制度の見直しをする。 【提案理由】 TPPへの参加等で休耕田の農地としての活用用途は増々少く農地の持ち主も高齢化により耕作は難しくなっている。 休耕田を有効に太陽光発電、風力発電に転用すれば原子力発電に頼らず環境保護にもなりますので早急に規制・制度の見直しを検討願いたい。	個人	農林水産省	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条又は第5条に基づき許可を受けることが必要です。 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性・周辺土地の利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしています。	現行制度下で対応可能	農地法第4条、第5条	農地は国民に対する食料供給のための生産基盤であると同時に、国土保全等の多面的機能を果たしている国内の限りある資源であり、優良農地を確保することは重要と考えています。一方で、優良農地以外の農地(第2種農地、第3種農地)においては、農地転用の許可基準に基づき、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置に係る許可を受けることが可能となっており、これらに該当する休耕田であれば転用許可可能です。
41	4月9日	5月2日	7月31日	エネルギー・環境	メガソーラー発電所設置に関する林地開発の取り扱い	メガソーラー発電所設置に関して、現在、都市計画法に関しては、一定の工事を行わない限り開発許可不要となっている。しかしながら、森林法5条の規定に基づき、同様の手続である林地開発許可が必要となっている。技術的な内容や近隣の同意など、商社にはほぼ同様の内容である。	民間団体	農林水産省	森林法第10条の2の規定に基づく林地開発許可制度は、保安林以外の森林において開発行為を行う場合に、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう、開発行為の適正化を図るため、森林法第5条に定める地域森林計画の対象の国有林における一定規模を超える開発行為(森林法以外の用に供する目的で行う土地の形質の変更全般)を都道府県知事の許可制としているものです。 具体的には、開発行為の規模(土地の面積)が1haを超える場合(専ら道路の新設又は改良を目的とする行為については、道路の幅員3mを超えるものに限り)に許可が必要とされており、それ以外の行為に関する許可は不要とされています。	現行制度下で対応可能	森林法第5条、第10条の2 森林法施行令第2条の3	メガソーラー発電所等の太陽光発電設備の設置については、一般に、基礎の上に架台を据え、その上に太陽光パネルが置かれる構造であるため、設備設置によって地表面を広くパネルで覆うなど土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為とみなされることから、土地の面積が1haを超える開発行為をしようとする場合には、森林の有する公益的機能の維持を阻害しないよう、林地開発許可が必要になります。 林地開発許可の要否については、自然的条件や開発行為の態様に応じて都道府県知事が個別に判断することとなりますが、許可を要すると判断された場合でも、森林法第10条の2第2項各号(※)のいずれにも該当しないと認められる場合には、都道府県知事は林地開発を許可しなければならぬこととされています。まずは具体的な事業計画等について、開発行為の対象農法が所在する都道府県の担当部局にご相談いただくことが適当と考えられます。 なお、森林法第10条の2の規定に基づく林地開発許可制度は、森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るためのものであり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画法に基づく開発許可制度とは制度趣旨が異なるものです。 (※)森林法第10条の2第2項各号に掲げる具体的なものとしては、「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること(同項第1号)などがあります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
42	4月12日	7月9日	7月31日	エネルギー・環境	アイドリング規制条例	<p>＜要望＞国として、アイドリングストップに関するガイドラインを整備する。特に、アイドリングストップ除外条件(非排煙、用途)を明確にすることで、PHV/HVに比べV2L、非常用V2Hにおいて、エンジンをONにすることを明確に認める。＜理由＞各自治体毎にアイドリングストップ条例が設定されている。この為、停車中の車両からの電力供給が自治体によっては対応出来ず、アイドリングストップ条例を定める自治体に対しては、PRが難しい。また、一企業が、個々の自治体と交渉することは、負担が大きい。＜効果＞V2L、非常用V2Hの普及を促進する。</p>	民間企業	経済産業省、国土交通省	国において、各自治体にアイドリングストップを義務付ける規制は存在していません。	対応不可	—	現時点で、国において、各自治体にアイドリングストップを義務付ける規制は存在していません。また、各自治体が定める条例等については、各自治体がその責任と権限において定めているものであり、国が明確に定義するよう指導することやガイドラインの発効等を行うことは適切ではないと考えています。
43	4月16日	6月8日	7月31日	エネルギー・環境	バイオマス発電に係る緑地面積の緩和	<p>工場立地法は、環境負荷の高い製造業などの適正な立地を目的に制定されたものであるが、環境負荷の軽減に貢献するバイオマス発電施設についても工場立地法が適用されるため、発電所敷地面積の25%を「緑地及び緑地以外の環境施設」にしなければならない。「工場立地に関する準則(告示)」では、地方公共団体が地域の実情に応じて緑地面積率等を緩和することを認めており、例えば、工業地域や工業地域等では環境施設(緑地及び緑地以外の環境施設)面積率を条例で10%まで引き下げることが可能であるとされているが、再生可能エネルギー発電施設の1つと位置づけられているバイオマス発電施設については、さらなる面積率制限の緩和若しくは撤廃を実施していただきたい。</p>	民間企業	経済産業省	工場立地法は、工場立地が環境の保全や周辺地域の生活環境との調和を図りながら、適正に行われるようにすることを目的とした法律で、製造業や電気供給業等に属する一定規模以上の工場及び事業場に対して、緑地等の整備を義務付けています。(緑地面積規制及び環境施設面積規制)バイオマス発電施設については、周辺地域の生活環境に与える影響が、火力発電所と同等であることから、工場立地法の届出対象の生産施設として、緑地面積規制及び環境施設面積規制を行っています。	その他	工場立地法施行令第1条 工場立地に関する準則第2条、第3条 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準 その他	工場立地法の緑地面積規制及び環境施設面積規制は、工場等の種類により格差を設けているのではなく、工場等の周辺の土地利用状況に応じて格差を設けています。これは工場等が、住宅や学校等が存在する地域に立地する場合と、工場等が集中して存在する地域に立地する場合では、周辺地域の生活環境への調和を図るために必要な緑地等の面積を異なると考えるのが合理的なためです。そのため、バイオマス発電施設について、周辺の土地利用状況を考慮せず、再生可能エネルギーの導入促進の観点をもって特例的に緑地面積規制及び環境施設面積規制の緩和を行うことは、周辺地域の生活環境との調和という工場立地法の法目的を踏襲すると適当ではないと考えます。また、固定価格買取制度の導入(平成24年7月)の「電気事業者による再生可能エネルギー発電の促進に関する特別措置法」において施行)に際し、再生可能エネルギーに関する施設の扱いについて検討し、太陽光発電施設については、平成24年6月に工場立地法の届出対象施設から除き、緑地面積規制及び環境施設面積規制の対象外とする政令改正を行いました。上記措置に際して、太陽光発電施設については、発電時に二酸化炭素や硫黄酸化物、窒素酸化物等の環境負荷物質や、騒音・振動等が発生しないことから規制の対象外とし、また、バイオマス発電施設については、発電時にCO ₂ やNO _x 等の排出物や騒音・振動の発生に際しては、火力発電所と同程度であること、バイオガスの生成に伴い臭気を発生する施設もあることから、周辺地域の生活環境に影響を与えないものと考えられるため、見直しを行うことは適当ではない理由により、引き続き規制の対象とすることになりました。このように、再生可能エネルギーの導入促進の観点から見直しは既に実施しており、今後の事情の変化はないことから、現時点で見直しを行うことは適当ではないと考えます。ちなみに、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法)に基づき市町村が定めることができる準則では、緑地面積率及び環境施設面積率ともに、最大1%まで緩和することが可能なため、バイオマス発電施設が立地する地方公共団体と協議していただきたいと考えます。
44	4月16日	6月8日	7月31日	エネルギー・環境	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の拡大	<p>小型発電設備規制検討ワーキンググループ(平成22年1月)において、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクを踏まえて定められたものであり、これを超える場合にダム水路主任技術者を不要とすることはできないとの見解を示されている。他方、東日本大震災を経て、小水力発電の普及は従来の重要性を一層増している。最大使用水量が1?を1つの大きい値とすることの再検証及び発電出力200kW以上への引き上げについて再度の御検討をお願いしたい。</p>	民間企業	経済産業省	水力発電設備を設置する者に対し、「ダムを伴うもの」「最大出力200kW以上」「最大使用水量1立方m/s以上」のいずれかに該当するものについては、ダム水路主任技術者の選任を義務付けています。	検討	電気事業法第43条第1項、平成24年経済産業省告示第100号	平成25年3月19日に開催された産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会(第2回)における審議の結果、特段の技術進歩や保安に関する状況変化等が発生していないため、ダム水路主任技術者の選任不要範囲についての見直しを行う必要はないとの結論が得られました。ただし、今後、事業者等から、必要な予て提供があった場合その他の状況変化があった場合には、合理的な規制のあり方を再度検討することとしております。
45	4月18日	6月8日	7月31日	エネルギー・環境	電気事業者のIPP電源入札における新電力等との共同調達の実現について	<p>一般電気事業者のコスト改善の一環としてIPP入札制度の復活が決定され、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(平成24年9月)が示されたところであるが、相対的に事業規模が小さく規制需要を持たない新電力には同様の手段で競争力ある電源を調達することは事実上困難(クレンジット、資金調達等)であるため、競争上不利となる恐れがある。競争が進まない主要因となっている新電力の供給力不足への対策、および規模増の場合の一般電気事業者が調達するIPP電源の経済性向上の観点から、一般電気事業者がIPP入札を実施する際は、応分負担による新電力との共同調達等を柔軟に実施するよう、制度的な措置を講じる必要がある。共同調達においては、制度的に禁止されるものではないものの、一般電気事業者が実施するインセンティブが限られた、事業者間の調整は取崩しがあるため、主管官庁が主体となり、「IPP電源の調達にあたっては、中長期的な調達予告スケジュールを公示するとともに、共同調達パートナー募集の公募を制度化する」等といったIPP電源調達に関する制度的な措置を要望する。</p>	民間企業	経済産業省	平成24年3月に「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」が取りまとめた報告書において、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合には、原則として入札を実施すべきである旨の方針が示され、資源エネルギー庁において、同年9月に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定・公表しております。本指針における主なポイントは以下のとおりです。 ・一般電気事業者が1000kW以上の火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合、自社及び他の発電事業者が、発電設備の既設・新設を問わず応ずることが可能。 ・一般電気事業者が入札要綱を策定するに当たっては、提案募集(RFQ)を実施するとともに、中立的機関(総合資源エネルギー調査会の下に火力電源入札ワーキンググループを設置済み)の事前審査を受け、入札要綱の中立的・公平性を高める。 また、運用としては、これまで本指針に則り、東京電力株式会社が入札募集を実施し、落札候補者を内定した同社は、評価報告書を中立的機関に提出し、当該評価報告書を中立的機関に審議し、了承されております。	対応不可	—	中長期的な電力小売市場の競争促進については、電力小売市場の現状を踏まえて、共同調達の義務化ではなく、前規制の撤廃、卸電気事業者の電源の発電先多様化、火力発電所の環境アセスメントの期間短縮、一般電気事業者による自主的取組のモニタリングなどによって達成していくことが適当であり、かつ、その方向に既に対応をしております。また、一般電気事業者における電源調達においては、当該事業者にメリットがあれば、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」でも明記しているとおり、経営判断として当然に共同調達の手段を選択するものと考えられます。このように、共同調達を含め、最も経済合理的な電源調達を行うことを求めているところ、仮に新電力の電源調達促進のため共同調達を一般電気事業者に義務付ける場合は、よりよい電源調達を行う選択が排除される可能性があるため、妥当ではないと考えしております。(注)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋) 外部のパートナーとの間でPPPPSを行う共同プロジェクトを設立し、自社が実施する火力入札に応募することは、それによって価格が低下するものであれば、入札実施会社の保有資産を有効に活用する点を含め、望ましいことである。この場合、例えば、火力入札を実施する前に、土地の購入条件や外部パートナーを選定するための事前入札をすることが想定される。
46	5月15日	6月8日	7月31日	エネルギー・環境	発電設備にかかる電気主任技術者の外部委託承認範囲の拡大	<p>再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、太陽光など小規模、分散型の発電設備の設置に際しては、出力1,000kW以上の場合であっても、1,000kW未満の場合と同様に、電気主任技術者を配置する代わりに電気保安協会等へ発電設備の保安管理を外部委託できるようにすること。</p>	日本商工会議所	経済産業省	出力2,000kW未満の自家用電気工物については、外部(一定の要件を満たす法人又は個人)に保安管理業務を委託することができます。	その他(一部、対応)	電気事業法43条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項、平成19年経済産業省告示第249号	特別高圧の電圧区分で連系されるもの(概ね出力2,000kW以上)については、波及事故の際の影響等が重大なものとなるため、現時点において緩和は困難としております。出力2,000kW未満の発電設備(太陽電池、風力、水力、火力)に限る。については、平成25年3月19日の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、「外部委託承認範囲の引き上げが可能」との結論を得、省令告示改正(平成25年6月28日公布・施行)を行い、外部委託可能となっております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)
47	5月16日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	温泉から付随して出るガス(メタンガス)の有効利用促進	1. 温泉付随ガスを利用するためには、現状「鉱山法」に従って許可を得る必要がある。2. この許可を得るためには、多大な資料を揃え(一般人では無理)、申請して1年以上も時間を要する。そのため、非常にもったいないと感じながらもメタンガスの大気放散を、ただ見ておくだけの状況が殆ど。 *この手続きを簡素化出来れば、1) 国内エネルギーの有効利用が進む(利益になる)。2) メタンガスをそのまま放散(CO2の1/3)しなくなる。(環境負荷の減少)になる。 3. ガスの量は、温泉付随ガスが出る場所で、1つの温泉から・100リットル/毎分~1,000リットル/毎分程度と推定。4. 温泉付随ガスの量は「鉱山法」で規制すべきエネルギー量としては数々たる量と思う。地下資源は、大切な固有財産。それが無駄になっているばかりか、地球温暖化の害になっている。 *今出ているメタンガスを使うのですから「自家消費限定のガス使用の権利」ともして、有効利用させてください。 * 国内の温泉付随ガス総量で発電すれば、出力10,000~20,000kwの発電規模になると考える。(24時間連続の発電)	個人	経済産業省	現行制度下で対応可能(一部対応不可)	給電法	可燃性天然ガスを採掘し、使用するには鉱業法の取得が必要で、個人による出願は可能であり、実際に個人により鉱業権の取得がなされています。また、可燃性天然ガスを個人の自家消費(営利目的でない、個人宅において日常生活を営むために炊事等の家事用の使用に限る)に供するものであれば、鉱業権がなくても利用することは可能です(法第7条第1号)。なお、他の鉱業権や出願等との調整に時間を要する等の鉱業法特有の問題があるため、権利設定に時間を要する場合がありますが、採掘処理期間に基づき処理の迅速化に努めるとともに、必要な出願書類については、法令に基づき必要最低限の書類を求めようとしております(法施行規則)。
48	3月22日	7月9日	7月31日	エネルギー・環境	バイオマス発電の普及に向けた食品リサイクル法の見直し	【具体的内容】 バイオマス発電の普及に向け、食品リサイクル法における再生利用等実施率の計算方法を見直すべきである(「食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内にある」という熱回収を計算に含めるための条件の削除等)。 【提案理由】 食品リサイクル法は、「食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生を抑制及び減量(食品循環資源の再生利用等)」を目的としており、これを受け、食品関連事業者には、食品循環資源の再生利用等実施率についての一定の目標が設定される。食品循環資源の再生利用等実施率の算定に熱回収を含める条件としては、当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内にあること等が挙げられている。この条件により、バイオマス発電の推進が阻害されている。 上記の条件は、熱回収(サーマルリサイクル)よりも再生利用(メタリリサイクル)を優先する観点から設けられたものと考えられる。現在では、資源のリサイクル・有効利用を考える際、温暖化対策の観点も非常に重要な要素である。そこで、熱回収(サーマルリサイクル)の価値を再生利用(メタリリサイクル)の価値と同等と考え、上記の「半径75km圏内」という条件を撤廃することで、バイオマス発電を普及していく必要がある。なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件のあり方について、平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論を出すこととされている。	日本経済団体連合会	農林水産省、環境省	検討	・循環型社会形成推進基本法第7条 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の基を定める省令第1条 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となる省令第1条第2項	【農林水産省・環境省】 食品リサイクル法では、平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府はこの法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定しています。 また、熱回収案件の見直しについては、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、「平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論」、「日本再生加速プログラム」(平成24年1月30日閣議決定)において、「平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論」と開議決定されたことです。 このため、本年3月から食料・農業・農村政策審議会食料産産部会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合を開催し、新法の施行状況の点検や見直しに向けた検討を行っており、この中で「熱回収」の在り方も検討することとしています。
49	4月8日	7月9日	7月31日	エネルギー・環境	有害物質の水質測定義務の見直し	<要望> 有害物質の水質測定に関して、全国一律の測定義務規定を見直し、有害物質を使用していないことが証明できる特定施設に関しては、有害物質の水質測定を免除する。 <理由> 特定施設がある事業所は、1週間1度の頻度で、34項目にもわたる有害物質についての水質測定が実施される。しかし、大規模事業所においては、敷地内への排水は、排水経路の最下流の浄化設備で適正な処理を行い排水しており、水質の担保が図られている為、上流の浄化槽の法定点検は、環境上影響の無い、過剰な措置となっている。 <効果> 測定におけるコスト・工数の低減。	民間企業	国土交通省	その他	下水道法第12条の12 下水道法施行規則第15条	左記の通り、下水道法施行規則第15条第1項第2号ただし書きにおいて、終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案して水質測定回数の緩和は対応可能です。したがって、御指摘のように必ずしも1週間1度の頻度による測定の義務を課すものではありません。そのため、下水道管理者の判断により、測定における、特定施設設置者の負担の大幅な低減が図られます。各地方公共団体の実態を把握し、適切な運用がなされるよう周知等を行っていきます。
50	4月8日	7月9日	7月31日	エネルギー・環境	浄化槽の法定点検義務の免除	<要望> 排水経路の最下流に浄化設備を設置して、水質担保が出来ている場合は、特例として、浄化槽の法定点検を免除する。 <理由> 浄化槽は、年1回の法定点検義務がある。しかし、大規模事業所においては、敷地内への排水は、排水経路の最下流の浄化設備で適正な処理を行い排水しており、水質の担保が図られている為、上流の浄化槽の法定点検は、環境上影響の無い、過剰な措置となっている。 <効果> 点検におけるコスト・工数の低減。	民間団体	環境省	対応不可	浄化槽法第11条	浄化槽法第11条に基づき定期検査は、浄化槽の保守点検・清掃が法令に定められたとおり適切に行われ、所定の機能が発揮されていることを公的に確認するため、都道府県知事に指定された指定検査機関が水質検査、外観検査、書類検査を行うものです。 御提案の場合においても、浄化槽の保守点検及び清掃を適切に実施しなければ、汚泥の流出や悪臭が発生する可能性があります。生活環境の健全・支障を生ずるおそれがあります。したがって、適正な維持管理の確認を行い行政による助言・指導等を行うために法定検査を受ける必要があり、御提案については対応が困難です。 今後とも、浄化槽の適切な維持管理の確保に御協力をお願いします。
51	4月8日	7月9日	7月31日	エネルギー・環境	PCB汚染廃電機機器(蛍光灯安定器)処理の環境整備	<要望> 越境処理の許可又は、各事業所に処理施設を設置する。また、処理施設の設置促進のために、処理事業者の民間開放も検討する。 <理由> 蛍光灯安定器の処理は、国に認定されている日本環境安全事業株式会社(JESCO)しか行えない。JESCO事業所は全国に5ヶ所あるが、地域に応じて所管の事業所が決まっており、越境処理は容認されていない。 現在は、九州事業所のみしか処理対応が出来ず、それ以外の地域(東京・愛知・大阪・北海道)の事業者は処理が行えない。 <効果> 法律期間内迄の、有害物質の適切な処理の完了。	民間団体	環境省	検討	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	安定器等の処理体制の確保については、環境省の検討委員会において検討し、平成24年8月に報告書がとりまとめられています。本報告書においては、御要望にあるいわゆる越境処理について行うことを含め提案されています。現在環境省において、検討委員会報告書を踏まえ、今後の処理体制のあり方について具体化するべく検討を行っているところでです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
52	4月16日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続きの簡素化について	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレース工事について、リプレース工事着工までの期間を短縮し、環境負荷低減を早期に実現する観点から、環境影響評価手続き(アセス手続き)の対象外とし、法令の条文として明確にしたい。	電気事業連合会	環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	対応不可	環境影響評価法第22条 環境影響評価法施行令別表第1-5-1へ	火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、経済産業省と連携し、国の審査期間の短縮等、運用上の取組により、これまで3年程度要していた手続を最大1年強まで短縮することとしています(平成24年11月末)。 環境負荷の低減が図られる火力発電所のリプレースであっても、希少動植物や騒音等の工事に係る影響に関して適切な配慮が必要な場合があります。また、火力発電所はかつて公害を経験した地域に立地している場合が多く、地域住民や関係自治体の意見を十分に聴取しながら、計画を進める必要があります。 したがって、単に環境影響評価法の適用を除外することは適切ではなく、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することで対応します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
54	4月17日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	木質系バイオマス燃料材料の収集・運搬等に関する規制の改革	バイオマス燃料生産の普及拡大において大きな障害となっている収集・運搬等の規制を改革してもらいたい。以下例をもって説明する。事例だがこれら「廃オガ」等はそもそも廃棄物という位置づけからスタートしているゆえに、事業化を目指す事業者がいくらか有償で買取るからと行政に説明しても理解がなく、一般廃棄物の収集・運搬許可のない者は行なってはならないの一点張り。もちろん行政は許可を出さない、これではいくらすばらしい活用方法が研究開発されたとしても決してバイオマスエネルギーは決して普及しない。つまり法律が古いので再生可能エネルギーの普及を阻害している現状である。全国各地にそれぞれ特有のバイオマスが豊富に存在しているのだから、エリア限定あるいは活用方法限定などで規制を弾力的に運用することで化石エネルギーに頼らないコミュニティ確立につながるべきである。ちなみに、廃オガを原料とするバイオコークスの製造についての収集・運搬について市、県に相談したが、行政担当としてどうすることもできないという返答であった。他の研究グループもこの問題に悩んでいる。長野県の主要な産業のひとつ「蘭床栽培」で排出されるいわゆる「葉オガ」は旧来発酵させ堆肥として使う以外に消費方法がなかったが、近年さまざまな活用方法が研究開発され新たなバイオマス燃料として注目されている。しかしそこに立ちはだかるのが事業系一般廃棄物の収集・運搬・保管等の規制である。	北信州バイオマス利活用研究会	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者又は、当該業を行うおとす区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の精製を行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りではありません。	現行制度下で対応可能	環境省令第7条第1項	廃棄物処理法施行規則第2条第2号に基づき、再生利用されることが確実であると市町村長が認め、一般廃棄物のみの収集・運搬を業として行う者、市町村長の指定を受けた者については、廃棄物処理法上の収集・運搬業の許可を不要とする再生利用指定制度が設けられているところであり、本制度の適用について、市町村と御相談ください。その上で、合理的な理由なく、本制度の適用について問題がございましたら、環境省に御相談ください。
55	4月18日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	ポリ塩化ビフェニルに関するガイドラインの制定	現在、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物に関するガイドラインがいくつか制定されているが、微量PCB汚染廃電機機器等の処理に関するガイドラインは焼却処理編のみとなっている。微量PCB汚染廃電機機器等の処理については洗浄処理も期待できることから、洗浄処理に関するガイドラインの制定を要望する。 (a)現状、廃棄物処理法に基づくPCB廃棄物の処理施設として、焼却施設、分解施設、分離施設、洗浄施設があるが、微量PCB汚染廃電機機器等の処理に関するガイドラインについては、焼却処理編のみ制定されている。 (b)背景理由：現在、環境省主催の「PCB廃棄物適正処理推進検討委員会」において、PCB廃棄物の処理推進の検討がなされているところである。その検討の中で、微量PCB汚染廃電機機器等の処理について、「洗浄方式を活用した処理施設等の大きな処理能力を持つ施設」の構築が期待される。この意見が出されていることから、微量PCB汚染廃電機機器等の処理に関するガイドラインの洗浄処理編の制定により、微量PCB汚染廃電機機器等の処理推進につながるかと考える。	電気事業連合会	環境省	微量PCB汚染廃電機機器等の処理に関して、現在、焼却処理に関するガイドラインが作成・公表されています。現在、洗浄処理に関するガイドラインについて検討しているところです。	対応	環境省令第7条第1項	微量PCB汚染廃電機機器等の洗浄処理に関するガイドラインについては、既に検討に着手しており、平成25年度中に作成・公表すべく取り組んでまいります。
56	5月15日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	国際先端テストを活用した充電スタンドの設置に関する保安規制の見直し	次世代自動車産業の成長を促進するため、その基盤となるガソリンスタンドにおいて、①充電スタンドや②水素スタンド、を併設する際の安全規制や使用可能範囲にかける性能基準については、国際先端テストにかけ、安全を確保した上で、諸外国の保安規制や設置規制を参考に、早期に見直すことによる保安規制の見直し	日本会議 経済産業省 他	【総務省】 充電スタンドの併設について、給油取扱所はガソリン等の可燃性蒸気が滞留するおそれがあり静電気や電気火花などによって容易に着火する危険性が高いため、給油取扱所に設置する電気設備については、可燃性ガス等により発生する危険のある場所では防炎構造とする必要があります。 【経済産業省】 ガソリンスタンド等に充電スタンド等の電気設備を併設する場合は、電気設備の技術基準を定める省令第89条(「通常の使用状態において当該電気設備が点火源となる爆発又は火災のおそれがないように施設しなければならない」)が適用されます。	充電スタンドの併設について、現行制度化で対応可能	省令第9条第1項第17条、 【経済産業省】 同省令の技術的要件を示した電気設備の技術基準解釈第177条第1項において、施設方法に関する告示基準を定めています。当基準では、一般的な配線工事(ケーブル工事等)として、既にガソリンスタンド等に設置されてきたものと同様で進め支えたいとしています。さらに、同解釈は、国際規格としてIEC規格(国際電気標準会議規格)を引用しており、既に国際規格による配線工事を用いた施設も可能となっております。 また、水素スタンドを併設する場合等の保安規制の見直しについては、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)のエネルギー・環境分野No43～No54に基づき、今後対応していくこととしてまいります。		
57	5月15日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	国際先端テストを活用したPCB廃棄物処理の促進に関する保安規制の見直し	絶縁油の製造過程で混入したPCB(ポリ塩化ビフェニル)の処理について、日本では非常に厳しい基準(0.5ppm超)が適用されていることから処理対象が多く発生し、事業者にとって費用負担が経営を圧迫するケースもあるため、優先的に国際先端テストにかけ、安全性を確認した上で、欧米並みの基準(50ppm超)に引き上げること。	日本商工会議所	環境省	PCBの処理については、1970年代から民間が処理施設の整備に取り組み、39箇所での処理施設の設置を試みましたが、地元の同意が得られず、すべて失敗し、約30年間処理が進みませんでした。このような中、処理基準の設定に当たっては、国際的な基準設定の状況を参考にしながら、社会的な安全性を確保することを重視して、世界最高水準の0.5ppmという値が採用されました。この設定に当たっては、早期の処理着手を目指す産業界からも強い要望があったものです。	その他	環境省令第7条第1項	環境省としては、コスト低減を含め、微量PCB汚染廃電機機器等の処理を加速化することは極めて重要であると考えており、そのために必要な処理の推進方針に取り組んでいるところですが、引き続き、検討を進め、必要な措置を講じて行くこととしています。
58	5月15日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	地域の状況に合わせた臭気規制への見直し	日本のTPP参加で打撃を受けやすい畜産業が、業容拡大等に努力する際の障壁となるため、悪臭防止法の臭気指数規制を、人口が密集している地域とそうでない地域で基準を分けるなど、地域の特性に応じたものに見直すこと。	日本商工会議所	環境省	悪臭防止法では、都道府県知事又は市長が、地域の实情に応じて規制地域・規制基準を定めることとなっています。規制方式は、特定悪臭物質による規制と、臭気指数による規制のどちらかを選択します。	現行制度下で対応可能	悪臭防止法第3条、第4条	都道府県知事等が悪臭防止法に基づいて規制地域を定める際は、例えば工業地域、住居密集地域等が区域分けをし、住居密集地域では厳しい基準を設定する等、地域の实情に応じた設定をしています。
59	5月15日	6月6日	7月31日	エネルギー・環境	地下水と真水(井戸水)の規制の分離	沿岸部で地下水を利用した新しいビジネスモデルである魚介類の陸上養殖プロジェクトを行いたい。が、真水(井戸水)の枯渇などを防止する地下水条例の適用を受け、十分な海水の取水ができない。そもそも枯渇の恐れがない地下水については、真水(井戸水)と規制を分離すること。 (注)市町村で制定している地下水採取規制に関する条例等(市町村が制定の場合は都道府県の条例等が適用される)により、地盤沈下防止や地下水保全、水道水確保を主目的に、採取する地下水の量や採水設備の揚水機の吐出口の断面積などの基準が定められている。 (注)平成23年3月時点で、全国32都道府県、385市町村において地下水採取規制が制定されている(国土交通省水資源部調べ)。	日本商工会議所	環境省	条例で、地域の实情に応じて地下水の採取に関する規制基準・規制地域を定めている地方公共団体もあります。	その他	地方自治体の条例	条例による地下水の採取に係る規制については、各地域の实情に応じて定められている地方公共団体もあります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
60	6月10日	7月11日	8月30日	エネルギー・環境	工事現場から設置する保管施設業者が設置する保管施設業者の規制緩和	建設廃棄物の運搬について、工事にかかわる後次の請負業者でも運搬ができるようにするとともに、工事毎の契約ではなく基本契約にて運搬を可能とできるよう規制緩和を検討すべきである。 【提案理由】 下請け業者に建設廃棄物を運搬させることが可能な条件として、元請業者(排出事業者)と直接請負契約をかわした業者のみ特例による運搬が可能となっているため、2次下請以降の請負業者は廃棄物の運搬ができない。このため、末端の現場で出た廃棄物を元請業者が設置した廃棄物保管場所に集める(=運搬)ことが容易にできない場合がある。これにより、例えば住宅地内の現場から建設廃棄物を毎日運び出す、住民に迷惑が及ぶような状況が発生することがある。	民間企業	環境省	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、排出事業者としての処理の責任を負うこととされています。	現行制度下で対応可能	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3	個別の廃棄物の運搬(1回当たり運搬される量が1㎡以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの等、廃棄物処理法施行規則第18条の2に定める廃棄物の運搬に限る)については、基本契約を元請、1次下請、2次下請以降以降が3者で結んだ上で、必要事項(※)を記載し、元請業者・下請業者が押印(押印は建設工事の責任者若しくは基本契約書の締結者の押印、又は署名を可とした書類で行うことが可能となります)。 (※)記載事項等の詳細は、以下の通知の第十六の2(2)を参照してください。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(環境庁発第110204005号・環境産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知) http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204005.pdf
61	6月10日	7月11日	8月30日	エネルギー・環境	自然公園地域内での設備更改に関する届出条件の緩和	自然公園地域内での既設設備の撤去、取替に関しては、届出を不要とし、各環境事務所に周知すべきである。 【提案理由】 自然公園地域内での既設設備の撤去、取替に関して、各環境事務所ごとに対応が異なり、行為の届出が必要とされる場合がある。撤去・取替は現状よりも自然への影響が増えるものではないので、届出を不要とする方向で対応を統一してほしい。	民間企業	環境省	自然公園内においては、工作物の新築、改築及び増築並びに土地の形状変更等は許可又は届出が必要ですが、既設設備の撤去については手続を必要としません。 取替に関しては、施設の種類や老朽化等に伴う必要最小限の修繕は許可不要とされています。ただし、新たに工作物を付け替える行為については原則として、規模が同等であれば改築行為、増大する場合は増築行為として許可・届出が必要です。 以上のことについては、各地方環境事務所においても関係法令及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」等の関連通知に基づいて適切に扱っているものと承知しております。	現行制度下で対応可能	自然公園法第20条第3項、第21条第3項	当該行為については各地方環境事務所において、適切な取扱いを行うように改めて周知します。
62	6月10日	7月11日	8月30日	エネルギー・環境	建設リサイクル法の届出条件の徹底	建築物以外の工作物の新築・解体のうち、請負金額が500万円未満のものについては、建築リサイクル法に基づく届出が不要である旨を周知徹底すべきである。 【提案理由】 建築物以外の工作物の新築・解体に関して、建築リサイクル法に基づく届出が必要なのは請負金額が500万円以上の場合とされているが、市町村によっては請負金額や廃棄物の有無にかかわらず、届出が求められる場合があり、事業者の負担となっている。	民間企業	国土交通省	建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定規模以上のものを対象建設工事と規定しており、対象建設工事の発生等は、工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に届け出なければなりません。 「建築物以外の工作物の工事」については、請負金額の額が500万円以上のものが対象建設工事となります。	対応	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項、第10条第1項	本提案について、建設リサイクル法の都道府県担当者へ情報展開し、適切な運用を図るよう周知しました。
63	6月28日	7月11日	8月30日	エネルギー・環境	再生可能エネルギーの導入促進について	農地法や河川法などの関係法令等の規制緩和等を行うこと。 【提案理由】 農地転用許可後も長期開未利用となっている農地について再生可能エネルギー発電施設の設置により農業振興に資すると認められる場合には第1種農地でも利用目的の変更を可能とするような規制緩和や、河川法における許可水利権を有していない産業用水(慣行水利権)などを発電に使用する場合の手続きの簡素化など更なる規制・制度改革が必要。	地方自治体	農林水産省 国土交通省	【農林水産省】 農地転用許可制度では、優良農地を確保するための農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしています。 農地転用許可の後、転用事業への着手がされず未利用となっている農地については、速やかに転用事業が実施されるようにつくべきものですが、情勢の変化等により許可目的を達成することが困難と認められる事業については、許可権者の承認を得た上で、事業計画を変更することが可能です。 この事業計画の変更の承認については、変更後の転用事業を農地転用許可基準に基づき判断することとなります。 【国土交通省】 河川法第23条の規定により、河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないこととされています。ただし、従風発電については、河川法改正により、許可制に代えて登録制が導入されます(改正法:平成25年6月12日公布、公布から6月以内施行)。	農林水産省:その他 国土交通省:対応	農地法第4条、第5条 河川法第23条	【農林水産省】 第1種農地は、良好な営農条件を備えている優良農地であり、転用は原則不許可とされていますが、公益性が高いと認められる事業の用に供する場合などについては例外的に許可しているものです。 このため、転用許可後、許可目的の達成が困難なことから未利用となっている第1種農地の事業計画の変更の承認についても、第1種農地の例外許可に該当する等の観点から判断されるべきものと考えます。 なお、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについては、農村地域における再生可能エネルギーの導入の促進及び優良農地の確保と両方の観点から検討しつつ検討しているところです。 【国土交通省】 慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の水利使用手続の簡素化については、以下の措置を行うこととしています。 ①慣行水利権を利用した従風発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度を少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置として農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロセス形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。 なお、上記措置については、平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「平成25年度検討・結論、結論を得た措置」とされているところです。
64	6月28日	7月11日	8月30日	エネルギー・環境	再生可能エネルギーの導入促進について	再生可能エネルギーの導入拡大に支障が生じないよう、送配電網の強化など系統接続の円滑化のための措置を講じること。 【提案理由】 導入拡大に伴い、送電容量の逼迫や系統連携手続の遅延など支障が生じていることから、早急に送配電網の強化や申請手続の簡素化など系統接続の円滑化を図ることが必要。	地方自治体	経済産業省	現行制度においては、一般電気事業者が送電網の整備に責任を負うこととされています。	対応(一部検討)		系統の強化については、最適地に限られる風力発電について、重点整備区域(風況は良いが、送電網が極めて脆弱な地域)を対象に電圧変動等の制御技術の実証を伴った送電網整備を行い、実証の成果を全国各地の送電網にも応用することで再生可能エネルギーの更なる導入拡大・進捗をつけるための予算(250億円)を今年度措置しました。 また、再生可能エネルギーの導入可能量の拡大につながる系統用大型蓄電池の活用に関して、①コスト削減を目指した研究開発や、②電力会社の変電所に大型蓄電池を設置し、再生可能エネルギーの接続量を拡大する実証実験を実施します。 さらに、電カシステム改革の一環として、広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国で平均電圧・緊急時の供給調整機能を強化するため、「広域的調整送電機能を創設することを検討しています。こうした仕組みが実現すれば、出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大にもつながると考えております。 系統連系の円滑化に向けて、系統情報の公表の考え方や標準処理期間の短縮化等について整理した「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月資源エネルギー庁)を公表するとともに、一般社団法人電力系統利用協議会(ESCI)等へ反映したところです。また、電力会社間で異なった系統連系情報の統一化を行っています。 加えて、系統利用者からの相談に対応するため、一般社団法人電力系統利用協議会(ESCI)が系統利用相談室を設けているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
65	7月2日	8月22日	9月4日	エネルギー・環境	再生可能エネルギー発電設備	<p>国定公園の普通地区にて太陽光発電設備の建設の計画を進めたが、隣接する国道に設置された配電線の延長を電力会社に依頼し、自治体管轄部署より国道は公園の特別地域内にあり、発電目的とした再生事業の引込線/電柱の設置は「公益性」がないとの判定で、路肩を利用した配電線の延長が認められなかった為、計画を断念せざるをえない状況にある。</p> <p>①画策として再生事業の導入促進がなされていること、公園内での地熱の開発緩和が行われている状況において、再生事業者の引込線の設置等について弾力的な運営が望まれる。</p> <p>②一定規模以上の発電事業者の電気事業法上の公益特権等の位置づけを明確にして頂きたい。また、公益特権の弾力的な運用を望む。</p> <p>③他の案件では接続引込線の公道への電力会社による設置について、同じ「公益性」がないとの判断で、占用が認められなかった事例がある。道路法上の公益性の弾力的な運用をお願いする。</p>	JAG国際 エンジン (株)	経済産業省 国土交通省 環境省	<p><①関係> メガソーラー発電施設や地熱発電施設の設置に関して、国定公園の特別保護地区、特別地域内において行われる行為については、「その他工作物」として、自然公園法施行規則第11条第1項に定める基準に基づき都道府県知事がその可否を判断するものであり、関連する送電又は配電施設の設置についても同様です。</p> <p>道路沿線への送電又は配電施設の設置については、第2種特別地域、第3種特別地域においては、同様に定められた許可基準を満たした場合には、設置が認められます。許可基準は、主要な産地からの産物の供給に不ならぬこと、山腹線を利用する等陸路の対称に新しい支線及び長さなど等に追加、国定公園等の利用者が往来する遊歩(園遊歩道等)等の距離から20m以内の行為である場合は、「学術研究その他公益上必要と認められること」若しくは「地下に設けられるものであること」となります。</p> <p>特一風取巻線の保護の必要性が高い特別保護地区及び第1種特別地域においては後述した設置は認められませんが、都道府県知事により公益上の必要性が認められれば許可されることがあります。</p> <p><②関係> 電気事業法においては、電気事業者(一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者)、卸供給事業者、自家用電気工作物の設置者に対して土地等の使用に関する特権を定めています。具体的な条文としては、電気事業法59条(一時使用)、第59条(2)及び、第60条(通行)、第61条(植樹の伐採又は移植)、第65条(公共用の土地の使用)及び第66条において、明確に規定されています。</p> <p><③関係> 一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしています。</p>	①及び③については、現行制度下で対応可能	②については、検討	<p><①関係> 国定公園内においてメガソーラー発電施設の設置が計画されている場合には、必要となる関連施設等も含め、自然上の支障を低減し、許可基準を満たすよう、計画内容を検討いただく必要があります。場合によっては、道路からの距離を確保する等の措置が必要となることとありますので、十分に時間的余裕を持って事前に都道府県の自然公園担当部署へ確認をお願いします。</p> <p>なお、当該施設が公益上必要なのと認められるか否かについては、当該施設を設置することにより得られる公益と、それにより影響を受ける自然環境を保全することの公益性を比較衡量して都道府県知事が判断する必要がありますが、個々の事例に則して検討されます。</p> <p><②関係> 現行の電気事業法においては、既に自家用電気工作物を設置する者に対し、火災その他の災害の発生を防止といった公共の安全を確保する観点からの特権を認めています。</p> <p>また、平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」においては、「小売の全面自由化に伴い、一般電気事業者、卸電気事業者等の事業特権を整理し、これに伴い、関係法令における、いわゆる公益事業特権や規制等について、新たな電気事業制度上の枠組みに依り、供給バランスの維持等の義務を有する送配電事業者に加え、小売電気事業者、発電事業者といった各主体が安定供給上の責任を担うことも踏まえ、各個別法令の目的と電気事業の適確な遂行とを勘案しつつ、必要な特権を譲じ、」ととされていることから、今後電気事業者に係る公益特権の在り方について検討を進めてまいります。</p> <p><③関係> 道路法第32条、33条</p> <p>ご提案の「発電目的とした再生事業の引込線/電柱」については、道路法第32条第1項第1号に掲げる電柱又は電線に該当し、同法第33第1項の基準を満たせば、現在においても占用が可能です。</p> <p>なお、道路管理者による道路占用許可に当たっては、道路を占用しようとする物件が道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼすことのないよう、個別に判断する必要があります。</p>
66	7月19日	8月22日	9月4日	エネルギー・環境	土壌汚染対策法	<p>【現状・課題】 改正土壌汚染対策法の施行については、健康被害の防止の観点から、自然的原因による汚染土壌を区別する理由がないとの趣旨であることは理解できるが、今回の規制対象の追加は、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など関係企業に新たな負担を強いるものである。</p> <p>土壌汚染対策法の改正に係るこのような問題は、環境省においては土壌汚染対策法施行規則を改正する環境省令の施行により自然的原因による汚染土壌に係る土地の取扱いについて人為的原因によるものも区別する特例を創設し、緩和措置を講じたが、埋立地域に立地する企業にとって十分な負担軽減措置となっていない状況にある。</p> <p>こうした中、平成23年7月に「規制・制度改革に係る追加方針」として「自然的原因による汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じること」また、「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ることが閣議決定されたことであるが、その後、平成24年9月に環境省から事務連絡(要措置区域等)における汚染土壌の移動等について」が発出されたことと並び、埋立地域に立地する企業にとって全く負担軽減措置となっていない。</p> <p>【具体的提案・要望内容】 企業に新たな負担を生じさせ、設備投資等に対する悪影響や競争力の低下を招き、早急に対応がなされないと企業の海外流出も懸念されることから、閣議決定を踏まえ、コンクリート内など人の健康被害に影響のない地域においては、事業者等の意見を聞きながら、一層の負担軽減措置を早急に図ること。</p>	千葉県	環境省	<p>埋立地域の緩和措置として、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、形質変更時要届出区域(健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない)のうち公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、埋立地特別区域や埋立地管理区域の法定し、通常の形質変更時要届出区域と区別して取り扱うこととした。</p>	その他	<p>土壌汚染対策法施行規則第3条第2号、土壌汚染対策法施行規則第58条第4項、環境省告示第54号</p> <p>埋立地特別区域において土地の形質の変更を行う場合や埋立地管理区域において一定の施行方法に従い土地の形質の変更を行う場合には、もとより汚染の汚染度が広がっている土地であって、土壌汚染対策法に基づき第二治出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないので、汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられます。そのため、埋立地特別区域や埋立地管理区域に該当する土地にあっては、当該区域である旨が台帳記載事項とされ、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別一設ける等の負担軽減の措置を行っています。</p>	
67	7月26日	8月22日	9月4日	エネルギー・環境	鳥獣被害に際する狩猟期間の適年設定	<p>現在冬季に設定されている狩猟期間を、比較的安全性の高い囲い及び柵網については、都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画(以下「計画」)に基づき、適年設定できるよう規制を緩和する。</p> <p>【支障事例】 現在の狩猟期間は11/15～2/15で、イノシシ、シカについては計画により11/1～3/15に設定されているが、計画による狩猟期間の延長は、鳥獣保護法で定める期間(10/15～4/15)を超えることはできない。</p> <p>年中捕獲を行う必要のあるイノシシやシカについては、狩猟期間外は個別の被害に応じて有害鳥獣捕獲の許可を要するため、被害への迅速な対応ができない。</p>	愛媛県	環境省	<p>狩猟期間は、農林作業の実施時期や山野での見通しの効、漁業期等の安全確保の観点及び狩猟鳥獣の保護を勘案し、現状では以下のとおりとなっています(ただし、鳥獣保護法第69条に規定する猟区では、狩猟初心者への確保技術上のため、長期間に設定されています)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道以外の区域:毎年11月15日～翌年2月15日(猟区の場合は毎年10月15日～翌年3月15日) ・北海道の区域:毎年10月1日～翌年1月31日(猟区の場合は9月15日～2月末日) <p>※有害鳥獣、秋田県及び山形県の区域内(猟区の区域外)で、特定の力種を捕獲する場合は、毎年1月1日～翌年1月31日</p> <p>また、鳥獣保護法第14条第2項に基づき、都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画により、当該計画の対象鳥獣に限って、毎年10月15日(北海道では9月15日)～翌年4月15日の範囲で、上記の狩猟期間を延長することが可能です。</p> <p>なお、鳥獣保護法第14条第2項に基づき狩猟期間に関わらず、農林水産業等への被害防止に係る鳥獣の捕獲等については、鳥獣保護法第9条に規定する許可を得て行うことが可能です。</p>	現行制度下で対応可能	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項第9条</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第14条第2項第9条</p> <p>現行制度においては、安全確保や狩猟鳥獣の保護のために狩猟期間を定めており、その適年設定を認めておりませんが、狩猟期間に関わらず、農林水産業等への被害防止に係る鳥獣の捕獲等については、鳥獣保護法第9条に規定する許可を得て行うことが可能です。また、許可の期間についても適年とする等、必要に応じて長期間に設定することが可能です。</p> <p>被害への迅速な対応のため、実際に被害が生じていても、被害が生じるおそれがある場合は、許可による捕獲等(予察捕獲)が可能となっています。</p> <p>愛媛県におかれましては、特定鳥獣保護管理計画により、シカ・イノシシの狩猟期間を、現在の11月1日～3月15日から10月15日～4月15日へ、更に約1年半延長することが可能です。</p> <p>なお、農林業者の自衛のための捕獲促進に係る方策等現状を踏まえた今後の鳥獣保護管理対策のあり方については、現在、中央環境審議会において検討しているところです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
68	7月26日	8月22日	9月4日	エネルギー・環境	自家発電設備を有する事業者の電力規制緩和	電気事業法の特定供給に係る要件である「構内・密接な関係を有する事業者」について、公道をささむ同一企業の事業所への供給や同一敷地内で一定の関係を有する他企業への供給を認めるなど、要件を緩和する。 【支障事例】自家発電設備を有する工場が、公道で分断されると、電気事業法が定める「構内」の定義に合致しないため電気の供給ができない。また、自社敷地内の遊休地を貸与している企業等へも、電気事業法が定める「密接な関係」の定義が妨げとなり、供給できない。	愛媛県	経済産業省	現行制度 下で対応可能	電気事業法第17条第1項及び第3項第1号 電気事業法施行規則第21条	・公道をささむ事業所等への供給であっても、専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき及び一般電気事業者が特定電気事業者又は特定規模電気事業者の用に供するための電気を供給するときを除き、電気を供給する事業者を営むとする者(一般電気事業者を除く。)は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならないとされている。 ・また、特定供給の許可を得ることが必要な場合にあつては、電気を供給する事業者を営む者が供給の相手方と電気事業法施行規則第21条で定める密接な関係を有することが求められますが、同条第1号及び第2号に規定する資本関係等でない場合においても、同条第3号に規定する組合を設立することにより密接な関係を有すると判断することが可能となります。 ・組合設立に関しましては、供給者及び供給の相手方の出資額により適正に組合が設立されていることを求めておりましたが、平成25年6月20日付で「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を改正し、組合への出資要件を不要とする組合要件の緩和を実施しております。
69	7月26日	8月22日	10月1日	エネルギー・環境	再生可能エネルギー事業の耕作放棄地の活用促進	耕作放棄地を活用した再生可能エネルギー事業に対しては、長期間安定して事業を継続することを確保する措置を講じた上で、農地に関する規制を緩和する。 【支障事例】耕作放棄地の活用策として太陽光発電事業を行う場合においても、農地法や農業振興地域の整備に関する法律の規制の対象となるため、事業を断念するケースが見受けられる。	愛媛県	農林水産省	検討	農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについては、農村地域における再生可能エネルギーの導入の促進及び優良農地の確保という双方の観点から考慮しつつ検討しているところであります。
70	8月14日	9月18日	10月1日	エネルギー・環境	メガソーラー等を非常用電源として活用するための規制の見直し	メガソーラーの建設が進む中で、地域では災害時等の非常用電源として活用することが期待されているが、電気事業法で一般電気事業者以外による電力供給は制約があり、災害等の非常時も平時と同様の扱いである。 【対応策】災害等の非常時等に限り、メガソーラー等の電力を地域の非常用電源として活用する規制緩和や技術基準等の見直しが必要である。	自然エネルギー協議会	経済産業省	検討に着手	電気事業法第17条、電気事業法施行規則第20条の2及び第21条、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等	個別の実情に応じて判断を行う必要がありますが、例えば、災害等の非常時等に、無料で電気を供給する場合には電気事業者を営むことに該当せず、許可等はそもそも不要です。そうでない場合であっても、例えば、電源を保有する者が必要との間で、あらかじめ組合を設立しており、かつ、自営で電気を供給する場合であれば、経済産業大臣の許可を事前に取得することにより、いつでも(災害等の非常時において)はもちろん、それ以外の場合でも組合員に対し特定供給を行うことが可能です。 また、太陽光発電については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)の個別措置事項において、特定供給の要件緩和として太陽光など自己発電の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源のみならずと規定しており、現在、今年度中の実施を目指して検討を行っているところです。 なお、電気設備の技術基準を定める省令については、公共の安全確保の観点から、電気工作物を設置及び維持する際に遵守すべき安全上必要な基準を定めております。現行制度では、平時か非常時かによって保安上遵守すべき技術基準に差異はないと考えられることから同一の技術基準を用いていますが、非常時の電源に関して特別に取り扱う事情が明らかになった場合には、必要な見直しを検討してまいります。
71	8月14日	9月18日	10月1日	エネルギー・環境	洋上風力発電に対する環境アセスメントの規模要件の見直し	風力発電は、大規模化が可能であるとともに、安定的な発電が期待できることから、世界的にも導入が拡大している。国土が急峻な我が国においては、洋上での発電が特に有望とされており、本県では、浮体式洋上風力発電の実証試験の誘致も含め、導入促進に向けた取り組みを進めているが、現状では関係省庁に冲合での大規模な洋上風力発電事業の実績や知見がないことから、環境アセスメントの規模要件が陸上と同様に扱われている。 【対応策】再生可能エネルギー特に陸上と洋上(沖合)では、従来の陸上風力発電を基準とした規模要件の水準(音情等の発生状況、動植物・生態系への影響の観点、騒音・低周波音の影響の観点等)と大きく異なることから、洋上については現行のアセス対象から除外し、実績や知見が蓄積されたのち、陸上とは別途に規模要件を設定いただきたい。	自然エネルギー協議会	経済産業省、環境省	対応不可能	環境影響評価法施行令	風力発電事業については、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、主として陸上を想定して現行の規模要件が定められているところで、洋上については、陸上に比べ知見が少ないものの、現行の規模要件において適切に環境影響評価を実施していただきたいと存じます。 なお、事業者は「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)に基づき、個々の事業の地域特性等を踏まえ、計画段階配慮事項や環境影響評価の項目を選定することができます。 (「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」(平成23年6月、環境省総合環境政策局)においても、沖合における洋上風力発電事業については、我が国での事例は、まだ陸上から非常に近い防波堤や護岸付に建設されたものに限られており、沖合に設置した場合の環境影響についての知見は少ない状況にあることから、洋上風力発電事業の評価項目を選定するに当たっては、諸外国の事例や今後の知見の蓄積等も活用しつつ、方法段階において、適切な絞り込みや重点化を検討すべきとされているところであります。 洋上風力発電については、現在環境省や経済産業省等において、沖合における洋上風力発電の実証事業等を実施しているところで、こうした結果も踏まえ、その取扱いについて必要な検討に着手してまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
81	9月30日	11月1日	11月15日	エネルギー・環境	再生可能エネルギーの推進として、両者が国における総需要は、特に冷暖房需要のウエイトが大きい。加熱能力のみ指定しており、需要状況にマッチしていない。コージェネ推進の観点から、同法の規制を見直し促進策を講じられたい。	熱電併給(コージェネ)について再エネ普及のため、コージェネは有効であり、地域において熱需要の把握・発掘が重要である。両者が国における総需要は、特に冷暖房需要のウエイトが大きい。加熱能力のみ指定しており、需要状況にマッチしていない。コージェネ推進の観点から、同法の規制を見直し促進策を講じられたい。	市民ネットワーク京都府地域部会バイオマス発電事業化促進WG	経済産業省	熱供給事業法において、ボイラーその他の政令で定める設備の加熱能力の合計が1時間当たり21キワジュール以上であり、かつ、一般の需要(合計が1時間多数)に応じ熱供給を行なう事業を同法の対象とし、事業許可、供給義務、料金認可、保安規程の届出等の諸規制を課している。	対応不可	熱供給事業法第2条 同法施行令第2条 同法施行規則第2条	・熱供給事業法は、熱供給事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、熱供給を受ける者の利益を保護するとともに、熱供給事業の健全な発達を図り、並びに熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共安全を確保することを目的としているものである。 ・熱供給事業は、高温高圧の蒸気等を導管により供給する場合には、事故の発生等により公共安全が脅かされる恐れがあります。 ・このため、加熱能力が一定の規模以上の熱供給を行う場合には、その影響も大きいことから、左記の規制を実施しているものであります。 ・このように、熱供給事業法は本質的に規制法であり、コージェネのような特定施設の準導入促進のためでなく、消費者利益や保安上の観点から、その規制の在り方を考えて行くべきものと考えております。
82	10月16日	12月6日	12月25日	エネルギー・環境	(建築物に係る)省エネ法の届出・報告制度の合理化	【要望の具体的内容】 一定の床面積(300㎡)以上の建築物に課せられている「建築物の維持保全の状況に係る3年に1回の定期報告」を廃止し、改修・更新時の「省エネルギー措置の届出」のみとする。 【規制の現状と要望理由等】 省エネ法では、第一種特定建築物(床面積2,000㎡以上)および第二種特定建築物(床面積300㎡以上2,000㎡未満)における新築、増築の際には、「省エネルギー措置の届出」を行うことが規定されている(第75条第1項および第75条の2第1項)。 また、同法では別途、当該建築物の維持保全の状況について、最初の届出後3年毎に定期報告することも定められている(第75条第5項および第75条の2第3項)。 しかし、報告対象となる増改築を行わない限り、建築物の維持保全の状況に変更は生じない。また、増改築の際の上記届出には設備全体の維持保全状況の内容が含まれている。よって、3年毎の定期報告を廃止し、改修・更新時の「省エネルギー措置の届出」のみとすることが可能である。これにより、事業者の事務負担が軽減され、行政効率の向上にも資することができる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	省エネ法においては、第一種特定建築物(床面積2,000㎡以上)及び第二種特定建築物(床面積300㎡以上2,000㎡未満)における新築、一定規模以上の増築、改築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは一定規模以上の改修の際には、省エネルギー措置の状況について届出を行うことが定められています(第75条第1項及び第75条の2第1項)。ただし第二種特定建築物においては、届出が求められるのは新築、改築、増築時のみ。 第一種特定建築物及び第二種特定建築物は、省エネルギー措置の維持保全の状況について、3年毎の定期報告が定められています(第75条第5項及び第75条の2第3項)。ただし、第二種特定建築物においては、定期報告が求められるのは非住宅のみ。	対応不可	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第3項	御指摘の定期報告制度は、法第75条第1項又は第75条の2第1項に基づき届出した省エネ措置が、期待する省エネ効果を実際に継続的に発揮するために適切な維持保全を行っていることを確認するものです。 具体的には、外壁、窓等の破損の有無や空気調和設備の作動不良等の不具合に対して、日常的な点検を契機として行われる継続・反復的な修繕が適切に行われていないなど、適切な維持保全がなされていない場合、届出対象となる増改築等を行わないことも、省エネルギー措置の状況に変更が生ずる場合があります。このため、所有者又は管理者に対し定期報告を求めているものです。 当該報告内容が省エネ基準に照らして著しく不十分であると認める場合、適切な維持保全をするよう所管庁長官が勧告を行うこととなっているところ(法第75条第6項又は第75条の2第4項)、御提案のように届出のみの制度にすることは、適切な維持保全がされているかにつき担保出来ないこととなり、適切ではありません。
83	10月16日	12月6日	12月25日	エネルギー・環境	省エネ法の消費電力量測定条件の見直し	【要望の具体的内容】 上記の省エネに関する各法令(以下省エネ法)における測定温度条件を、国際エネルギースタンププログラム(以下国際エナスタ)に合わせるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 「国際エナスタ」とはOA機器の省エネルギーのための国際的な環境ラベリング制度であり、経済産業省がアメリカ環境保護庁(EPA)との相互承認の元で運営している。 省エネ法における「週間の消費電力量の算定方法」等については、国際エナスタが引用され、同じ規定となっている。 省エネ法における「測定温度条件(告示第3号3-2、告示第3号3-2)」については、以下の通り、国際エナスタと比較して過度な要求が設定されている。 ・省エネ法(23℃±2℃/55~75%) ・国際エナスタ:23℃±5℃/10~80%) ＜要望理由＞ 国内で販売する製品については、省エネ法を順守する必要があるが、海外への流通を視野に入れる場合、国際エナスタにも適合させる必要がある。このため、同じ製品であっても2通りのデータ測定・試験を行う必要がある。また、2種類の消費電力量が示されるため、ユーザーが混乱する可能性がある。 国際基準との整合性確保の観点からも、測定温度条件について、他の条件や計算方法と同様に、国際エナスタに統一すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 国際エナスタと省エネ法の内容が一致すれば、メーカーはデータ測定等を合理化できる。また、国際的なユーザーへの環境情報提供において混乱を防止できる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)では、省エネ法施行令で指定する特定機器ごとに、性能の向上に関する製造事業者又は輸入事業者(以下製造事業者等)の判断の基準となるべき事項を告示で規定しています(複合機及びプリンターにおいて)。「複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(経済産業省告示第二十六号)」及び「プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(経済産業省告示第三十七号)」として告示で定め、それぞれ告示中の「測定条件」において、「周囲温度は、23±2度とし、相対湿度は、65±10パーセントとする。」と規定しています。	対応不可	エネルギーの使用の合理化に関する法律第77条及び第78条 複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(経済産業省告示第二十六号) プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(経済産業省告示第三十七号)	省エネ法の測定方法は、国際エネルギースタンププログラム(以下「国際エナスタ」という。))の測定方法を引用しており、両者の測定方法は統一されています。 なお、測定温度条件については、平成23年12月に開催された総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会複写機等判断基準小委員会において議論がなされ、「エネルギースタンプ測定用複写機等消費電力試験方法は、周囲温度23±2度、相対湿度10~80%としているが、測定結果にばらつきが出る可能性があるため、現行測定方法(23℃±2度/65±10パーセント)の許容差を採用した。」という結論が出ていることから、省エネ法と国際エナスタ間での統一が困難であると判断しています。
84	10月16日	12月6日	12月25日	エネルギー・環境	省エネ法のエネルギー使用量定期報告における対象の見直し	【要望の具体的内容】 有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合、いずれについても、省エネ法におけるエネルギー使用量報告の対象外とするべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 消費エネルギー一庁による省エネ法の解釈としては、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、専ら入所(居)者の生活のためにエネルギーを使用していることから、エネルギー使用量報告の対象外となっている。 他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所等(日帰り利用ができるデサートバスを提供する事業所)を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量は報告の対象となる(平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A Q1-25)。 ＜要望理由＞ 医療事業や通所は、有料老人ホームの入居者の生活のために不可欠なものであるため、介護事業と一体不可分の運営されている。よって、それらの施設についても、「入居者の生活のためにエネルギーを使用している」と理解できるため、解釈の趣旨に照らしても、それらが併設されている場合には報告対象外としても問題がないと考える。 また、上記の実態により、検針メーターが明確に分離されていない物件が多い。このように、検針メーターの実測が物理的に不可能な場合は、延床面積に対する該当面積で全体使用量を按分し、その数値を申告使用量としているため、事務処理が煩雑になっており、規定と実態が整合していない。そこで、一定の要件の下、制度の適用範囲を拡大すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 今後需要が高まることが予想される高齢者向け住宅の整備促進につながる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	事業活動に係るエネルギー使用量の会計が原油換算1,500kwhを超える事業者については、省エネ法に基づく特定事業者として指定され、エネルギー使用量の報告の義務が生じます。 このうち、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、「専ら入居者の生活のためにエネルギーを使用していることから(事業活動)とはみなさず、エネルギー使用量報告の算入対象外としておりますが、通所系の事業所については、当該通所に係る事業は「事業活動」に該当するためエネルギー使用量報告の算入対象となります。 また、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量のみを分割して報告するよう、統一的な運用を行っています。	対応不可 事実承認	・エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)第75条第3項、第15条第1項、第19条第2項、第19条の2第1項 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律第1項 ・省エネ法第1項 ・平成20年度省エネ法改正にかかるとのQ&A Q1-25	他に居住区域を有する者が定期又は不定期に通ってくる通所事業については、事業活動として整理されるものであり、「専ら」入所(居)者の「生活」のためのものとして整理することは困難です。 なお、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所等が併設されている場合については、各事業者の実態に応じた合理的な手法により、事業所に係るエネルギー使用量を分割して報告することが可能です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果					
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)		
85	10月11日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	太陽光発電	屋根を借りて太陽光発電を設置する場合の発電事業を担保する方策とそれを検討する場の設置を要するための長期屋根借付制度の整備(1)								
86	10月11日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	太陽光発電	太陽光発電のための長期屋根借付制度の整備(2)	<p>○金融機関も交え具体的方法を検討する場の設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度の導入に伴い新たな発電事業形態として「屋根を借りて太陽光発電事業」を行うビジネスモデルが生れるかに見えたが、多くは計画に留まり実現されていない。 現行の不動産登記制度では土地や建物の登記は可能であるが、不動産の一部である「屋根」の登記を認めていないことにある。 発電事業者にとっては、屋根を借りる権利が担保されず、第三者が抗要件を具備できないことにより、以下の懸念がある。建物所有者が建物を買渡した場合、屋根の賃貸借契約が引き継がれない。 建物所有者が借入金から撤去命令が出された場合、発電事業は抗要件を持たない。 その結果、20年間の長期にわたる事業継続が担保されず、金融機関からの資金調達が難しくなる。これは、当該企業の信用を担保として発電設備建設資金の融資を行う自社導入の場合も同様である。 <p>・例えば、屋根の登記が認められれば、その建物を所有する企業の身振とは別枠で融資が可能である。狭い国土の日本において、屋根は太陽光発電の設置にあたり有望な遊休資産である。また、現在価値を生んでいない屋根の有効活用が欠け拡大する。その実現にあたって、次の2つの方法が想定される。①太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についての賃借権(現行の民法では、賃借権を登記した場合に賃借権の対抗力を認めている(民法第六百五条)もの、「不動産登記令第二十条第四号」にて「申請が一個の不動産の一部についての登記(中略)を目的とする時は登記申請を却下すべきもの」と定めている。「不動産登記令第二十条第四号」を改正し、太陽光発電設備設置の屋根又は屋上については賃借権を設定出来るようにする。)②民法第六百五条の例外規定を定めた特別法の制定(借地借家法第三十一条第一項では建物の引渡しによる対抗力の具備を認めているが、建物の屋根又は屋上部分は借地借家法上の「建物」には該当しない。民法第六百五条の例外規定を定めた特別法の制定が考えられる。</p>	(一社) 太陽光発電協会	法務省、経済産業省	【法務省】 建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃借権をすることはできませんが、対抗力を具備することはできません。	【経済産業省】 屋根貸し事業については、固定価格買取制度では、一軒一軒の屋根に設置できる設備規模だけをみれば余剰買取となること、屋根貸し事業者が管理する複数の家屋の発電設備設置に着目することによって全量買取を認め、その採算性の確保を後押ししています。 また、建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃借権をすることはできませんが、対抗力を具備することはできません。	対応不可	民法第605条、借地借家法第31条第1項	【法務省】 御提案の①にある不動産登記令の規定は、単なる登記の手続規定に過ぎず、そもそもそのような賃借権の登記の設定ができないことから、申請の却下事由として定めているものであるところ、御提案の例示②(民法第605条の例外を定めた特別法の制定)については、不動産の一部にすぎない屋根又は屋上の賃借権に対抗力を認めると建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあることから、慎重な検討が必要であると考えられます。
87	10月11日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	主任技術者の確保(1)	主任技術者の兼任要件の緩和を要望する。(安全を確保することで兼任要件の緩和。) ・主任技術者の選任に関して、従来1MW未満であった外部委託承認範囲が2MW未満まで引き上げられ、兼任業務との組み合わせで主任技術者の不足対応が整備されることになった。 ・2MW以上においても、同一敷地内の複数設備に間に双方に資本関係が無い場合でも設置者間で保安に関する協定が結ばれている場合は兼任が認められることとなった。 ①一定規模まで(例えば20MW)は、同一敷地に位置する設備と、発電事業者が異なる複数の設備でも、保安に関しての常時遠隔監視や緊急遠隔遮断など一定の要件が整備されていれば、第2種主任技術者の兼任が認められることを要望する。 ②設置サイトに常駐しなくても、常時遠隔監視、緊急遠隔遮断、一定の期間でのアクセス等を条件として安全を確保することで、電気主任技術者の兼任を可とする活用可能を要望する。	(一社) 太陽光発電協会	経済産業省	電気事業法において、自家用電気工作物の設置者は主任技術者を選任することとなっています。原則、複数の事業場を同一の主任技術者が兼ねることは出来ませんが、保安上支障がないと認められる場合であったり、経済産業大臣の承認を受けた場合には可能となります。この承認要件は内規で定められており、同一の設置者が持つ事業場又は資本関係(親子関係等)のある事業場としております。更に、平成25年6月の内規の一部改正によって、それぞれの設置者の設備が同一敷地内にあり、一方の事故(例えば、屋根に設置した太陽電池発電設備の火災事故や破損事故)が地方の設備の保安に影響を及ぼす場合には、点検や責任の所在等の協定を結ぶ等、一定の要件を満たした場合に設置者間に資本関係等を求めないものとしております。なお、この場合においても兼任する事業所は原則2MW未満という要件は必要です。	対応不可、一部、現行制度で対応可能	電気事業法施行規則第52条第3項、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	主任技術者の確保 電気主任技術者の確保としまして「設置サイト」に認識されているが、業種別については電気事業法施行規則第52条第1項に規定しているとおり、発電所を直接統括する事業所に選任としており、必ずしも発電所の敷内に駐在することを求めているものではありません。 なお、要内容が「2MW以上においても、同一敷地内の複数設備に間に双方に資本関係が無い場合でも設置者間で保安に関する協定が結ばれている場合は兼任が認められることとなる」とありますが、「主任技術者の確保(解釈及び運用(内規))」に規定している通り「協定による協定の整備要件が2MW以上となる場合」については、審査に特に留意を要するとしており、無条件ではなく、保安確保が十分とされていると判断して兼任を認めようとしています。		
88	10月11日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	主任技術者の確保(2)	主任技術者の人員確保のための施策を要望する。 主任技術者試験を現行の1回/年から2回以上/年として、資格者の増員を企画することを要望する。	(一社) 太陽光発電協会	経済産業省	電気主任技術者試験は、省令により1回以上行うものと規定されています。	対応不可	電気事業法第44条	主任技術者の人員確保に関しては、御指摘のような御意見があることを踏まえ、平成25年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、再生可能エネルギー発電設備における第2種主任技術者の確保の円滑化のため、現在、主任技術者の不足状況の調査を含め、検討を進めているところです。 なお、第一種及び第二種電気主任技術者試験は、専門性の高い4科目(理論・機械・電気・法規)の1次試験及び2次試験(論述式)により合否判定が行われますが、本運用は試験問題の作成及びレビュー、採点、事務的な準備等を通年スケジュールで行っており、現状でも試験委員(有識者)の負担が大きいことから、1年間に複数回実施することは難しい状況です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
89	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	企業グループでの産業廃棄物の自処理の容認	<p>【要望の具体的内容】 産業廃棄物の処理を、親会社・連結子会社間および親会社・持分法適用会社間で委託する場合には、排出者の「自処理」と位置付け、処置側は産業廃棄物の処理業の許可を得なくてもよいこととすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 排出事業者が産業廃棄物の処理を自ら行う場合、処理業の許可は不要である一方、処理を他に委託する場合、委託先は処理業の許可が必要となる。グループ会社に委託した場合は、別法人であるため「自処理」とは認められず、当該グループ会社は処理業の許可が必要となる。 経営効率化の観点から企業の分社化が進む中、生産工程で発生した産業廃棄物について、親会社に処理を委託し、原料として利用してもらいたいのが、当該親会社が処理業の許可を持たないため別の業者に処理を委託している等の非効率的な事態が生じており、3Rが阻害されている。 そこで、企業グループでの処理を排出者の「自処理」とみなし、委託先に処理業の許可を不要とするれば、企業グループ内での産業廃棄物の再生利用が促進され、資源の有効利用につながる。 「企業グループ」といっても、各企業は業務内容の異なる別法人であるため、適正処理を担保できないとの指摘もあるが、親会社・連結子会社または持分法適用会社間で、排出者の「自処理」とみなし、委託するのであれば、(1)適正処理など「自処理」に伴う排出者の義務・責任を引き続き排出者が負う、(2)グループ会社であるので、委託先の処理能力を委託者は十分判断でき、(3)親会社からの委託の場合には、委託先の業務の管理も可能であることから、適正処理を担保することができる。 本要望は、「日本再生加速プログラム」(2012年11月30日閣議決定)において、2013年度中に検討を行い結論を得ることとされており、上記の方向でとりまとめを行うことが求められる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	<p>他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処分任せにしているとそんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを抜かせず不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くことが考えられます。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査して、産業廃棄物の処理を適正に実施することができると認められる者についてのみ当該行為を行うことができるとしているものです。 また、親会社・連結子会社及び持分法適用会社といえども、各企業は別個の法人主体であり、その設立目的や業務内容等も当然異なることから、産業廃棄物の処理を、親会社・連結子会社間および親会社・持分法適用会社間で委託する場合には、処理を行う法人主体は産業廃棄物処理業の許可が必要である。</p>	その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項	本提案に関しては、「日本再生加速プログラム」(2012年11月30日閣議決定)において、平成25年度中に検討を行い結論を得ることとされていること踏まえ、本提案を行う産業界のみならず、実際に指導・取締りを行う都道府県等の意見や排出事業者責任のあり方等に係る関係行政機関等の意見を聞きながら、検討を進めているところです。
90	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	建設工事における発注者による資源の有効利用	<p>【要望の具体的内容】 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合には、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法の改正により、元請業者が処理責任が一元化された。これにより、元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化している建設工事において、個々の廃棄物について処理責任を有する者が明確になったことで、資源の有効利用、適正処理が進むことが期待されている。 しかしながら、大規模な工場内での建設工事では、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行ったほうが効率的な場合もある。同様に、施工区間を区切って発注される大規模な道路工事やトンネル工事等の公共工事等も、発注者が廃棄物を自らの所有物として同一工事の施工区間を越えて再利用等を行うことにより、現場で発生するすべての廃棄物の有効利用・効率的処理が進む。また、資源の運搬も最小限に抑えられる。 このため、排出事業者責任は工事を受注する元請業者が負う原則は変えずに、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させることなどにより、発注者が排出事業者責任を一部担うことができる例外を設けるべきである。元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の資源としての有効利用が効率的に進む。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいひ、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第3小法廷決定10頁)。 上記の判断の結果廃棄物に該当しないといわれたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないこととなります。 また、産業廃棄物に関する個別の事例ごとの当該廃棄物該当性に係る実際の判断については、都道府県等が行うこととなっております。</p>	現行制度下で対応可能	「行政処分の指針」(平成25年3月29日付け環境省発第1303299号)環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長産業廃棄物課長通知	御提案の発注者への排出事業者責任の転換については、前提として、建設工事に伴い生ずる物について、当該物を発注者の同一事業場内で再利用する場合、「行政処分の指針」(平成17年7月25日付け 環境省第050725002号)「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」(平成17年7月25日付け 環境省第050725002号)環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長産業廃棄物課長通知)により、都道府県等が個別の事業ごとに総合判断した結果、当該物が廃棄物ではないと判断するものであれば、現行制度上、当該物を廃棄物として取り扱う必要はありません。したがって、このような場合にあっては当該物を発注者が利用することは可能です。
91	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	建設汚泥の自らの利用の促進	<p>【要望の具体的内容】 環境省発第050725002号「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」の周知徹底を図るべきである。 【規制の現状と要望理由等】 建設汚泥について、現行制度(環境省第110329004号)では、原則として、有償譲渡できるものでなければ、排出事業者は自ら使用(「自らの利用」)することはできない。他方、建設汚泥の最終処分量の多くを占める建設汚泥は、掘削工事に伴って大量に排出される土砂等との割合により、有償譲渡できない場合が多いため、このままでは「自らの利用」の道が閉ざされてしまう。そこで、国は、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」(環境省第050725002号)を定め、建設汚泥について、有償譲渡できないものであっても「自らの利用」できる場合を示している。すなわち、この指針に基づき、排出事業者が建設汚泥を適正に利用できる品質にした上で、汚泥が発生した工事現場、または、排出事業者の他の工事において再度建設資材として利用する場合に限っては、他人に有償譲渡できなくとも「自らの利用」を可能とする取扱いが行われている。 しかしながら、自治体レベルや自治体の担当者レベルでは、建設汚泥について、「有償譲渡できるものであることを自らの利用の条件としている」ケースや、「民間工事においては一律に自らの利用を認めない」ケースがある。こうした運用により、建設汚泥の「自らの利用」が進まず、廃棄物として最終処分されているケースも多い。そこで、国は、自治体が上記の独自運用を撤廃するよう、「判断指針」の周知徹底を図るべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	<p>工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥に中間処理を加えた後の物については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例が多発したこと等踏まえ、建設汚泥処理物についての廃棄物該当性を通知して示したところ。 当該処理物の自らの利用については、排出事業者が生活環境保全上の支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することが必要であり、かかる条件を満たしていれば、必ずしも他人に有償譲渡できるものであることを要するものではありません。</p>	対応	「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」(平成17年7月25日付け 環境省第050725002号)環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長産業廃棄物課長通知	「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」の通知発出の背景も踏まえつつ、自治体へ周知を図ってまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
92	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	県外産業廃棄物処理の見直し	<p>【要望の具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制の見直しを図るべきである。 最低でも、事前協議の運用にあたっては、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子化を進めるとともに事務の簡素化に努めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 産業廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な産業廃棄物リサイクルの阻害要因となっている。 環境省は「必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、都道府県等に働きかけている」とのことだが、環境対策第060927002号の通知(2006年)を受けても、都道府県等における流入規制は依然として見直されていない。環境省においては、通知の発出以外にも適切な手段を講じ、引き続き都道府県等に働きかけを行うことが求められている。 なお、中央環境審議会「産業廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)において、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見書申立てされている。これを受けた環境省の具体的な取り組みについて、積極的に情報公開することが求められる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	-	検討に着手	-	<p>都道府県等による流入規制に関しては、広域的に移動する産業廃棄物の円滑な処理を阻害すること、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱う産業廃棄物量が制約され結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうこととなりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革(プレーキをかけたかたねいこと等)といった問題があります。そのため、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知(※)や各種会議を通じ、都道府県等に働きかけているところです。 今後、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策に係る内容等について実態調査を行い、当該調査結果を踏まえ、流入規制の撤廃や緩和の可否等について検討を行った上で、当該検討結果等について公表します。</p> <p>(※)「産業物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知) http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=1100484 「産業物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成18年9月27日付け環境対策第060927001号及び環境対策第060927002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/no060927001.pdf</p>
93	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	優良産業廃棄物処理業者認定の簡素化	<p>【要望の具体的内容】 優良産業廃棄物処理業者認定制度の推進という観点から、環境省は「事業者が産業廃棄物の処理委託先の実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 産業廃棄物処理法の規定により、事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。その必要な措置の手段の例として、環境産第110204002号では、事業者による実地確認が求められるほか、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定を受けた業者には、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましいとされている。これをもって適正処理を確保したとみなすというところも挙げられている。 こうしたなか、事業者による実地確認を条例で義務づけている自治体が多く存在する。しかし、優良産業廃棄物処理業者認定制度の推進という観点からは、仮に実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化すべきである。実地確認が免除されるならば、事業者は優良産業廃棄物処理を委託する方向に、より傾く。これにより、産業廃棄物処理業者が優良産業廃棄物処理業者認定制度を受けようというインセンティブが生まれ、結果として不適正処理・不法投棄の抑制につながると考えられる。こうした考え方は、「産業廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見書)」(2010年1月25日中央環境審議会)にも記載されているところである。 環境省においては、以上を踏まえ、「実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物処理法第12条第7項では、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。	現行制度下で対応可能	110204005号、環境産第110204002号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知	優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行うことができるとしていることを既に通知しているところであり、引き続き自治体に周知を図ってまいります。
94	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	バイオマス発電の普及に併せて再生利用認定制度の対象範囲拡充	<p>【要望の具体的内容】 再生利用認定制度で認められた再生利用方法として、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」も対象とするべきである。 【規制の現状と要望理由等】 産業廃棄物処理法では、他人から廃棄物処理法上の「廃棄物」を受け入れて処理する場合、原則、廃棄物処理業者の許可や廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。そのため、①「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合、②「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電の燃料(「廃棄物」に該当しない)を生産する場合、ともに処理業者の許可や施設設置許可が必要となる。 しかし、こうした許可の取得には非常に長い年月がかかる。これでは、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から重要なバイオマス発電の普及がなかなか進まない。 一方、産業廃棄物処理法には、一定の要件に該当する再生利用を行う場合は、上記の許可を不要とする特例(再生利用認定制度)が設けられている。ただし、現在の再生利用認定制度では、熱回収以外の再生利用を優先する観点から、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」は制度の対象となっていない。 そこで、他の処理方法よりも、経済的でありかつ環境への負荷も少ない場合に限り、上記を再生利用認定制度の対象とし、認定を受けた業者については処理業者の許可や施設設置許可を取得せずとも、①や②を行うことができようとするべきである。そうすることで、例えば、バイオマス発電燃料の効率的な生産が可能となり、その結果バイオマス発電が推進され、資源の有効利用と地球温暖化対策等に資することとなる。 なお、バイオマス発電の普及促進にあたっては、再生利用認定制度の拡充に留まらず、①や②について、一定の条件のもと(自社・グループ会社から発生した「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合等)、処理業者の許可や施設設置許可を不要とする制度を構築することが求められる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の健全な支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、当該認定を受けた者については廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可を不要とするものです。 本制度の対象となる再生利用の内容の基準には「受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと」(燃料として使用される再生品を得るためのものでないこと)と規定しています。	対応不可	1204	<p>本制度は、生活環境の健全を確保し再生利用を大規模・安定的に推進するための制度として創設された特例的な措置であり、①再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の健全な支障を生ずるおそれがないこと、②こうした再生品を生産し出すためには、既存生産設備を活用すること効果が有効であり、その生産設備が日常的な監視を要せずとも生活環境の健全に担保されるよう安定的に稼働しているものであること、等が確保される場合については、国の認定により業及び施設設置許可を不要としているものです。 御提案事項については、産業廃棄物処理の優先順位を定めている循環型社会形成推進基本法の趣旨等を鑑みれば、再生利用認定制度の「再生利用」に係る考え方に熱回収を含めると、この優先順位に沿った処理が確保できなくなるおそれがあります。また、熱回収に伴う有害物質対策は、日常的・地域的監視が必要となります。これらのことから、特例措置として熱回収を含めず、再生利用で対象とすることは適当であると判断されたところです。 したがって、御提案にお応えするのは困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
95	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	広域認定制度における廃棄物の収集運搬会社等の活用	<p>【要望の具体的内容】 広域認定制度において、廃棄物の収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両の廃り便以外に、廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と提案理由等】 広域認定制度は、自ら廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者(製造事業者)を認定することにより、廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)に関する自治体ごとの許可を不要(委託先も含む)とする特例制度である。製品の性状、構造を熟知している製造事業者等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本制度を充実させれば、いっそうの資源循環が期待できる。</p> <p>しかし、本制度においては、運用上、自社製品を納入した車両以外の業者に廃棄物の収集運搬を行わせることがほとんど認められていない。例えば、建築物は一品生産で工程ごと使用建材が変化することから、一般の製造事業者のように納品時の廃り便を利用するよりも、廃棄物収集運搬会社等が運搬する方が効率的な場合もあるが、本制度では運用上ほとんど認められていない。</p> <p>そこで、広域認定制度において、収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両以外に、収集運搬業者の許可を得る廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。これにより、広域認定制度が利用しやすい制度となり、一層効率的な廃棄物処理が進むことになる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	広域認定制度は、環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者(製造事業者等)を認定することにより、廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)に関する地方公共団体ごとの許可をその委託を受けて処理を行う者を含めて不要とする特例制度です。	事実承認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3、第15条の4の3、第15条の4の3、第12条の12の8	「制度の現状」に記載のとおり、ご提案の内容は現行制度の範囲内で実現可能と考えています。
96	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	PCB廃棄物の見直し	<p>【要望の具体的内容】 保管および処理の状況の都道府県への届出は、変化があった年度に行うように変更すべきである。</p> <p>【規制の現状と提案理由等】 保管および処理の状況の都道府県への届出は、「毎年度、環境省令で定めるところにより、その増大化びフェニル炭素の保管および処分状況に照し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。」と定められ実施しているが、同じ数字を届け出ただけの年がある。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	PCB廃棄物特別措置法第8条に基づき、事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、PCB廃棄物の保管及び処分の状況に照し、毎年度、都道府県知事に届け出なければならない。	対応不可	PCB特措法第8条	PCB廃棄物はストックホルム条約において平成40年までの処理が定められており、国内においてもPCB廃棄物特措法に基づき処理期限が定められています。我が国におけるPCB汚染物の処理完了のためには、まず、処理の状況を把握した上で、PCB廃棄物ごとに何回処理を完了に保たれているかについて把握することが極めて重要であり、それを把握するための唯一の制度が本届出です。
97	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	微量PCB汚染廃棄物等の処理の新たな仕組みの導入	<p>【要望の具体的内容】 廃棄物汚染電気機器等については、安全性の確保を大前提としつつ、PCB含有絶縁油と抜油後の容器等に関して、規制対象を区分して取り扱うEUや米国等と同様の規制の仕組みを導入すべきである。</p> <p>併せて、抜油後の容器等から生ずるPCBのリスク(PCBの残留量・含有濃度)に応じた環境や人体等への影響等)に照した処理対象のあり方、資源の有効利用等を勘案し、処理促進策を、PCB廃棄物の廃棄事業者をはじめ、民間事業者等との連携のもと策定すべきである。</p> <p>【規制の現状と提案理由等】 微量PCB汚染電気機器等に関しては、絶縁油、抜油後の容器等ならびに汚染された使用中機器の処理が、同法ではなく、行政通達のもと、PCB絶縁油に関する処理目標基準(PCB濃度0.5mg/kg)に準拠してなされている状況である。</p> <p>しかしながら、当該規制は他の共通規制における規制実態とは著しく乖離している。例えば、実態では、絶縁油の処理対象基準はストックホルム条約で定められた50mg/kgである一方、抜油後の容器等については500mg/kg以上の総重量が納入・付着しているものが処理対象とされている。PCBを含む絶縁油を抽出した後の容器等に関しては、PCB総重量の(約97%)が除去されているが、濃度等に起因するリスクは大幅に低下しているが、PCB処理規程の実態である。</p> <p>また、現行規制が前提とした場合、高度PCB汚染電気機器(PCB総重量約7トンの処理に必要と見られる約4000円)であるのに対し、PCB総重量7トンの微量PCB汚染電気機器等の処理に数兆円規模が必要と試算される。さらに、この大半が、0.2%の付着等により残存する抜油後の容器等の処理費用である。わが国独自の着し厳しい規制が、過重な負担を事業者にし、国内でのPCB汚染電気機器等の処理を促進する原因となっている。</p> <p>わが国が、ストックホルム条約で定められている年間(2028年)までに全量のPCB廃棄物処理を完了できるか、見通しは立っていない。以上を踏まえ、中小企業を含む国民負担の軽減、諸外国との競争条件規制による追加的コスト負担のコントロールを中心とした我が国の競争力強化、さらには従来規制の弊害という観点から、安全かつ効率的な処理を大前提としつつ、微量PCB汚染電気機器等のリスクに応じた合理的・効率的な処理を可能とする仕組みを導入することが求められる。とりわけ、先述諸外国の取組内に対しても、リスクに適合しない莫大な費用が求められる抜油後の容器等の処理については、使用時の濃度が大半を占めることを前提としつつ、総重量と抜油後の容器等が別々のPCB濃度で規制するとともに、安全と合理的・効率的な処理を両立させる方策の実現に向けて官民が一体となって検討すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省、環境省	<p>【経済産業省】 ＜規制の現状と提案理由＞使用中機器について PCBを含有する電気工作物については、①現に設置している機器がPCBを含有する者の氏名若しくは名称、住所若しくは代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地等に変更があった場合、②PCBを含有する機器の使用を廃止した場合、③PCBを含有する油の漏れが生じた場合等、に届出を義務付けています。</p> <p>また、電気設備の技術基準を定める省令においてPCBを含有する絶縁油を使用する電気機器は、新たに施設してはならないと定めており、新たに施設することを禁じています。</p> <p>【環境省】 微量PCB汚染電気機器等の処理を促進するため、平成21年に廃棄物処理法に基づき環境大臣の認定制度を改正し、処理体制の確保が図られています。</p> <p>平成25年10月末時点で環境大臣の認定は11事業者となり、毎年着実に増加している状況ですが、特に容器の処理を行う処理施設が十分確保されていないのが現状です。</p>	【経済産業省】 検討に着手 【環境省】 検討を予定	【経済産業省】 1) PCBを含有する電気工作物に係る規制基準等として、環境に影響を及ぼす恐れのない廃棄物の基準と整合するため(半)揮発性フェニル炭素の適正な処理の推進に関する特別措置法(特別措置法)及び「重電機器等から微量のPCBが抽出された事実」についてに準拠しています。 従って、PCBを含有する電気工作物(PCBを含有する絶縁油及び抜油後の容器)に係る規制を含む)に係る規制基準等については、環境省の廃棄物に係る基準の動向に応じて対応します。 2) PCB含有電気機器については、現在、機器内の微量PCBを浄化する措置を施すこと等により、無害化する技術の開発が進められており、開発された技術について環境省において技術評価を実施中です。一方、現行制度では、このような技術を用いて使用中機器内のPCBが無害化されたとしても、PCB含有機器であるとの位置付けを変更できません。このため、環境省による評価が終了した浄化技術を使用し、PCBを無害化した使用中の電気機器については、PCBを含有する機器として扱わない旨の枠組み作りを現在経済産業省にて検討しているところです。また、それらの無害化された機器が廃棄物になった際も、特別生産廃棄物とならない旨の検討を、環境省とともに年度内に開始し、すみやかに結論を出したいと考えています。	
98	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	瀬戸内海環境保全特別措置法上の手続きの簡素化	<p>【要望の具体的内容】 特定施設について、施設番号や名称を変更する場合でも、使用方法や周辺の汚染の状況が変わらない場合は、軽微な変更も含め、許可ではなく届出で足りることとするべきである。</p> <p>【規制の現状と提案理由等】 瀬戸内海環境保全特別措置法上の特定施設を設置するには府県知事の許可が必要であるが、同法第8条および施行規則第7条により、軽微な変更であれば届出でよいとされている。</p> <p>しかし、軽微な変更に該当するものが「許可申請書式1別紙3」から別紙4までの「他参考となるべき事項の欄」に記載した事項に変更されており、工場内の施設番号や名称の変更はこれに該当しない。このため、工場に特定施設でない設備を追加して、許可済みの特定施設の使用方法を変えず、工場周辺の汚染の状況がなくても、工場内の施設番号や名称を変更するのであれば、許可が必要となる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条において、軽微な変更に該当するものは「様式1の別紙1から別紙3までのその他参考となるべき事項の欄」に記載した事項と規定されており、工場内の施設番号や名称の追加・変更は必要とされています。	対応不可	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条、第8条、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条	特定施設の使用方法を変えず、施設番号や名称に変更が生じた場合であっても、その使用方法や周辺の汚染の状況が変わらないということを示す必要があるため、軽微な変更も含めることは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
99	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	瀬戸内海環境保全特別措置法許可申請手続きの簡素化	<p>【要望の具体的内容】 特定施設を設置する場合、設置前と排水量や汚染状態に変更がないと証明できれば、事前評価書は不要とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 瀬戸内海環境保全特別措置法上、特定施設の設備の新設にあたっては、事前評価書をはじめ多くの書類を作成することが求められている。 また、特定施設を更新するためには、施設の廃止と新設の手続きを行う必要がある。 このため、施設更新の前後で汚染水・排水の量や汚染状態に変更がなく、周辺水域の状態が変化しない場合であっても、事前評価書を作成しなければならず、非常に多くの事務作業を強いられている。 事前評価を不要とすることが難しければ、事前評価において、多様な評価方法を認めるべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第3項において、「特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を提出しなければならない」と規定されており、特定施設の設置にあたっては、事前評価書が必要となります。また、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第4条において、事前評価に関する事項が規定されておりますが、評価方法を定めているわけではありません。	対応不可	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第3項 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 第4条	事前評価は、施設設置前と排水量や汚染状態がどのように変化するか(変化をしないことを含む。)を証明するものであり、当該特定施設設置による環境への影響を判断するためには現行の施行規則に規定する事項が必要であると考えます。また、施行規則では、事前評価に関する事項が規定されておりますが、評価方法は定めておりません。
100	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	設備投資の促進に向けた土壌汚染対策法の届出要件の緩和	<p>【要望の具体的内容】 3,000㎡以上の土地の形質変更(建物の解体を含む)を行う際に、該当土壌を敷地外に撒出ししない場合は、届出を不要とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法第4条により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。 調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となるため、工場や建物のスクラップ・アンド・ビルドが困難で、企業の設備投資意欲を減退させている。該当土壌を敷地外に撒出ししない、との条件つきで対象とすることで、工場の解体や遊休地の有効活用が図られ、企業の設備投資意欲を低下させることができる。 一律に不要とすることが難しければ、少なくとも工業専用地域に関しては、届出を不要とすべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものであるため、法第4条第1項及び第2項より、環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることとしています。	対応不可	土壌汚染対策法第4条第1項、第2項	掘削した土壌を敷地外に撒出ししない場合でも、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる周辺地域への汚染の拡散のリスクを伴うことや工業専用地域でも将来的に用途地域の変更がなされる可能性等が考えられるため、土地の形質の変更の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上であれば、当該届出を不要とすることは困難です。
101	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	工事の作業路網の整備に向けた土壌汚染対策法の届出の廃止	<p>【要望の具体的内容】 架空送電線を含む工事の作業路網を整備する際に、該当土壌を敷地外に撒出ししない場合は、林業の用に供する作業路網の整備と同様、届出を不要とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合でも、林業の作業路網で、該当土壌を敷地外に撒出ししない場合は、届出は不要とされている。 林業の用に供する作業路網に関しては、土壌汚染法に関するQ&A(平成25年3月21日)で「①通関する土壌の形質の変更を伴うものであつたとしても、木材の搬出時期や労働の投入時期等により30日前に着手する日が決まるものではないこと、②当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の撒出を伴わないこと、③そのための届出が通常帯水層に接しないと考えられることから、その行為が都度届出をすることの合理性が認められず、届出を不要としている。 架空送電線を含む工事の作業路網の深さは林道の作業路網と同程度であり、上記③を満たす。また、上記①は汚染の拡散の危険とは無関係である。 このため、架空送電線を含む工事の作業路網であっても、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の撒出を伴わないものであれば、届出は不要とすべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものであるため、法第4条第1項及び第2項より、環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることとしています。ただし、環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更であっても、軽易な行為その他の行為であつて環境省令で定めるもの、及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為は届出をしないとしてもよいとしています。	対応不可	土壌汚染対策法第4条第1項、第2項、施行規則第25条	御提案の架空送電線を含む工事の作業路網の整備が、3,000㎡以上の土地の形質の変更であっても、土壌汚染対策法施行規則第25条に示す通り、下記のいずれにも該当しない場合は軽易な行為として、法第4条の届出を行う必要はありません。 ①土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ撒出すること。 ②土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ③土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
102	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	舗装を行う際の土壌汚染対策法の届出の廃止	<p>【要望の具体的内容】 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際に、盛土に加えて舗装を行う場合、届出は不要とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」では「土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要としている」とされているが、盛土に加えて舗装を行う場合は届出が必要となる。 舗装により清浄な土・砕石等により土壌表面を覆うことは、汚染の拡散の防止に資するものであるため、届出は不要とすべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	盛土が行われる土地が汚染されていたとしても、当該土地の汚染を拡散させるリスクがないことから、法第4条第2項の調査の命令の対象となる土地は、法第4条第1項の届出に土地の形質の変更が行われる土地のうまいわゆる掘削部分であつて、同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める土壌汚染調査を行うこととしています。	対応不可	土壌汚染対策法第4条第1項、第2項、施行規則第25条	最初に盛土を行い、それと一体の工事の中で盛土部分に舗装工事を行う場合、盛土を行う前の地味を基準として、土地の形質の変更が規則第25条第1項のいずれにも該当しない場合は軽易な行為として、法第4条の届出を行う必要はありません。 また、同一の計画で、法第4条の届出を行う必要はありません。 盛土とは別の箇所でも舗装を行う場合、路盤工事等により土地の掘削を行う際に、汚染の拡散のリスクが伴うため、土地の形質の変更の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上であれば、法第4条の届出を不要とすることは困難です。
103	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	土壌汚染対策法の届出対象の見直し・明確化	<p>【要望の具体的内容】 ①同一の事業や計画のもとで行われる工事であっても、個々の工事が3,000㎡未満であれば、届出を不要とすべきである。 ②上記が対応不可の場合は、「まとめて一土地の形質の変更の行為」と見なす要件を、科学的な根拠に基づき明示すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法に基づき調査及び措置に関するガイドラインでは、「同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、(中略)土壌汚染状況調査の機会をできるだけ広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡以上となる場合には、まとめて一土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい」としている。 このため現在は、個々の工事が3,000㎡未満で、数百メートル離れた工事であっても、合計3,000㎡以上で「まとめて一土地の形質の変更の行為」と見なされる場合には、届出が必要となる。 本来は届出が不要である3,000㎡未満の工事について、行政が「まとめて一土地の形質の変更の行為」として見なして届出を求めらなければ、科学的なデータに基づいて必要性を示すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省	土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものであるため、法第4条第1項及び第2項より、環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届出させるとともに、都道府県知事は当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることとしています。	対応不可	土壌汚染対策法第4条第1項、第2項、土壌汚染対策法の施行規則第25条 2022年3月5日 環水大発第100305002号、改正：平成23年7月6日 環水大発第110706001号)	個々の工事で基準不適合土壌が帯水層に接すること等による周辺地域への汚染の拡散を防ぐためにも、同一の事業の計画や目的で行われる工事であれば、法第4条の届出を行うことが望ましいと考えます。また、同一の計画や目的で行われる場合はまとめて一土地の形質の変更の行為とみなすことについては、土壌汚染状況調査の機会をできるだけ広く捉えようとする法の趣旨を踏まえるものです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
104	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化	<p>【要望の具体的内容】 形質変更時届出区域において、経年劣化等により埋設配管等の突発的な工事が必要となった場合、それが非常災害によるものでない場合でも迅速に対応できるよう、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度を設けるか、もしくは対応後に事後的に届け出ることを認めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 形質変更時届出区域に指定されると、土地の形質の変更を行う場合、工事着工14日前までに都道府県等に届け出る必要がある。ただし、「通常の管理行為、軽易な行為等」その他の行為であって、環境省令で定めるもの、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」などは対象外とされている。</p> <p>このため、経年劣化など非常災害以外の理由で埋設配管等の突発的な工事が必要になった場合であっても、迅速に工事に着手することができない。</p> <p>本年6月の規制改革ホットラインの回答では、「通常の管理行為、軽易な行為等(法第12条第1項ただし書の現況)については届出をしないため、埋設配管等の突発的な工事等がこれに該当する場合は届出を要しない場合があります。」とされているが、同法施行規則50条では、「通常の管理行為、軽易な行為等」に該当するものとして、土地の面積が10㎡未満・深さが50cm未満であること等があげられている。</p> <p>こうした要件を満たさない場合であっても、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度を設けるか、もしくは事後に届け出ることを認められれば、早急に対策工事を実施することができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	形質変更時届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めることにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。	対応不可	土壌汚染対策法第12条第1項、施行規則第50条、環境省告示第53号	高濃度で土壌が汚染されている形質変更時届出区域も考えられ、土地の形質の変更に伴い土壌汚染が周辺地域に拡散するおそれがあるため、14日前までの届出を不要とすることは困難です。 汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届け出る制度に関しては、既に形質変更時届出区域内において、汚染の拡散をもたらさない方法(環境省告示第53号)により行われる旨、都道府県知事の確認を受けた場合には、事前の届出義務の対象外です。事後に届け出ることに限っては、汚染の拡散の防止が担保できないため、そのような措置は困難であると考えます。
105	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	土壌汚染対策法の要措置区域・形質変更時届出区域の指定の迅速化	<p>【要望の具体的内容】 都道府県に対して、要措置区域・形質変更時届出区域の指定の連続において、調査結果の報告受理後、1～2週間以内に指定を行うよう、周知すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 自主的な土壌汚染状況調査によって土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等は都道府県知事に要措置区域・形質変更時届出区域の申請を行うことができる。申請後、対応が早い自治体は10日以内に指定を行っているが、対応が遅い自治体は指定を行うまでに7～8週間かかっている。指定までに長い時間がかかること、工事期間の延長などによる費用負担が発生するのみならず、地域住民に影響が生ずる可能性もある。こうした事態を避けるために、都道府県に対して、1～2週間以内に指定を行うよう周知すべきである。</p> <p>対応が早い自治体は実際に10日以内に指定を行っているため、2週間以内に指定を行うことは過剰な負担とはならないはずである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	都道府県知事は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けたとき、報告を受けた土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域または形質変更時届出区域に指定します。 都道府県知事は、土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が要措置区域の指定に係る基準のうち汚染状態に関する基準に適合せず、要措置区域の指定に係る基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当すると認められる場合には、当該土地の区域を要措置区域として指定し、要措置区域の指定に係る基準のうち健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しないを認められる場合には、当該土地の区域を形質変更時届出区域として指定します。	対応不可	土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)	健康被害が生ずるおそれに関する基準の判断として、地下水経由の観点からの土壌汚染がある土地については、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等があるかどうかを確認し、その有無によって要措置区域又は形質変更時届出区域に指定することとしており、施行通知などの中で自治体に対し、地下水の飲用利用等については、近隣住民用のための回収板、戸別訪問等により確認するよう助言しています。 速やかに要措置区域等の指定を行うことが望ましいですが、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲の設定、地下水汚染の有無の把握、周辺住民の地下水の飲用利用等の調査に時間を要するケースも考えられ、一概に1～2週間以内に指定を行うよう周知することは困難です。
106	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	土壌汚染対策法における自然由来の物質の除外	<p>【要望の具体的内容】 法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象外とすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、上記局長通知により、法令上の根拠なく対象とされた。 このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応処置を行わなければならない。特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められているが、自然由来の物質であることを行政に証明するためにも、非常に多くのコストと時間がかかっている。 上記局長通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、周知をもつて事業者にも多くのコストと時間がかかる作業を強要すべきではない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	平成22年4月から施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律において、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌汚染法の対象としています。	対応不可	土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)	平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前略)自然的要因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、撤出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。よって、人為的な土壌汚染対策法の施行については、その他の汚染土壌と同様に法対象とすべきである。」と整理されており、改正土壌汚染対策法において自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌法の対象としています。 なお、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認められる土地についての土壌汚染状況調査方法の緩和や形質変更時届出区域のうち自然由来の土壌汚染地であっても、一定の条件を満たすものについては、自然由来特別区域と設定し、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。
107	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	土壌汚染対策法の形質変更時届出区域内における杭施工方法の追加	<p>【要望の具体的内容】 形質変更時届出区域内における杭の施工方法に関して、ガイドライン参考資料Appendix12で示されているケーシングを設置する方法に加え、汚染物質の拡散を防止するよう工夫したアースドリル工法等も認められるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 形質変更時届出区域の土地の形質の変更届出は、同法施行規則53条に定める基準を満たせば受理されるべきである。しかし、同条第2項「基準不適合土壤(基準不適合土壌)に該当しない」との解釈として、要措置区域内における施工方法の基準であって「平成23年環境省告示第53号」に則り施行すること、とされているため、ガイドラインの参考資料Appendix12「代表的なケース」にて記載されている、ケーシングを設置する施工方法以外の方法を認めない自治体が多い。 しかし実際には、ガイドラインに記載されている工法を採用しよとて、準不透水層の深さや土質の条件により、ケーシングを準不透水層まで設置することが相当に困難な場合がある。 また、ケーシングを設置できる場合においても、ガイドラインに記載されている、ケーシング内の準不透水層を「透水材」に置換し杭を築造する方法は、特定の建設会社が保有する特許工法を侵害する恐れが高いため、広く施工を行うことが困難である。 建設工事で広く採用されているアースドリル工法でも、掘削作業時に安定液を地盤の土質構成に基づいて適切に配合し、性状管理を適切に行うことで、安定液の産廃機構と土壌安定化作用により汚染拡散防止を図ることが可能である。これは、施行規則第53条2項で定められている「基準不適合土壤が帯水層に接しないようにすること」を満たしている。 こうした方法も認められるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	形質変更時届出区域内における土地の形質の変更を行う場合の施工方法の基準は下記の通りです。 ①土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、採取又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。 ②土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌汚染基準に係るもの)に限る。が当該形質変更時届出区域内の帯水層に接しないようにすること。 ③土地の形質の変更を行った後、法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去を措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。	対応不可	土壌汚染対策法第12条第4項、施行規則第53条	形質変更時届出区域内における土地の形質の変更の施工方法について、特定の杭打設の工法の施行基準適合は各自治体の判断によることとする。形質変更時届出区域内における施工方法の基準を満たしているのであれば、個別の工法に対し施行することを妨げるものではありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
108	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	洗浄施設(流し台など)の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮	<p>【要望の具体的内容】 特定施設のうち、小規模な洗浄施設(流し台など)の設置や使用方法の変更に関しては、実施までの制限期間を短縮(例えば30日)すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 水質汚濁防止法上の特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届け出る必要がある。この期間は、特定施設に該当する限り、研究所の洗浄施設などでも大型の施設でも同じであり、また使用する化学物質を変更する場合も同じ期間が必要となる。 同法第9条第2項では、都道府県知事がこの「期間を短縮することができる」としており、また環境省は平成9年9月24日付環大規大232号「水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・放散地場基準または排水基準等に適合すると認められるときは、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知することと都道府県に通知している。しかし、研究所の洗浄施設の新設や新たな化学物質を使用するための使用方法の変更に関しては、期間が短縮されていない。 こうした制約のため、企業は様々な研究開発に迅速に取り組みることができない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	水質汚濁防止法第5条及び第7条において、特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届出の必要があります。同法第9条第2項では、都道府県知事は届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができますと規定しています。また環境省は平成9年9月24日付環大規大232号、環水規大309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・放散地場基準または排水基準等に適合すると認められるときは、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めることと都道府県に通知しています。	事実認識	水質汚濁防止法第9条第2項	水質汚濁防止法第5条及び第7条において、特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届出を行う必要があります。都道府県知事は届出内容について審査を行い、排水基準等に適合すると認められるときは、同法第9条第2項の規定により、都道府県知事がこの期間を短縮することができますと規定しており、研究所の洗浄施設の設置や新たな化学物質を使用するための使用方法の変更においても同様に期間の短縮は可能です。
109	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	火力発電所に関する環境影響評価手続の簡素化	<p>【要望の具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続の対象外とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「へ」では、環境影響評価の対象となる火力発電所について、一律に、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で1125万kW以上15万kW未満」と単純に定めている。そのため、火力発電所のリプレースであっても、新規に火力発電所を建設する場合と同様の環境影響評価手続が必要になる。しかし、これでは環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に進めることができない。 そこで、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、環境影響評価手続の全部又は一部を行わずともよいこととするべきである。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所の稼働を早期に行うことができ、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・揮発酸化物の排出量の削減を早期に開始させることができるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 2012年度の政府回答では、「環境負荷の低減が図られる火力発電所のリプレースであっても、希少動植物や騒音等の工事に係る影響に関して適切な配慮が必要」、「火力発電所はかつて公害を経験した地域に立地している場合が多く、地域住民や関係自治体の意見を十分に聴取しながら、計画を進める必要」を理由に対応していない。しかし、リプレースの場合、基本的に新たな土地を切り開かなくても、既存の土地を利用するものであり、また、その事業も環境負荷を低減させるような火力発電所の建設であり、工事も含め、今まで以上に環境負荷が大きくなるとは考えられず、上記の指摘には当たらない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	対応不可	環境影響評価法第2条 環境影響評価法施行令別表第1-5「へ」	環境負荷の低減が図られる火力発電所のリプレースであっても、既存の敷地内に希少動植物が生息していた事例があったり、一時的ではあるが騒音等の工事に係る影響に関して適切な配慮が必要な場合があります。また、火力発電所はかつて公害を経験した地域に立地している場合が多く、地域住民や関係自治体の意見を十分に聴取しながら、計画を進める必要性があります。したがって、単に環境影響評価法の適用を除外することは適切ではなく、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することによって対応します。具体的には、火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対応事業実施段階が既存の発電所の敷地内に限定されること、土地変更等による環境影響が限定的となり得る事業については、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」についてを活用することにより、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めるとしています。そのほか事業者・国・自治体が一体で取り組むことになって、これまで3年度要していた手続を最大1年強まで短縮することを日本再興戦略に盛り込み、閣議決定していますので、事業者におかれましても本取組への協力をお願いします。
110	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	火力発電所に関する環境影響評価手続の簡素化	<p>【要望の具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、配電手続を簡素化すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法は、一定規模以上の火力発電所を建設する、その事業に対し、環境影響評価手続(配電手続、方法書手続、環境書手続、評価書手続等)を行うことを求めている。配電手続については、事業計画の検討の段階において、より柔軟な計画変更が可能とし、環境影響の一回の回避・低減を図るものである。 環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・揮発酸化物の排出量を削減)させるような火力発電所へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電所へのリプレースを迅速に進めることができない。 リプレースの場合、基本的に新たな土地を切り開くのではなく、既存の土地を利用するものであり、また、その事業も環境負荷を低減させるような火力発電所の建設であり、工事も含め、今まで以上に環境負荷が大きくなるとは考えられず、上記の指摘には当たらない。 特に、配電手続については、事業計画の検討の段階において、より柔軟な計画変更が可能とし、環境影響の一回の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースの場合、土地の立地の検討が現実的ではないという点である。また、環境影響評価法は、環境影響評価手続を早期に開始できるように、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 したがって、本環境影響評価手続そのものを不要とするべきであるが、何らかの理由でそれが困難なだけに実現できないとしても、少なくとも配電手続については配電書を上記関係者に送付することにより、意見聴取は不要とするよう、まず改善すべきである。意見聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとっており、また、方法書手続においても、意見聴取が可能である。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・揮発酸化物の排出量の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 なお、「発電所設置の際の環境リスクの迅速化に関する連絡会議(中間報告)(平成24年11月27日)」では、「平成25年4月より施行」が予定される配電手続について、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る旨が示されているが、その具体的方策までは示されていない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を決定する段階で、事業計画の複数案を設定した上で、環境へ及ぼす重大な影響について比較評価するとともに、国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	対応	環境影響評価法	「発電所設置の際の環境リスクの迅速化等に関する連絡会議中間報告(平成24年11月27日環境省・経済産業省)」P.4において「配電書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図るとしています。また、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」について(平成25年9月改訂環境省)P.6-10において、配電書手続における合理化の考え方をとりまとめしておりますので、こちらを活用いただき、合理的で有意義な配電書手続を実施していただきたいと考えます。
111	10月16日	12月6日	1月17日	エネルギー・環境	地下水の熱利用に向けた排水規制の改善	<p>【要望の具体的内容】 都市部等において、地下水を採取し熱利用することを認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 現在の制度では、都市部等において地下水を採取し利用する場合、技術上の基準(地下水を汲み上げるパイプの断面積が一定の基準であること等)を満たさなければならない。地盤沈下の防止等の観点から、この技術上の基準が厳しく設定されており、都市部等で地下水を採取し熱利用することが困難な(事実上不可能な)状態になっている。 他方、都市部等の地下に広い範囲の地下水があることから、これをヒートポンプの熱源、あるいは蓄熱に利用することで、冷暖房需要の大きい都市部等において大規模なエネルギーと負荷平準化が期待できる。こうした取り組みはオランダ等の海外では多数存在するところである。 そこで、大規模なエネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用については、採取した地下水を同一の帯水層に還水するといった代替措置を講じ地盤沈下等を確実に防止することを前提に、技術上の基準を改善するべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省、環境省	・工業用水法(環境省・経済産業省共管) 政令で定める地域内で吐出口の断面積が6cm ² 以上の揚水機を用い工業用に供するために地下水の採取を行うおとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。 ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律(環境省)(通称:井戸水法) 政令で定める地域内で吐出口の断面積が6cm ² 以上の揚水機を用いて建築物用地下水の採取を行うおとする者は都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項)の指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)の許可を受けなければならない。	対応不可	工業用水法第3条、第5条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条	・工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律は、地盤沈下の防止を目的のとして、地下水を採取することにより地盤が沈下し、高潮や出水等の災害が生ずるおそれのある地域等が対象地域として指定されています。したがって、規制緩和により指定地域内において地下水の採取量が増加すると地盤が沈下し災害が生ずるおそれがあります。なお、採掘者の代替措置案については、採取した地下水を同一の帯水層に還水することが指定地域内の地盤沈下を生じさせないといえる根拠が明確ではない中で、それを前提とした規制緩和を進めることは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	分野	提案事項	提案の 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
115	10月17日	12月24日	1月17日	エネルギー・ 環境	引火性液体 危険物の定 義の見直し	石油連 盟	総務省	引火点250度未満の引火性液体を危険物として、一定数量以上の貯蔵・搬扱いに係る施設等の設置許可やハード・ソフト面の技術基準を定めています。	対応不可	消防法第2条、同 法第10条、同法 別表第一	ご指摘の化学物質の分類及び表示の世界調和システム(GHS)は、化学物質の危険有害性の情報伝達に関する国際的に調和された物品の分類及び表示並びに統一された安全データシートを目的としたものであり、それらを併用し、又は取り扱う施設の安全対策を定めているものではなく、危険物を行脚し、又は取り扱う施設等の規制については各品にそれぞれの実情に基づき技術基準を定めているところです。 「世界各国の法律では、100度近辺を上限にそれ以上の引火点を有する物質に対する法規制はしていない。」とのご指摘ですが、米国、フランスにおいても引火点が100℃を超える可燃性液体について、その危険性に応じた技術基準を定めて規制していることと承知しています。 * 火災の高齢化においても、過去5年間の第4種(可燃性液体)の危険物火災492件のうち、比較的引火点の高い第3石油類(重油等)、第4石油類(軽油等)の火災が155件を占めており、また平成24年中においても任連機種の任基油(第3石油類)からの出火により大きな物的被害を生じた火災(直接被害額197百万円)や焼入油噴射装置の噴出により5名が負傷した火災など、引火点が100℃を超える危険物により大きな物的被害・人的被害を生じた火災が発生している状況にあります。 * なお、平成19年には冷却油(第3石油類)の流出・発火により4名が亡くなったことや、また平成18年には3エネエンジンリール(第3石油類)の製造中に発生した爆発が発生し、半後400mの範囲の建物を損壊したことを申し添えます。
116	10月17日	12月24日	1月17日	エネルギー・ 環境	石油コンビ ナート等災害 防止法の性 能規定化	石油連 盟	総務省	特定事業所における石油タンク火災等に対応するため、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の防災資機材等の配備を特定事業所に求めています。 なお、個別の資機材の要件については、例えば、大型化学消防車等の要件として、規格放水圧力、放水量等の性能を改訂で規定しています。	現行制度 下で対応 可能	石油コンビナート 等災害防止法施 行令第7条~第8 条	法令では、石油コンビナートには化学消防車、泡放水砲、消火薬剤などの防災資機材等を設置すること及びそれぞれに有すべき性能(例えば、化学消防車の規格放水圧力は85メガパスカル等)が定められています。ただし、防火上有効な施設又は設備であって、市町村長の承認を受けた場合には、配備すべき資機材の一部を配備しないことができると定めています。これらも新技術を導入した資機材の個別具体的な提案があれば、当該資機材の性能等を客観的に評価して、一定の有効性を有するものを防災資機材等として認定しています。
117	10月17日	12月24日	1月17日	エネルギー・ 環境	消防車3点 セットの大型 高所放水車 の代替として S型普通泡 放水砲の完全 採用	石油連 盟	総務省	特定事業所における石油タンク火災等に対応するため、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の防災資機材等の配備を特定事業所に求めています。 * 3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)が複数セット配備されている場合、2セット目以降については大型高所放水車の代わりに普通泡放水砲を配備することが認められています。	対応不可	石油コンビナート 等災害防止法施 行令第16条第3 項	消防活動能力の低下に伴う被害拡大の危険性が大きくなることから、要望は認められません。 1 消防活動能力の低下に伴う被害拡大の危険性 3点セットの代わりに1セット目から1-S型普通泡放水砲を配備した場合、次の課題があるため、被害拡大の危険性が欠かれません。 * 3点セットの場合は、高所放水車により高所から泡放射を行うため、火点は正確に放射することが比較的容易と考えられます。しかし、1-S型普通泡放水砲を用いて地上から泡放射する場合は、その正確性が3点セットに比べて劣ると考えられます。 * 1-S型普通泡放水砲は、パイプ吹口やタンクの配置状況により、活動できる場所が限定されるケースが多いためです。 2 アリア防火協会(NFPA)の基準に関するご指摘は、NFPA11の一部で、「任意機種の採用の可能性があるため、リング火災において地上からのモニター(砲)による発射は消火の第一の選択肢として用いてはならない」と記述しているのに対して、モニターによる消火を希望しているものもあると見受けられます。よって、地上のモニターと砲とを併用して放射できる高所放水車による泡放射を希望しているものではないと考えます。 2 タンク上方からの泡放射が困難 防災要員等がタンク上から1-S型普通泡放水砲を用いるとしても、次の課題があることから有効な初期消火の実施が困難と考えます。 * タンク上方から泡放射するため、①1-S型普通泡放水砲を分解し、発射タンクの直下に搬送、②タンク上部へ搬送(発射タンクの搬送を伴い、人力で搬送)、③タンク上部で砲の組み上げ、固定等の作業が必要 * 砲は分解後も大きな容積、重量のためタンク上部への搬送が困難 3 防災要員等の安全確保に課題 火災による放射射、火災の拡大に伴う煙層の落下中煙層の直撃等の発生も想定されるため、タンク上部で活動する防災要員及び消防隊等の安全確保が困難となります。 4 これまでの規制改革においても、防災要員及び消防隊等の安全確保方策及び技術革新・開発の動向を踏まえた「具体的な提案が行われた場合には検討を行う旨の回答を行ったことですが、その「具体的な提示もなされていないため、現時点での検討は困難と考えます。
118	10月30日	12月24日	1月17日	エネルギー・ 環境	電気事業法等 に関する規制制 削	一般社 団法人 電子情報 技術産業 協会	経済産業 省	自営網による供給は、特定電気事業、特定規模電気事業、特定供給の3つの類型により行うことが可能ですが、御提案の広域停電時に近隣に電気を供給する形態は、特定供給に該当するものと考えられます。 特定供給については、電気事業法第17条において、電気事業を営む場合及び専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給する場合、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者の用に供するための電気を供給する場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者(一般電気事業者を除く)は、供給の相手方及び供給する場所ごとに(経済産業大臣の許可を受けなければならない)としており、同条第3項に許可を認める要件として以下のとおり規定しています。 第2号 供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものについては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。	対応不可	電気事業法第17 条第1項、同条第 2項、同条第3項	御提案の広域停電時に自ら敷設した電線路を介して行う電気を供給する事業は、無償で当該供給を行っている限りにおいては、電気事業法の対象外であり、電気事業法上の許可を受けずは必要ありません。 また、電気事業法においては、一般電気事業者、特定供給の許可を受け又は特定規模電気事業者の電線路の届出をすることにより、自ら維持し、及び運用する電線路により電気を供給する事業を営むことが可能です。これは、送配電設備については規制の経済性が認められることから、自由な電線路敷設・電気を供給する事業を営むことを認めることとすると、二重投資及び過剰投資が生じ、一般電気事業者の安定的かつ低廉な電気の供給が達成されなくなる場合には、一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害することとなるため、一定の基準に適合する場合のみに限定しているものもあり、御提案の内容は認められることができません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
119	10月30日	12月24日	1月17日	エネルギー環境	電力需要家の電力消費情報の電気事業者以外への開示について	<p>(具体的内容) 使用電力の管理や省エネのためのソリューションを活用できる電力需要家の範囲を拡大するため、電力需要家の消費電力等の情報は、個別契約において需要家の承諾があれば、電気事業者以外の第三者であっても電気事業者と同等の条件(例えば、検針周期がリアルタイムであるならば、リアルタイム)にて利用可能とする。</p> <p>(提案理由) ①現在、電力会社は、検針員が電力量計から検針したデータ(高压以上の需要家については自動検針システムにより収集したデータ)に基づき料金計算を行い、需要家に請求している。この検針データについては、電気事業者以外の第三者への情報提供を行う際は、需要家の同意を前提に月単位等の集約されたデータを提供することが検討して定められている。 ②現在、精密・高精度の事業家は、BEMS等のアプリケーションを活用すれば、リアルタイム検針にもつづいたエネルギー使用管理が可能であるが、それ以外の需要家は対象とならない。自動検針および、今後のスマートメーターの普及による電力量計のリアルタイム検針データを、省エネビジネス事業者等、電気事業者以外の第三者が(個別契約内で)利用可能とすることにより、省エネビジネス事業者は、BEMS等のアプリケーションを介さなくても、多くの電力需要家に使用電力の管理や省エネのためのソリューションを提供できるようになる。 ③要望が実現した場合の効果 ・多くの電力需要家の省エネへの取組みが進み、社会全体の省エネが促進される。 ・新たなビジネスモデルの創出につながる(アプリケーションのようなデジタルビジネスとは異なるアプローチのビジネス、他のデータと組み合わせた新しいビジネス等) ・新たな電圧帯域につながる。 ・ピーク電力削減により、電源設備や送電設備増設等の電力会社への経済的な負担を低減することができるため、電気料金の算定根拠となる設備投資を削減することができる。</p> <p>《説明》本提案により利益を受ける可能性があるのは、家庭用を含めたすべての電力需要家および省エネビジネス事業者である。現状、BEMS等のアプリケーションを活用してリアルタイム検針を行える需要家は、年間数億円単位のHWや運用保守費用を払えるだけの精密・高精度の事業者に限られる。本提案により、家庭用～低圧等も含めた広範の需要家が省エネソリューションを活用できることとなる。新たなビジネスチャンスが生まれる可能性もあり、2016年予定の電気小売業への参入全面自由化にもプラスの効果があると考える。</p>	一般社団法人電子情報技術産業協会	経済産業省	現行制度上、電気事業者以外の第三者が、需要家の同意を得て、電力需要家の消費電力等の情報を、電気事業者と同等の条件で利用することに特段の規制はありません。	現行制度下で対応可能	-	左記のとおり、現行制度上、電気事業者以外の第三者が、需要家の同意を得て、電力需要家の消費電力等の情報を、電気事業者と同等の条件で利用することに特段の規制はありません。
120	10月31日	12月24日	1月17日	エネルギー環境	電気事業者からの直接受電要件の緩和	<p>【現行】 基地局用の電力を、同一物件に先発の電気通信事業者が既に電力会社から直接受電(1系統目)している場合、後発となった電気通信事業者が直接受電(2系統目)を要望しても、電力会社から拒否される場合がある。 これにより、先発の電気通信事業者からの借電交渉等が必要となり、工期が遅れるだけでなく、受電が問題で基地局を断念するケースも発生。</p> <p>【規制緩和要望】 電気通信事業用途の電力については、同一物件に先発の電気通信事業者が既に電力会社から直接受電(1系統目)している場合であっても、後発となった電気通信事業者への直接受電(2系統目)を認める。</p> <p>【理由/メリット】 電力会社側の柔軟な対応により、携帯電話サービスの早期かつ高品質なネットワーク構築が可能。</p>	民間企業	経済産業省	電力会社から電気の供給を受ける際の電気供給契約については、原則として、電気事業法施行規則第2条第2項各号で規定する一の需要場所に対して、電力会社が電気事業法第19条の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受け、電気の供給に係る料金その他の供給条件を定めた供給約款の「契約約款の単位」のなかで、「次の場合を除き、1.需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。」と規定しています。 (1)1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別(2)の場合は、2契約種別といたします。)とあわせて契約する場合、臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2)電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合	現行制度下で対応可能	電気事業法第19条 電気事業法施行規則第2条第2項	同一物件に電気通信事業者の基地局を設置することに関しては、電気事業法第19条第1項に基づき各電力会社が定める供給約款に基づき個別に判断することとなりますが、同一物件内の需要場所において、後発の電気通信事業者が基地局を設置しようとした場合に直接受電が可能となるような条件等を確認したうえで、必要に応じて各社に検討を促してまいります。
121	10月31日	12月24日	1月17日	エネルギー環境	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について	<p>【内容】 ○老人福祉施設のエネルギー使用量報告については、一律報告の対象外とすること。 ○地方自治体の条例等により、省エネ法の「横出し上乗せ規制」が行われていることから、全国統一の基準により運用すること。</p> <p>【提案理由】 ○有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設は、生活のためにエネルギーを使用していることから、省エネ法のエネルギー使用量報告の対象外となっている一方、介護事業と不可分である併設の医療事業や通所(デイサービスを提供する事業所)の部分は申告対象となっている。老人福祉施設は、一律報告の対象外とすべきである。 ○各地方自治体が、条例等により独自に規制を行っているが、規制内容の把握および対応のため、全国で事業展開している民間事業者が適宜な負担を強いられ、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。例えば、不動産リース契約において、資源エネルギー庁の報告制度では、建物の「管理者」(＝ユーザー)または「所有者」(＝リース会社)のどちらかが報告すれば足りるが、東京都環境条例では「管理者」「所有者」双方に報告義務を課している。</p>	公益社団法人リース事業協会	経済産業省	(老人福祉施設のエネルギー使用量報告について) 事業活動に係るエネルギー使用量の合計が原油換算1,500Wを超える事業者については、省エネ法に基づき特定事業者として指定され、エネルギー使用量の報告の義務が生じます。 このうち、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、「専ら」入所者の生活のためにエネルギーを使用していることから「事業活動」とはみなさず、エネルギー使用量報告の算入対象外としておりますが、通所系の事業所については、当該通所に係る事業は「事業活動」に該当するためエネルギー使用量報告の算入対象としています。 また、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量のみを分割して報告するよう、統一した運用を行っています。 (地方自治体の条例等について) 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期的報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。一方、地球温暖化対策等が制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	(老人福祉施設関係) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条第9項、第15条第1項、第19条第2項、第19条の2第1項 (老人福祉施設関係) 省エネ法施行令第2条第1項 資源エネルギー庁平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A Q1-25 (条例関係) 法第14条、第15条 施行規則 第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	(老人福祉施設のエネルギー使用量報告について) 他に居住区域を有する者が定期又は不定期に通所する事業所については、事業活動として整理されるものであり、「専ら」入所(居)者の「生活」のためのものとして整理することは困難です。 なお、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所等が併設されている場合については、各事業者の実態に応じた合理的な手法により、事業所に係るエネルギー使用量を分割して報告することが可能です。 (地方自治体の条例等について) 自治体の条例に基づく報告制度は、地方自治法に基づく自治事務として制定されているものであるため、国が統一に運用することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
122	9月30日	12月24日	1月17日	エネルギー・環境	再生可能エネルギーの推進上、障害となっている規制等の見直し	送電網の活用促進について (1)太陽光・風力について、①「みなし節電」や「自己託送」における「30分間同時量」規制(電気事業法24条の3に基づく託送供給約款に規定)の緩和。 ②また、「間同時量」が達成できなかった場合に発生する「インバランス料金」(同上託送供給約款に規定)が高過ぎるので、その見直しを図りたい。 ③現在のアンシラリー料金は高過ぎるので(一般電気事業託送供給約款料率算定規則(平11.12.3、通産省令106号)に基づく)、見直されたい。 ④電気工作物の規模に応じた設置認可が、電気事業法47条1項及び施行規則65条、66条、別表第11により、必要とされているが、従来は、電力融通のコースが小さかったため、容量も小さかったものと思われるが、3.11後の情勢変化により、実態が大きく変わっており(電力融通コースの急増)、的確に対応することが急務と思われる。 (2)風力発電について、現行の系統設備・運用では、好風況地域の風力発電導入ポテンシャルをいかせない。具体的には、「優先接続」について、欧州に比べ、優先性が低いことから見直す必要がある。欧州における優先接続(日本との違い)、招集では、原則送電事業者が電線を建設するが、日本は風力発電等を開発する事業者が引くこととなっている。この考え・規制が欧州並みに改められると、立地の可能性が大きく広がる。	市民キャピタリティネットワーク 京都府 経済産業省 ハイオマテス 発電事業 産学連携WG		(1)について ①需要家に電気を供給する際、30分間における実発電量と実需要量の合計値を一致させることを「30分間同時量」としている。 ②30分間における発電量と需要量それぞれ合計値の差を「インバランス」といい、発電量が不足していた場合、一般電気事業者から不足分の供給を受け、当該供給に係る料金をインバランス料金とします。 ③託送供給に係る30分間の需要量に対して発電量の不足が3%以内の場合は、変動範囲内発電料金を支払い、3%を超える場合は変動範囲外発電料金をとる。変動範囲内発電料金の3倍を目安とした料金を支払うこととなります。 ④一般電気事業者の供給設備に接続して発電設備を使用する者に対して、一般電気事業者が周波数を安定的に維持するために一般電気事業者の電源・潮流設備を一体的な制御を行うことにより、供給する電気の品質を安定させることに加え、接続している発電設備の電気の品質を維持するためにも必要となる費用であり、毎月の電気料金に含めて請求される料金をアンシラリー料金とします。 ④一部の事業用電気工作物の設置又は変更の工事にあつては、電気事業法第47条第1項又は同法第48条第1項において、認可又は工事計画の事前届出を要する旨、定めています。当該規定の下、送電設備については、同法第48条第1項、電気事業法施行規則第65条及び別表第二に基づき、電圧が17万ボルト以上の場合、工事計画を届け出るよう規定しており、17万ボルト未満のものについては、届出手続を不要としています。 (2)について 電気事業者は、法律又は省令に定める正当な理由がない限り、接続を拒否してはならないとされています。	(1)について ①～②一般電気事業託送供給約款料率算定規則第29条、第29条の2 ③一般電気事業託送供給約款料率算定規則第8条 ④電気事業法第48条、電気事業法施行規則第65条、別表第二 (2)について 電気事業者による再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法第5条第1項	当該法令等	(1)について ①～③については、電力システム改革の中で、計画値同時量制度の導入やインバランス料金の考え方の見直し等を含む託送制度の見直しを予定しており、改革後においても低廉かつ安定的な電力供給を実現するという観点から、詳細な制度のあり方について検討を進めているところです。 ④については、左記「制度の現状」で記したとおり、認可の対象としておらず、届出の対象としておらず、届出も不要です。 17万ボルト以上の送電線については、一般的に基幹送電線として設置されるものであり、事故が起った場合には、大規模供給支障を引き起こす可能性が高く、電気保安の観点から、その工事の適切性について事前に届が確認するために工事計画の届出対象としているもので、工事計画の届出を不要とすることは現時点で考えておりません。 (2)について 固定価格買取制度においては、法令上の正当な理由がない限り、電気事業者は接続を拒否することができないこととされており、再生可能エネルギー発電設備が優先的に接続されるよう措置されております。 また、再生可能エネルギー発電事業者側で負担すべき接続費用については、再生可能エネルギー発電に通常要する費用として、固定価格買取制度の調達価格の算定基礎に含まれております。
123	10月17日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	圧力容器の設計製作に準拠するASME規格の適用	【内容】圧力容器の設計製作において、国際的に適用されているASME(米国機械学会)規格が改正された場合、タイムラグなしに国内で使用できるようにしていただきたい。 具体的には、高圧ガス保安法における特定設備検査規則第51条「定めた特例」において、最新のASME規格を適用できるように前掲措置していただきたい。 【理由】現状、日本の法令やJISなども、国際的に適用されているASME規格を準拠して制定されているにもかかわらず、ASME規格の改正を反映するまでもに相当の長期間を要するため、最新のASME規格を適用できない。法令の「特例」事項を使用するまでもに、認可を得るためには、相当の労力と期間が必要となっており、時間的な制約などから適用を諦めることが多い。代表的な例として、容器板厚の設計に必要な安全係数は、1999年(ASME規格で4から3.5に改正されている。この改正が国内に取り込まれたのは、高圧ガス保安法(特定設備検査規則)で4年後(2003年)であった。この4年間、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準で設備を設計製作せざるを得なかった。提案理由は以下のとおり。 1. 上記で明示したASME規格の安全係数は、その後も技術の進歩などにより、3.5から3.3、さらには3から2.4へと改正が進んでいるにもかかわらず、日本では、これら検討を開始するようであり、取手を経れば追従すると想像できるものも、いつまでも追いつかず、グローバル経済社会で遅れをとるばかりである。 2. 海外で多くの年ををかけて実証試験を行い、諸外国のメンバーが審議に参加し、既に全世界で多く使用されているASME規格を、日本だけが改めて国内で審議を行う現状は、産業活動の弊害、新技術導入の障壁以外の何ももたない。	石油連盟 経済産業省		高圧ガス保安法における技術上の基準については、平成8年に規制緩和の観点から、これまで定量的な記述となっていた基準上の重要項目を定性的な表現に改訂し、当該性能規定を満たすことを事業者が示すことができれば、技術上の基準に適合している旨評価することとしております。また、通達において、容器等の種類別に機能性基準を満足する例示基準を示し、適用上の便宜を図っております。 一方、容器保安規則、特定設備検査規則、一般高圧ガス保安規則等の省令で定められている規定に適合しない機器の製作、高圧ガスの製造等を行うおとすときは、経済産業大臣の特別認可(大臣特認)を得ることで、実施することができず。	その他	高圧ガス保安法、特定設備検査規則	最新ASME規格については、安全係数を引き下げた場合の安全上の課題や制約的コストの必要性について検討した結果、特定設備検査規則第51条の規定に基づく経済産業大臣の認可(大臣特認)を受けた場合に適用することとしました。 なお、特定設備検査規則第51条の特例を受ける際に参照する資料として、現在、高圧ガス保安協会が、安全係数2.4の最新ASME規格を踏まえた具体的な技術基準について作成中です。
124	10月17日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	【内容】高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しているため補修に関する技術の記載がない。海外、また国内の高圧ガス保安法非適用設備への適用実績のある補修技術については法制的に認定していただきたい。 【理由】高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しているため補修に関する技術の記載がなく、高圧ガス部材の減肉あるいは穿孔等による劣化に対しては、高圧ガス保安法で認められた材料の一部又はすべての部材の取替えが必要となっている。これらは、ほとんどの場合、溶接等の火気使用を伴い、当該設備の運転停止、内容物のパージ等を必要としている。 一方、海外では、いくつかの実績ある補修技術が確立されており、国内においても、高圧ガス保安法非適用設備への適用実績がある。例えば、ファーマナイトは、国内においても高圧スチームの配管、フランジ、バルブ等のリーク箇所の補修技術として実績がある。また、ファーマナイトは、海外において広く使用されており、日本の高圧ガス保安法対象相当の設備においても使用されているものと考えられる。 また、前述のように現行法規では、高圧ガス部材の減肉等に対しては、ほとんどの場合溶接等の火気使用を伴う部材取替となり、当該設備のシャットダウン(SD)及びスタートアップ(SU)の非正常作業を必要とする。SD/SU作業時の非正常作業中における事故が多いことは広く知られている。 以上のように、ファーマナイト等が補修技術として認定されることは、ユーザーにとって補修に際して総合的なリスクを勘案した補修方法の選択を可能にし、製油所等の保安・安全確保の向上に資すると考え、これら補修技術の調査、技術評価を進め法的にも認定していただきたい。	石油連盟 経済産業省		ご提案のようなファーマナイトを活用した補修技術については、現行の高圧ガス保安法における技術基準として規定していません。 なお、ご提案の規制法令等、特定設備検査規則が挙げられていますが、当規則は設備使用開始後の補修について規定してありません。	検討に着手	高圧ガス保安法、コンビナート等保安規則等	ファーマナイト等を活用した新たな補修技術については、現在、適用条件等の調査を実施しています(必要に応じ、次年度も継続して調査を行う予定)。当該結果から安全性等を確認した上で検討を行う予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
125	10月17日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	高压ガス保安法における石油学会規格のフランジ及びPTレーティングの最新版の採用	【内容】高压ガス保安法では「PTレーティング」はJPI-7S-15-1999に従うよう、例示基準や高压ガス保安協会の技術基準に記載されているが、規格の年度の指定を外すもしくは最新版の適用を運用として認めることに実現していただきたい。 【理由】高压ガス保安法は機能性基準を許容する内容となっているが、実際に所轄団体が基準の適否を判断する場合には、慣習上、法律の文言や高压ガス保安協会の技術基準通りに判断されることが多い。 引用規格の一つである石油学会規格JPI-7S-65-2011「フランジ及びバルブのPTレーティング」は最新の米国ASME(機械学会規格)に従って基準が緩和されて、設計圧力、温度が同じ配管でも従来より低いPTレーティングのものが使用できるようにしている(例:同じ条件でクラス1500→クラス800になるなど)。 しかしながら、機器フランジのPTレーティングについては、高压ガス保安法 特定設備検査規則の例示基準の質疑応答集(H24)においてJPI-7S-15-1999に従うよう明示されており、ASMEの最新版と同じJPI-7S-65-2011は「まだ」高压ガス保安法で承認されていない。 また、配管のPTレーティングについては高压ガス保安協会の「KH S0801(2004) 高压ガスの配管に関する基準」が発行されており、この基準にも7S-15-1999によるこの規定があり、ASMEの最新版と同じJPI-7S-65-2011が採用できていない。 そのため日本では機器、配管ともに肉厚が厚くなるなど、最新のASMEに基づいて設計、建設されている他国の工場と比較してコスト高になっている。米国API石油学会規格では機能性基準が採用され、業者の責任と判断の下で製品が作られている。これにより、機能を満たしつつ価格競争力のある製品の製造が可能となっているという実績がある。 日本においても、原則として機能性基準を適用する規定としての運用は十分可能と思われる。また、製品の価格競争力を高め、維持するためにもこのような改正(もしくは運用)が必要と解される。	石油連盟 経済産業省	その他	高压ガス保安法における技術上の基準については、平成8年に規制緩和の観点から、これまで定量的な記述となっていた基準上の要求事項を定性的な表現に改し、当該性能規定を満たすことを事業者が示すことができれば、技術上の基準に適合している旨評価することとしています。また、調達において、容器等の種類別に機能性基準を満足する例示基準を示し、運用上の便宜を図っています。 一方、容器保安規則、特定設備検査規則、一般高压ガス保安規則等の省令で定められている規定に適合しない機器の製作、高压ガスの製造等を行うとときは、経済産業大臣の特別認可(大臣特認)を得ることで、実施することができます。 なお、ご提案のJPI規格は、高压ガス保安法・省令に基づく例示基準に引用されていません。	ご提案のJPI規格は例示基準に引用されていませんので、提案者に提案趣旨を確認した上で、対応について検討します。 なお、例示基準に引用されていない規格であっても、法で求める安全性が確認されれば、適用可能です。	
126	10月17日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	高压ガス保安法における大臣認定弁の規程の除外	【内容】高压ガス保安法で使用する弁に対して大臣認定弁の規程を除外していただきたい 【理由】高压ガス保安法では、大臣認定弁の規程があり、弁を使用する場合は大臣認定弁の使用が義務付けられているのが実態である。認定を受けるために一般弁を製作する過程に加えて追加の検査等が要求されていることや、認定を受けた場合でも使用条件を変更する場合は再認定の取得を要されるなど価格競争力や納入期間、有効期限の管理に対して大きな制約を受けている。 また、認定品を使用した場合の変更工事は、条件により経費の変更工事とできる場合がある等、認定品に対する後遺措置が講じられている。 一方、一般規格(日本石油学会[JPI]や米国石油学会[API])に基づいて製作される弁は、各規格にて必要な設計・検査の要求事項を整理しており、製造者の責任と判断のもとで機能を満たしつつ価格競争力のある製品の製造が十分可能である。 従って、現行の認定品制度を用いなくても性能・品質の確保は可能と思われる。また、製品の価格競争力を高め、維持するためにも大臣認定弁の規程を除外することが必要と考えられる。	石油連盟 経済産業省	事実確認	高压ガス保安法では、高压ガスによる災害の防止、公共の安全の確保を目的に、高压ガス設備の設置等にあたり、都道府県による完成検査や保安検査を受けることを義務付けています。 一方、審査合理化の観点から、大臣認定制度を別途設け、認定試験者(高压ガス保安法関係省令の技術基準に基づいて高压ガス設備を製造し、自ら製造した高压ガス設備に対して耐圧試験、気密試験及び強度確認を適切に行うことができる者)が製造及び試験を行った高压ガス設備を使用した場合、当該設備に係る都道府県の完成検査及び保安検査は要しないとしています。	大臣認定制度は、高压ガス保安法等に定める各要件を満たし、経済産業大臣の認定を事前に受けることにより、高压ガス保安設備の設置等に際し行われる都道府県の完成検査及び保安検査を簡素化できる制度であり、ご提案にあるような大臣認定品の使用を義務付けるものではありません。 そのため、一般規格に基づく弁や特殊な弁の使用にあたっては、通常の設備と同様、都道府県知事等が行う完成検査及び保安検査による基準適合が認められると、大臣認定品でなくとも使用可能となります。	
127	10月17日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	高压ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	【内容】高压ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者認定制度において、検査組織の長および検査管理組織の長の代理者の選任を認めいただきたい。 【理由】高压ガス保安法では、保安統括者等の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその代理者を選任して、職務を代行することが認められている。 一方、同法の認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度においても、検査組織の長および検査管理組織の長を選任し、省令別表に定める業務を行っているが、保安統括者等と同様、疾病等により職務を行うことができない場合も想定される。 これら検査組織の長、検査管理組織の長については、資格要件を満たす者から代理者を選任することで、省令別表に定める業務を代行することは可能であると考えられることから、代理者の選任を認めていただきたい。	石油連盟 経済産業省	検討を予定	保安統括者等の代理者については、高压ガス保安法第33条において、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、その職務を代行させなければならないと定めています。 一方、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者(以下「認定検査実施者」という。)に係る職務の代行については、規定しておりません。	検査及び検査体制等、保安管理の実態を踏まえ、今後、代理者選任の適正性を検討する予定です。	
128	10月28日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	食品リサイクル法の見直し	食品リサイクル法に關し、各自治体(都道府県・市町村)の役割を明確にしていきたい。 (1)食品リサイクル法については、対象が食品関連事業者となっているが、実際にリサイクルを推進するためには、都道府県、市町村等の自治体の協力は不可欠である。 (2)事業系一般廃棄物として処理される食品循環資源を無償でリサイクルしていくためには、広くリサイクルを受け入れる施設の建設を始め取組運至に至るまで、自治体の支援は大変重要である。 (3)政府(農林水産省や環境省)が進める食品リサイクルについても、容器包装リサイクル法と同様に自治体の役割(国の方針に基づき食品リサイクルに取り組むこと)を明確にする一方で、食品循環資源が有効に利用される環境が整と考える。	(一社)日本フランチチェーンズチェーン協会 農林水産省 環境省	検討を予定	食品リサイクル法第6条において、地方公共団体の責務として、その地域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならない旨規定しています。 また、食品リサイクル法基本方針においても、地方公共団体の取組の方向として、その地域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するため必要な措置を講ずるよう努める旨規定しています。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第6条 食品リサイクル法(以下「法」という。)は、前回改正法の施行(平成19年12月)後5年が経過していることから、法附則に基づき、昨年3月より農林水産省と環境省において食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会(以下「合同委員会」という。)を開催し、法の施行状況の点検を行っているところ。当該合同委員会における地方自治体の役割に係る議論も踏まえながら、地方自治体においても一層食品リサイクルが推進されるよう、更に検討を行ってまいりたいと考えています。 なお、環境省においては循環型社会形成推進交付金、農林水産省においてはバイオマス産都市関連の予算により地方自治体の食品リサイクルを推進しており、引き続き、地方自治体の再生利用の取組を支援してまいります。	
129	10月28日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	電気主任技術者試験の科目免除期間の延長	現行3年 要望 無期限 1・2種の一次試験の免除期間 現行2年 要望 無期限 電験の試験制度を改革し、国家試験での資格取得をしやすくするべきではないか。手始めとして、科目免除期間の延長を行い、長期に渡っての勉強でも資格取得をしやすくするよう提案をする。	個人 経済産業省	検討を予定	第1種及び第2種電気主任技術者の取得のためには1次試験と2次試験に合格する必要がありますが、1次試験合格者は合格の年から2年間1次試験を免除し、1次試験の一部の科目に合格した者は、合格した年から3年間その合格した1次試験の科目が免除されます。	ご要望を踏まえ、科目免除期間や試験免除期間の延長の可否について、外部有識者の意見も踏まえつつ検討を進めます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	当該法令等	措置の概要(対応策)
134	10月31日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	再生利用認定の対象範囲拡大について	【内容】 ○再生利用認定制度について、燃料利用のための加工事業を対象とすること。 【提案理由】 ○再生利用認定制度では再生利用として確立された廃棄物の加工事業を行う場合、廃棄物処理法の許可が不要となる。 ○現在、再生利用として、原料利用のための加工事業は認められているが、燃料利用のための加工事業は認められていない。産業廃棄物の再生利用促進のため、燃料利用のための加工事業も対象とすべきである。	公益社団法人リース事業協会	環境省	再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、当該認定を受けた者については廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可を不要とするものである。本制度の対象となる再生利用の内容の基準には「受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものではないこと」と燃料として使用される再生品を得るためのでないことと規定しています。	対応不可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の2 同法施行規則 第12条の12の2、第12条の12の4 循環型社会形成推進基本法 第7条	本制度は、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するための制度として創設された特例的な措置であり、①再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと、②こうした再生製品を生み出すためには、既存生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること、等が確保される場合については、国の認定により業及び施設設置許可を不要としているものです。 御提案事項については、廃棄物処理に優先順位を定めている循環型社会形成推進基本法の趣旨等を鑑みれば、再生利用認定制度の「再生利用」に係る考え方に燃料利用のための加工事業等の熱回収まで含めると、この優先順位に沿った処理が確保できなくなるおそれがあります。また、熱回収に伴う有害物質対策は、日常的・地域的監視が必要になります。これらのことから、特例措置として熱回収を含めず、再生利用までを対象とすることが適当であると判断されたところであり、御提案にお応えするのは困難です。
135	10月31日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)について	【内容】 ○バイオマス発電所について、熱回収施設として認めること。 【提案理由】 ○現在、食品リサイクル法の熱回収施設の認定条件を満たしているにも関わらず、運用上、バイオマス発電所は熱回収施設として認められていない。 ○再生可能エネルギー普及のため、バイオマス発電所について、熱回収施設として認めること。	公益社団法人リース事業協会	農林水産省 環境省	食品リサイクル法においては、食品関連事業者の工場等の近隣にリサイクル施設がない等の理由により再生利用が困難な場合で、一定以上のエネルギー利用効率が確保又は熱の有効利用が可能な場合において、食品関連事業者に対し熱回収が認められるものとされています。	現行制度下で対応可能	循環型社会形成推進基本法第7条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第1条第2項	バイオマス発電所であっても、一定の効率以上で電気・熱を利用する場合には、熱回収施設としての基準を満たすものと考えます。 ただし、食品関連事業者における再生利用等実施率の熱回収として認められるには、上記基準に加え、循環型社会形成推進基本法に定める優先順位に則り、近隣にリサイクル施設がない等の要件を満たす必要があります。
136	10月31日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	自社工場間の廃棄物の収集運搬に関する規制の緩和	【提案の具体的内容】自社工場間の廃棄物の収集運搬の許可を不要にすべきである。 【提案理由】現状、廃棄物の処理設備をもつ工場以外で発生した産業廃棄物の処理を行っているが、収集運搬は許可を持つ収集運搬業者に委託している。自社製品の配送の碍り便等を使用すれば、確実に収集運搬される。不法投棄も減り、同時に物流効率も上がり、運搬等での二酸化炭素の排出量も減ることが予想される。特に、製紙関連ではバイオマス(木屑、紙屑)から熱や電力などのエネルギー回収を行っており、温暖化対策にもなる。また、資源の有効利用が図られ、産業廃棄物最終処分場の延命も図られる。	公益社団法人関西経済連合会	環境省	他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行うとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされています。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処分任せにするとどこにでも扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等を踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができることと認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているものです。また、排出事業者自らが運搬する場合又は産業廃棄物処理業者が運搬する場合のいずれであっても、産業廃棄物が飛散流出しないこと等の産業廃棄物処理基準を遵守できる、適切な運搬車両等により運搬される必要があります。	現行制度下で対応可能	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	御指摘の「自社工場間の廃棄物の収集運搬」について、事業者が自らの排出した産業廃棄物を運搬するのであれば、収集運搬業の許可は不要です。
137	10月31日	12月24日	2月7日	エネルギー・環境	産業廃棄物処理許可の拡大	【提案の具体的内容】産業廃棄物処理許可を拡大すべきである。 【提案理由】現状、自社工場内の処理設備をもつ工場以外で発生した産業廃棄物の処理を行っている。ただし、処理業の免許を持っていないので、処理できるのは自社内だけである。処理業の免許等を取するには時間が掛かる。また、間伐材などのバイオマスは、都市部では運搬などに費用が掛かるために不足している。バイオマス(木屑、紙屑)から熱や電力などのエネルギー回収を行っており、温暖化対策にもなるので、都市部にあるグループ企業の産業廃棄物を処理できるようになれば、不足しているバイオマス燃料を補えることができ、資源の有効利用が図られ、温暖化対策や産業廃棄物最終処分場の延命も図られる。	公益社団法人関西経済連合会	環境省	他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行うとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされています。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処分任せにするとどこにでも扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等を踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができることと認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているものです。	対応不可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項	左記に示したとおり、業として行う産業廃棄物の処理については、産業廃棄物の処理を適正に実施することができることと認められる者へのみ許可することによって、生活環境の保全等の廃棄物処理法の目的を担保しているところであり、こうした観点から、各企業が別個の法人主体である場合には、他の企業の委託を受けて産業廃棄物の処理を行う法人主体は産業廃棄物処理業の許可が必要であるため、当該許可の取得に時間を要するとしても、廃棄物処理法に則り、産業廃棄物処理業の許可の取得をして下さい。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
138	10月22日	12月24日	3月31日	エネルギー・環境	ビル衛生管理 所衛生基準 規程の浮遊 粉塵基準の 0.15mg/m ³ は早急に改定 すべき	<p>ビル衛生管理法、及び事務所衛生基準規則の浮遊粉塵基準の0.15mg/m³は早急に改定すべき。この浮遊粉塵濃度基準の0.15mg/m³は、元々1968年の大気汚染防止法の値を参考に、1971～72年に決定されたもので、環境省の大気汚染による「微小粒子状物質PM2.5に係る環境基準」は、2009年9月に「1年平均値が15μg/m³(=0.015mg/m³)以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³(=0.035mg/m³)以下であること」と告示された。</p> <p>・一般室内の浮遊粉塵の大半はPM2.5の9割以上を占めるが、大気汚染と屋内由来で健康影響(毒性)が特段に違っていない。環境省の基準を参考に早急に改定すべきであり、環境省の基準値が決められて4年も経つのに0.15mg/m³が全く見直されないのは、国民の健康を損ない続けている。</p> <p>・WHOの発がん性を評価している専門組織の国際がん研究機関(IARC)は2013/10/17に、PM2.5を含む粒子状物質について、肺がんなどの発がん性の5段階のリスク評価で最も危険が高い「グループ1」に分類し、アスベスト、喫煙、コールドタルなどと同等のリスクに当たると発表した。</p>	NPO法人子どもに無煙環境を推進協議会、NPO法人日本禁煙学会	厚生労働省	事務所衛生基準規則第5条第1項第1号に基づき、事業者は、空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。以下同じ。)又は機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう。以下同じ。)を設けている場合は、窓に供給される空気1立方メートルに含まれる浮遊粉じん(重量をいう。)が、0.15ミリグラム以下となるように、当該設備を調整しなければならないこととされています。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条により、空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合は、浮遊粉じんの量を空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下となるよう浄化して空気を供給することとしています。	その他	事務所衛生基準規則第5条第1項第1号、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1項第1号	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び事務所衛生基準規則において定める浮遊粉じんに係る基準は、事務所等に設けられる空気を供給する空気調和設備又は機械換気設備について、建築物における衛生的環境や労働安全衛生の確保のためにその供給空気又は空気の供給方法に係る性能に関して定め、事業者又は特定建築物の所有者等に対してその遵守を義務づけるものです。</p> <p>他方、「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」で定める微小粒子状物質に係る基準は、「大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」であり、その性格が異なることから、両者が必ずしも一致する必要はないと考えています。</p> <p>屋内空気中のたばこ煙による健康被害に対しては、受動喫煙防止対策を推進する必要があります。</p> <p>たばこ対策については、平成15年に健康増進法を施行し、また、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべき旨、各自自治体を通して周知する等の受動喫煙防止対策を実施するとともに、平成16年にたばこ規制枠組条約に署名をしたところであり、禁煙支援を含め、たばこによる健康被害から国民を守る対策を進めているところであります。</p> <p>また、職場における受動喫煙防止対策については、中小企業事業主を対象とした喫煙室の設置費用の助成や無料相談窓口の設置等の支援事業を実施しているところであります。</p>
139	2月5日	3月5日	3月31日	エネルギー・環境	特定電気用品の適合性検査の国際規格代替許可のお願い	<p>特定電気用品の輸入での手続きの改善をぜひともご検討いただきたく、お願いいたします。問題となる内容ですが、特定電気用品、または、特定電気用品の組み込まれた製品を輸入販売する場合、日本国内で菱形PSEとなり試験機関に技術適合性の検査の依頼をしなければならないこととなります。</p> <p>この費用が高額で、大量に輸入する場合はいいのですが、特殊な用途の場合、輸入する数量が少ないので菱形PSEが取れなくて、輸入を残念することがあります。特殊用途、数量が少ないのは、研究などに使われる近未来的技術の場合が多く、わが国の技術発展を阻害しかねない状態にもなります。米・欧州などの先端技術の開発関係機器など国際規格CSA、ULはもちろん取得できているものです。今までのPSEが国際規格からかけ離れていたためか、取得されていません。このような機器が輸入できずにいるような状態です。</p> <p>国際規格を取得している場合、現状の菱形PSEの検査を一部免除するなどして必要な費用の改善は、できないものでしょうか？</p> <p>米・欧州からの輸入品限定での特例でもかまいません。登録制でもいいですので、何らかの対策をお願いします。</p>	個人	経済産業省	電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下「法」という。)は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造者」という。)に対して、法第8条第1項で電気用品の技術基準適合義務を規程しています。また、当該電気用品が特定電気用品である場合は、法第9条第1項の規定に基づき、さらに登録検査機関による適合性検査を受けることを義務付けています。	現行制度下で対応可能	電気用品安全法第8条第1項、電気用品安全法第9条第1項、電気用品の技術上の基準を定める省令	<p>電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、原則として技術基準適合義務が課されていますが、法第8条第1項第2号において、新製品開発等を目的として試験的に製造又は輸入する場合については技術基準適合義務が免除される旨を規定しており、法第8条第1項第2号に該当する場合は、法第8条第1項に定める特定電気用品の登録検査機関による適合性検査が免除されます。</p> <p>上記の例外規定に該当しない場合は、法第8条第1項に定める技術基準に適合させる必要がありますが、解釈別表第12に規定する基準は、我が国の配電事情等を踏まえ、国際規格と一部異なるため、国際規格を取得していても、法が要求する技術基準への適合を確認する必要がありますが、当該製品が特定電気用品である場合は、販売前までに適合性検査を受ける必要があります。</p>